

第六十七回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第八号

昭和四十六年十一月三十日(火曜日)

午前十時十二分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 金丸 信君

理事 二階堂 進君

理事 毛利 松平君

理事 細谷 治嘉君

理事 門司 亮君

理事 天野 光晴君

理事 石井 一君

理事 江藤 隆美君

理事 大石 八治君

理事 大村 襄治君

理事 木野 晴夫君

理事 正示啓次郎君

理事 田中伊三次君

理事 谷垣 專一君

理事 西銘 順治君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 井上 普方君

理事 川俣健二郎君

理事 武部 文君

理事 榑崎弥之助君

理事 美濃 政市君

理事 伊藤惣助丸君

理事 斎藤 実君

理事 小平 忠君

理事 東中 光雄君

理事 出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 前尾繁三郎君

外務大臣 福田 赳夫君

厚生大臣 斎藤 昇君

理事 國場 幸昌君

理事 森 徹郎君

理事 久保 三郎君

理事 中川 嘉美君

理事 池田 清志君

理事 宇田 國榮君

理事 小淵 恵三君

理事 大野 明君

理事 加藤 陽三君

理事 佐藤 文生君

理事 關谷 勝利君

理事 田中 龍夫君

理事 谷川 和穂君

理事 藤波 孝生君

理事 箕輪 登君

理事 豊 永光君

理事 石川 次夫君

理事 木島喜兵衛君

理事 中谷 鉄也君

理事 堀 昌雄君

理事 山口 鶴男君

理事 桑名 義治君

理事 二見 伸明君

理事 田畑 金光君

理事 米原 利君

出席政府委員

内閣官房副長 三原 朝雄君

内閣法制局長 高辻 正巳君

人事院事務局長 茨木 広君

管理局長 砂田 重民君

総理府総務副長 鶴崎 敏君

官 防衛庁参事官 久保 卓也君

防衛庁防衛局長 島田 豊君

防衛施設庁長官 銅崎 富司君

防衛施設庁総務 岡部 秀一君

防衛施設庁総務 部調停官

沖繩・北方対策 庁長官

通商産業大臣 田中 角榮君

大蔵大臣臨時代 理 丹羽喬四郎君

運輸大臣 廣瀬 正雄君

郵政大臣 西村 英一君

建設大臣 渡海元三郎君

自治大臣 山中 貞則君

官 總理府総務長

官 農林大臣臨時代 理

官 國務大臣

官 國家公安委員 會委員長

官 行政管理局長

官 防衛庁長官

官 國務大臣

官 經濟企画庁長

官 科學技術庁長

官 國務大臣

官 環境庁長官

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

官 國務大臣

沖繩の教育委員公選制存続等に関する請願外一件(小林信一君紹介)(第二五五〇号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出第一号)

沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案(内閣提出第二号)

沖繩振興開発特別措置法案(内閣提出第三号)

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案(内閣提出第六号)

國家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第一号)

沖繩平和開発基本法案(細谷治嘉君外十六名提出、衆法第一号)

沖繩における雇用の促進に関する特別措置法案(川俣健二郎君外十六名提出、衆法第三号)

〇床次委員長 これより會議を開きます。

内閣提出にかかる沖繩の復帰に伴う特別措置に關する法律案、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に關する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案、國家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件、細谷治嘉君外十六名提出にかかる沖繩平和開発基本法案、及び川俣健二郎君外十六名提出にかかる沖繩における雇用の促進に関する特別措置法案、以上の各案件を一括して議題といたします。

十一月二十九日

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案反対に関する請願(小林信一君紹介)(第二五四九号)

委員外の出席者

沖繩及び北方問題に関する特別委員会調査室長 綿貫 敏行君

委員の異動

十一月三十日

辞任

佐藤 守良君

正示啓次郎君

山下 徳夫君

井上 普方君

中谷 鉄也君

山口 鶴男君

同日

辞任

江藤 隆美君

加藤 陽三君

榑崎弥之助君

堀 昌雄君

補欠選任

西銘 順治君

村田敬次郎君

江藤 隆美君

榑崎弥之助君

武部 文君

堀 昌雄君

補欠選任

山下 徳夫君

佐藤 守良君

井上 普方君

山口 鶴男君

質疑を続行いたします。中谷鉄也君。

○中谷委員 私は本日、いわゆる軍用地法案を中心として質問をいたしたいと思ひます。質問の内容は、期間の問題、告示の問題、自衛隊の公共性と新規使用に関する問題、そうして最後に、はたして、このような法案がなくとも処理できたのではないか、できるのではないかと私の法律上の見解、これらの問題について順次質疑をしていきたいと考えます。

まず最初に、復帰の際に現にアメリカ合衆国軍隊の用に供せられている土地というのは、すでに協定特別委員会の審議において明らかになったごとく、それは許可、私契約すなわち直接契約、そうして布令二十号、土地取用令、これらの権原に基づくもの、すなわち、これらの権原に基づかないものについては現に用に供されているものにはならないということ、これはすでに論議されたこととでありますから、それを前提として外務大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、許可の問題。七カ所の訓練場の許可の問題でありますけれども、一般的にいって、市町村長は私有地についての許可権限などというものは無い。したがって、外務省見解によれば、これは一種の契約であるといわれている。だとするならば、その契約は、契約の当事者は一体だれなのか、私有地、すなわち地主との代理関係は一体どうなのか。代表し、授権によりとあるけれども、その権利関係は一体どうなっているのか。これらの問題についてお答えをいただきたい。

○福田国務大臣 先般協定委員会において、実体的には、これは許可とあるけれども契約だと、こういうふうな申し上げてありますが、その詳細な法的見解につきましてはアメリカ局長からお答え申し上げます。

○吉野政府委員 お答えいたします。実体的関係は、先生もすでに御指摘のとおり、市町村長が土地所有者の代理人として琉政当局と契約する、こういうことになっております。

○中谷委員 最初からどうも——質問そのものが理解できていないようですね。演習区域の許可の問題をお尋ねしているんですよ。ですから、いまの答弁は間違ひですね。

○吉野政府委員 この一時使用の権限につきましては、市町村の授権または許可というような区々の表現がとられていますが、これを法的に見ますと、私有地については、市町村長を代理人とする地主と米軍との間の土地使用に関する契約であることとわれわれは観念しております。したがって、これは市町村長が米軍に対して、すなわちユース側に對して、土地所有者の代理人として契約してある、このように解しております。

○中谷委員 そこで、演習地の使用許可について——総理、これはあとでお尋ねしますが、よく聞いておってください。演習地の使用許可について、私有地、すなわち地主全員の授権があったなどというふうな実態は、明確に言えますか。

○島田(豊)政府委員 市町村長が米国の民政府に對して一時使用の使用許可証を出すわけでありますが、その中に、関係土地所有者にかわつて、かつ、彼らの代表として、私何々村長は何年の七月一日から翌年の六月三十日までの期間、合衆国軍隊の訓練場としてこれの区域の使用についてここに同意し、許可することとございまして、先ほどアメリカ局長から御答弁ありましたように、土地所有者にかわつて、かつ、彼らの代表として同意し、かつ、許可する。そして、市町村長がこの使用許可証を発行するにあたりましては、地主の同意を取りつけて、そしてその代理者として、代表として使用許可を与える。そして、これに基づきまして米軍のほうは使用料を払うわけでございますが、その使用料はそれぞれの地主に市町村長を通じて還元をされる、こういうこととでございます。

○中谷委員 実態をお聞きしているのです。全部の地主の授権、すなわち市町村長に対する代理というものが欠けなしに行なわれているということが言えますか。かりに行なわれていないとするならば、その部分についての契約は一部欠落ということに相なりますね。こういう質問なんです。

そこで、これは二つの側面を持ちます。防衛庁長官は、この法案についての提案理由の中で、海外へ行っている人も、所在不明の人も、だからやむなくこの暫定使用法案をかかせるのだと、こういうふうにおっしゃっている。もしこの七つの訓練場について、完全にすべての地主の市町村長に対する代理がなされているというふうな状態であるならば、利害関係人は全部明らかになっているということにならざるを得ない。そうすると、暫定使用法などというふうなものは必要がないことになり、かりにアメリカ局長のおっしゃる通りに、代理権限について、たとえばAという人が土地を持っておった、その人が死亡した、そうすると、妻と子供が三人おった、一人の子供が本土へ来ておる。全部についての代理が必要ですよ。そういうふうなものを全部おとりになっているのですか。そういうふうなものを同意書として取りつけておられますか。その点はいかがでしょうか。いづれにしても、どちらの答弁が出ても、アメリカ局長の言うとおりであるならば、七つの訓練場についてはこの法案は必要がない。そうして提案理由のとおりであるならば、演習地については許可の一部欠落がある、契約の一部欠落があるということにならざるを得ないと思うのです。この点についてどちらの答弁を政府のほうで統一見解としてされますか。どちらの答弁をおとりにしても私はけっこう。しかし、いづれにいたしましても、そうなる法案がその部分については必要がないということになるか、あるいは演習地が使えないということになるか、どちらかになると思う。いづれにしてもお答えいただきたい。

○西村(直)国務大臣 中谷君は、ただいま七つの演習地の問題で御質問になりました。それは具体問題であります。私の趣旨説明は、沖繩の提供すべき基地、その他公用地等全般につきまして、もちろん、海外に行っているとか、あるいは不在者があるとかいう趣旨で、全体をさして私どもは申し上げたわけであります。

○中谷委員 では、総理にお尋ねをいたします。私の質問の趣旨は理解をさせていただいたと思ひます。実態は、私の理解するところによりますと、アメリカ局長の答弁は私は間違ひだと思ひます。そういうふうな授権、代理があり得るはずがないと思うのです。しかし、アメリカ局長の答弁のとおりだとしますと、この七つの演習場については、関係者が多数で、そうして所在が不明で、だからこの暫定使用法案を適用するのだというこの論理性は欠けることになりませんか。総理、いかがでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 いまのは法律関係ですから、法制局長官から説明させます。

○高辻政府委員 お尋ねの問題は、現地における許可という形を持った法律行為の身についての問題でございますが、その許可の性格は、先ほどアメリカ局長からお話ございました。ところで、御質疑の中にありますように、もしそれが契約でありとすれば、今度の公用地暫定使用法案のごやつかいになる必要はないではないかというところが一つあったかのように思ひますが、それがもし契約であるとしたとしても、その契約の身がいかなるものであるかにもよりますので、一がいには言えないように思ひますが、あるいは私が理解不十分な点もあるかと思ひますので、もう一度お願いいたします。

○中谷委員 全く理解不十分です。きょうは法制局長官は昨日のようなわけにはまいりませんか、ひとつ……

そこで、アメリカ局長にもう一度お尋ねいたしますけれども、許可証というのは文書で出ていますね。これについては委任状をつけないければいけませんよね。これはもうとにかくあたりまえのこととしましょう。そういう委任状はついているのだとおっしゃるけれども、一体委任状は一つの訓練場について全部ついているというふうなことが言え

ますか。
もうちょっと意地の悪い質問をいたしましょうか。よろしいですか。

たとえば、ある土地について抵当権の設定をしている場合、使用目的が変わってくるということになれば、抵当権者の市町村長に対する、そういうふうなこともつけようという代理も要りますね。そういうふうな委任も要ります。そういうふうなものもつけておられますか。とっておられないでしょう。もう大体とっておられないことははっきりしている。

もうちょっと質問を続けます。

要するに、契約の本身が欠落してきますから、すでに二つの演習場については、協定特別委員会において、用に供されてないということではもう提供できないことになった。あと残りの演習場についても、かりに許可された部分、すなわち、契約のある部分とない部分とがあるのだから、演習場として使うということになればどんな使い方をするのか、結局三段飛びをやってもならなければいかぬ。ここは許可がないから、ここは契約がないから使っちゃいかぬ、ここはとにかく演習場だということのかっこうにしかかなり得ませんね。だから、その授權関係をもう少し詳しく言ってください。

○吉野政府委員 お答えいたします。

御存じのとおり、この一時使用の演習地と申しますのは、一年にせいぜい二日ないし十日ぐらいの間を使うものでございまして、実際には、土地によつてはそれほど損害を受けるとか現実に使用されるというふうなことが起きない性格のものであると思います。したがって、市町村長がその部落を代表しまして、地主の承諾を得た上でこの許可証を発出するわけでございしますが、しかしながら、地主と部落長との関係というものは、やはり一つの小さな部落の個々の地主との個人関係でございしますから、その間は非常にぎくしゃくした形式的な行為を要しない性格のものでござい

す。したがって、区長といたしましては、このようなことにつきましても法律的形式行為を必ずしもしていない、こういうようなことがあるのではないかとわれわれは思っております。

○中谷委員 では、法制局長官にお願いいたします。

法律家の法律論をやっているのですよ。何となしにとかく許可があつたんだ、何となしに代理があつたんだ、ぎくしゃくしてないのだからかんにんしてください、そんな話が世の中通りですか、一体。そうでしょう。要するに私が言いたいのは、個々の地主との契約だというなら、本来ならその契約書を出さなければいかぬ。結局、本来そういうものを許可というかっこうで擬制しているのだから、委任状が出なければいけません。私、手が痛いから、こうして腕もみしているのだけれども、そういうようなことで、そういうものが出なければいかぬ。

法制局長官、いまのようなアメリカ局長の答弁で、一体許可があつたとか契約があつたとかいうことが言えますか。少なくとも代理関係が明確でないものについて——自分の土地ですよ。自分の土地を人に貸す場合に、AがBに対する代理関係が明確でないものについて、かりにAがBの代理人として契約をしたとしても、そういうふうなものは契約にはなり得ない。その点については委任しているはずがないのだ。委任してないものについて契約というものはなり得ない、これはもうあたりまえのことですね。法制局長官に出ていただく必要もない。この点いかがですか。

○高辻政府委員 お話のように、法律行為をなすにあたりましては、通常そういう代理関係を明確にするというところが一般の例であることは、仰せのとおりであります。しかし、そういうものがなければその間に委任がないというの、実は早計ではないかと思ひます。要するに、おっしゃるように、立証の関係をどう立てていくかという問題に帰着するわけで、それがなければ全部ではないはずであるというのは、少し早過ぎるのではない

かという気がいたします。

○中谷委員 少しも早くないのです。何も代理が書面によらなければならぬとまで私は言っていないのです。法律論として一番簡単な——外務省がすぐ、これはとにかく参りましたと言へばいいところを、なかなかおっしゃらないから、一番簡単なところでこれは時間食つてしまつてはいけません。要するに、形式が、書面によらなくても、口頭であつても、代理がないものについては、授權がないものについては、私の土地を貸しますという——沖繩から東京へ来て住んでいる土地の所有者もいるでしょう。そういう人が、とにかくそういうことを言わない以上は、その部分については契約はないことになるでしょう。立証の問題まで入っているんじゃないのです。法制局長官に弁護人をお願いしているんじゃない。法律論として、代理がなければと言っている。その点いかがですか。あたりまえのことを聞いています。

○高辻政府委員 代理なしに代理ができなくて、これはもう言うまでもないことであります。代理があるということ、いま政府当局の先ほどの御説明はその点についての御説明であつたように伺つております。

○中谷委員 こういうふうなことで時間をとりたくないけれども、アメリカ局長にお尋ねいたしますが、代理があつたというなら、一体、代理の形式はどういう形式で代理があつたのですか。たとえば、一つの訓練場を例にとりましようか。ある訓練場を例にとつて、どういうふうな代理を受けた、実態関係を全部一べん言ってください。

○吉野政府委員 先ほどからたびたび御説明しているように、代理の実質は、口頭による委任だろふと思ひます。御存じのとおり、これは地主が全部一年ごと使用料の分配を受けているわけでございします。したがって彼らは、代理あるなしにかかわらずこの契約の利益を得ているわけでございまして、したがって、実質的には彼らは市町村長のやる行為を是認しておるわけでございします。したがって、その意味でも実質的な契約関係がで

きておるわけでございます。

○中谷委員 もう一度——きょうは私はかんで含めるようにものを言っているんですよ。要するに、ある訓練場の近くの村にAという人が住んでいた。その人とかく共有している人がB、C、Dであつた。B、C、Dというのは、那覇に任んでおり、本土へ来ている。Aがかりにとかく地代を受け取つておつたからといって、B、C、Dが契約をしたことにもならないし、代理したことにもならないし、口頭による委任があつたのでしようということをつたつて通らないのですよ。通りませんね。したがって、どちらにしろんでも私はけつこう、この答弁は、あなたがあくまで、とにかく演習場の——東京まで調べてあるのです。東京へ来ているその土地の所有者さへも、口頭によるとにかく委任をしているのですというふうにおっしゃるなら、この法案は、少なくともこの七つの訓練場——二つはすでにもう欠落をいたしましたけれども、あと残りの訓練場については、この法案は必要ないじゃないですか。土地の特別措置法を適用すればいいじゃないですか。そうですね、防衛庁長官。少なくともこの五つについてはそうですね。アメリカ局長は、全部関係者がわかつておると言ふんだから、とにかく全部の関係者からその点は口頭による委任を受けているんだから、それは全部の所在がわかつておるといふことなんだから。だから、わかつておらないから、何とかこの法律を通してくださいと言つて——この五つについては法律は無意味なものというに相なると思ふのです。だから、どっちにしても、政府は、防衛庁がとにかくこの法案をその部分については撤回しますと言ふか、あるいは外務省のほうが、いや、実は委任関係はつきりしないので、その演習場についてはどここの契約しかないんだというふうに言うか、どちらかを答えてもらわなければどうにもならない問題でしょう。この点いかがですか。

○島田(豊)政府委員 先ほどアメリカ局長からお答え申し上げましたように、正式の文書による代

○佐藤内閣総理大臣 いま西村防衛庁長官がお答えたように、私は、一年限りでやむもの、かように思いません。使用契約そのものは一年ごとに更新はしておるけれども、それはやはり永続的に使用される、しかし、それがあまり継続的に長くなつては困る、こういうことで、ある程度、期間的に三年ぐらゐならその間は大体いいだろう、こういうような考え方で、私は別に矛盾はしておらないと思ひます。ことにこれがアメリカの施政権下でいろいろな事情がある、そういう場合に、いままでのような使用料等についてもいろいろ問題が起きている、そういうような場合の期限が非常に短かつた、こういうことと、今度祖国復帰の後の扱い方、これは私はむしろこちらのほうが本筋で、いままでのような一年ばかりでやつてゐること、これはほんとうに施政権がアメリカにあつた、こういう関係でそのことを要求された、かように解釈することもできるのじゃないか、私はかように思ひます。必ずしもこれは施政権がこちらへ移つて非常な不利益になつた、かように考えることにはならないのじゃないか、かように思ひます。

○中谷委員 総理に申し上げたいと思ひますけれども、こういうことでございます。施政権下における賃借の態様については、不定期賃借権、要するに期限の定めのないものと、暫定賃借権、五年のもの、そしてこの演習地の一年と、三つあつたわけですね。それぞれ使用目的、態様、必要性によつてそういうふうなきまつておつた。それを、いまの総理の説明は、一年でいいのですよとアメリカが言つておつたものを、そして結局、地主の側からいへば、いつでもそれはとにか更新を拒否できるという権利を持つてゐるものなんです、その権利を奪うことにはなりません、少なくとも、三年だということにかぶせてしまへば。

○佐藤内閣総理大臣 アメリカの施政権下において一年で更改されたことではないでしょう。それはやはり継続して使われているでしょう。そういうことは考えなければならぬ。それをやはり私は指摘したい。

「中谷委員」総理、間違つておられますよ」と呼ぶ。

○床次委員長 中谷君、発言を求めてください。中谷鉄也君。

○中谷委員 七つの訓練場がございまして、そのうちの二つは更新を拒否をして、だから用に供されないことになりましたね。だから結局あとの五つについても更新をする、すればこそ一年がさらにまた一年になつていくけれども、そうでない限りは一年ばかりになつてしまふわけですね。では、あとの二つの訓練場の問題、どういふふうに説明されるのですか。

○西村(直)国務大臣 あつた協定そのものが、引き続き使用してゐるという演習場である——引き続き使用してゐることは、契約なりその実態が引き続き使用される状況であるものという意味で、引き続きこの協定成立までに契約ができれば当然暫定使用の法律に入る、これはおわかりになると思ひます。ただし、それが協定の、いわゆる復帰までの時点に契約ができなければ、これは落ちるであらう、こういう御説明をしたのが前の……。残りの五つについて、要するに一年こつくりである、更改するのを、三年という暫定使用の法律の適用をするのは権利の侵害ではないか、確かに、その部分だけを考えれば、一年こつくりで契約できるのが三年という暫定使用権、権利を侵害してゐるようでありまふ。しかし、同時に、日本憲法のもとで、そして基本的には、訓練場等もさらにできるなら効率使用によつて整備したいという、日本政府の一つのそういう権利を守る姿勢も出てまいるのでありまふ。いま一つは、日本政府の手に移つた場合においては、基地周辺整備といううりな、相当本土並みの手厚い権利擁護の面も起つてまいります。したがつて、一方において、今度安保条約に基づく米軍——軍隊というものは、御存じのとおり、訓練がないならも存在の価値がない。そうすると、訓練には安定性を加え

なければいかぬ。そうすると、少なくともそういう法律上の網はかぶせる。しかし、できるだけこれ、そういうものを使わないでいこうというものが、あの暫定使用法的一条二項に書いてある、契約を主眼とすると書いてある精神であります。こういうふうな全体としてこれを御理解願えればいいのではないかと私は考えております。

○中谷委員 この法案が間違ひだという立場に立つていろいろな角度から申し上げて、最後にそういうふうな答弁があつて、御理解をいただきましたと言つても、理解ができるものじゃないかと思ひます。しかし、このことばかりやつていてもなんだから、次に参ります。

布令二十号によるものですが、外務大臣にお尋ねしたいと思ひます。

布令二十号というのは、適法手続を欠いてゐるもの、適法手続という近代法の原則からははずれたものというふうな理解してよろしいでしょうか。布令二十号による土地の収用、これは適法手続を欠いたものと私は理解いたしておりますが、外務大臣の御見解はいかがでしょうか。

○福田国務大臣 政府委員からお答えいたします。

○島田(豊)政府委員 布令二十号による各種の契約あるいは収用の手続というものは、これはアメリカの施政権下におきましては適法に行なわれておる、かように考えます。

○中谷委員 適法に行なわれてゐることが、近代法の適法手続の原則に背馳してゐるとは考えませんか。私はそのように思ひますが、と申してゐるのです。

○島田(豊)政府委員 近代法制というものがどういふことでございませうか、よく私理解できませんけれども、少なくとも日本本土における各種の手続あるいは権利関係、こういうものとは全く同じであるかどうかということについては、やはり若干の相違はあらうと思ひます。しかしながら、沖繩のアメリカの施政権下におきましては、これが近代法制からはずれてゐるというふうには私は

考えておりません。

○中谷委員 お尋ねをしておきますが、土地裁判所というものは訴訟をするのができました。しかし、土地裁判所は単に収用された土地の地位に對する訴訟だけであつて、土地の収用そのものを争うことはできなかったはずであります。こういうふうなものが、いわゆるアメリカ憲法修正五條、修正十四條あるいは大統領行政命令その他はありますけれども、そういうふうな土地収用令あるいは布令二十号というふうなものが、収用手続において適法手続を欠いておつた、これはもうあたりまえのことじゃないでしょうか。そういう趣旨で申し上げてゐる。お答えいただきたい。

○島田(豊)政府委員 沖繩におきます土地裁判所は、これは私詳しく調べたわけでもございませんけれども、いわゆる日本本土におきまふところの裁判所の形態とやや異なつたところがある、そういういろいろな権利関係の保障等につきまして、土地裁判所がすべてこれを取り扱うということにはなつておらないわけではございまして、したがひまして、そういう意味におきましては、日本の土地収用法におけるいろいろな諸手続と異なつておるといふことは、これは事実であらうと思ひます。

○中谷委員 長官、答弁に氣をつけていただきたい。土地裁判所のことについては詳しく調べておらないとおつしやいませう、いま、まさにあなたのお仕事は、沖繩の土地の問題について責任を持つてゐるのはあなたなんですよ。琉球の土地関係法令あるいはまた布令、布告、そのような問題を、島田さん、あなたは詳細に見なければいかぬ責任があるのです。土地裁判所の問題について詳細に知らない。土地裁判所に関する布令をお読みになつたことはないんですか。

○島田(豊)政府委員 読んでおります。

○中谷委員 読んでおるなら、答弁は要りませんけれども、適法手続にふさわしいものではない、適法手続にかなうものではないという答弁は、当然出てくるはずじゃありませんか。それを、二十

○佐藤内閣総理大臣 これは法律論じやありませんが、ばく然と私は、今回のほうが総動員法よりかやはり民主主義的な処置だ、かように思っております。

○中谷委員 ところが違うのです。私はこの点をまさに執念を持って調べてみた。ほんとうに私はこの問題については執念を持って調べてみた。協特においては発言の機会を与えられない。それで全くこれは調べてみた。そこで、時間をもったいないから、国家総動員法よりもこの法律のほうが手続を踏んでいないことは、法制局長官に耳打ちしていただいたら一べんにおかる。ただし、そのことは、もうすでに国家総動員法という法律は出た。すでにもう別の人が質問した。別の人が質問したことは私は聞かない。

そこで法制局長官にお尋ねしますが、軍事特別措置法という法律があったのを御存じですか。御存じですね。総理、聞いておっていただきたい。この軍事特別措置法という法律は、ちょうど昭和二十年の三月、沖繩決戦が行なわれたのが、昭和二十年の四月一日に沖繩へ米軍が上陸してきた。昭和二十年の三月に軍事特別措置法というのできて、そうして五月からそれが施行された。この軍事特別措置法という法律、すなわち、当時、一億玉砕とか本土決戦とか、すべて日本国民が戦争の渦中にあつたときのその法律、そのときの土地収用、その土地収用とこの法律と一体どちらが手続を踏んでいるかということ、私は法制局長官にお尋ねをいたしたい。

○高辻政府委員 私ら大体の法律は心得てはいるつもりでございますが、いま執念を持ってお調べになったと言ふほど、いま必ずしも十分には知っておりません。

〔中谷委員、書類を示す〕

しかし、現在あります公用地の暫定使用法案、これは収用収用とおっしゃいますが、これはいわゆる収用ではなくて、いわゆる暫定には御異論があるようでありますが使用でございしますので、その

点が一つと、それからもう一つは、この総動員法なりあるいは軍事特別措置法なりとお比較になりますのは、必ずしも適切ではないのではないか。と申しますのは、沖繩における現在の状態というものがある。沖繩に於いては、まさにこういふ法案が出るのでありまして、総動員法なり軍事特別措置法におけるそのバックグラウンドといひますか、その基礎といひますか、そういうものが同一であれば同一に論ずることができそうですが、その基礎が違ひますものについては、比較ができないのではないかと思います。

しかし、お尋ねは、どちらの手続が手続として十分になっているかといへば、いまの基礎を除いて考えれば、おそらく軍事特別措置法といへば、やはり場面の違う場面における問題としては、それなりの手続があつたものであらうと思ひます。いま十分に読むひまはございませんが、ありがとうございます。

○中谷委員 使用にしろ収用にしろ、国家総動員法、それから軍事特別措置法、そんな手続よりも手続を省略して——あとで一番大事な告示の問題をやりますけれども、手続を省略してやるといふうなことは、これは沖繩進駐中かというところから、自衛隊の沖繩進駐じゃないかということばが出てくることは、私は当然だと思ひます。そうではないでしようか。いま法制局長官に私はこの軍事特別措置法をお見せしました。さすがの法制局長官もこれまで調べておられなかった。しかし、これはちゃんとした収用手続についての手続を踏んでおります。勅令で踏んでおる。そんなことが、はたして民主国家において、近代国家において、いわゆるバックグラウンドが違ふんだ、基礎が違ふんだ、あるいはとにかく特別な事情なんだと言つて許されていいものかどうか、それはど二十九条の三項、個人の所有権といふものが奪われていいのかといふことを私は申し上げたい。二十九条三項といふものを、非常に抽象的に論議をするのではなしに、先例との比較において私は論議をしてみたいと思ふ。そういたしますと、

国家総動員法も、総理がおっしゃつたようではないのです。国家総動員法も、その収用の手続において、使用の手続においても、きわめて厳格なものを踏んでおる。しかし、そのような国家総動員法といふのは、日本の国が敗戦という道へ歩んでいったところのその一里塚になつたところの法律ではなかつたですか。そんなものよりもひどいものをつくるというふうなことが許されていいのか。これが私の、まづわが国の先例との比較において二十九条三項問題が出てくるじゃないか、そんなことが許されていいはずがないじゃないかといふところの議論なのであります。

次に、私は外務省にお尋ねしたいと思ひます。すくなくとも、ザールの一九五七年のときの条約、こういうふうなものについても、私はこんなものはなかつたと思ふ。それからイタリアが戦後一部を返還した、そのときにも私はこんなものをなかつたと思ふ。私はもつともいろいろものを調べてみようと申して調べてみた。満洲帝国の現行法令といふものを調べてみた。いわゆる満洲国といふ国を日本がつくつた。その満洲国の軍需徴発法という法律を調べてみた。その軍需徴発法という法律の中にさへも、今度のような土地収用といふようなやり方をやつていない。私はこのことを総理に指摘をいたしたい。こういうふうなことをあれこれ考へてみますと、世界にも例がない。外国にも例がない。いまだかつて日本に例がないのがこの法律じゃありませんか。それが憲法の精神に反しないと言へるんでしうか。これが私の総理の御所見を承りたいゆゑんであります。

○高辻政府委員 いろいろ戦前の法律を御指摘にならなから御卓説でありますので、それ自体は私は敬意を表して何っておりますが、しかし、公共の利益のためやむを得ない必要がありまうとき——これをそう認めるかどうか、まあ一つの問題であります。そういうときに、公益上の必要と、それから私人が受ける損失との均衡を考慮いたしまして、妥当な範囲で、通常の場合に經由すべき手続を簡略化しあるいは省略化するといふ

うことは、国会の制定した法律にそれほど珍しいことではございません。いろいろお調べでございませうが、あえて申し上げることもないかもしれませんが、すぐ浮かび上がりますのは、安全保障条約発効の際の駐留軍への提供施設についてとられた立法上の措置、それからまた、小笠原復帰の際に、公用、公共用の施設についてとられた立法上の措置、これはいずれも今回の法案とほぼ同様なものであります。

先例としてはこれらをおけるだけで十分でありませうが、このような措置は、実は、お調べになつてからおわかりでございませうが、土地収用法の百二十三条にもございませう。これはあまり時間をとつてもいいけませんので、一口で申し上げますが、収用委員会が審理中の事件につきまして、事業の施行が遅延し、その結果、公共の利益に著しく支障を及ぼすおそれがあるときには、収用委員会は、収業者の申し立てにより、直ちに当該土地を使用することを許可することができることになつております。この許可がありまうと、特定の収業者は土地の使用権を取得することになるのであります。私としては、この場合といふ場合を比較して申し上げたいのでありますが、一応これでそういう例があることを申し上げるにとどめまして、必要があればさらにお話を申し上げます。

○中谷委員 土地の特別措置法という法律がある、それを適用したらいじやないか、暫定使用法といふような法律をつくる必要はないじやないかといふことは、従来からの野党の主張、したがって、その法律とこの法律の違いといふのはもうはつきりしている。小笠原暫定措置法とこの法律との違いといふのもまた法制局長官も私も先刻承知の上での論議なんです。だから、大体似ていふのだなといふ議論には少しもならない。だから、私が引いたような先例といふふうなものよりも全くひどいといふことがあつて、はたしていいものでしうか。

私はもう一度総理にお伺いしたいと思ひます。

公共の福祉という名において、そのけそのけ、お馬が通るといふふうなかつこであらゆるものがけ散らされていのかどうかということが問題なのであります。国家総動員法よりもひどい法律、軍事特別措置法よりもひどい法律、満州国の徴発法よりもひどい法律、私はそこまで調べがつかないけれども、日韓併合のときでもおそろしくこんな法律はなかったであろうといふうちにさへ私は思ふ。そんなものがあつていいのかということ、私はそのことを問題にしたいのです。あらためて公共の福祉というものをお互いに——公共の福祉、公共性——この場合は自衛隊の公共性でしよう。公共性があるとおっしゃるなら公共性でしよう。公共性というものを、冷静に、そうして深刻にわれわれは考へてみる。それを考へてみるというのはいかにか。先例ではありませんか。外国の例ではありますか。それよりも、こんな法律はないといふことになれば、この法律のひびきというものが浮かび上がってくるのではないでしようか。法律論としてはなしに、私はひとつ総理の御所見を承りたい。

○佐藤内閣総理大臣 公共性あるいは公共の福祉、これはもちろん尊重されるのは当然だと思ひます。しかし、それだからといって、私権をじゅうりんしていい、こういうものではない。やはり私権の保護はしなければならぬ。それがお互ひに相反する場合に、いかなる調和、調整をとるか、これが法律であり政治である、かように私は考へております。二つとも大事なことで、二つとも尊重すべきことで、かように思ひます。

○中谷委員 まさにその二つの調和の中において片一方がじゅうりんされている、片一方が全く影も形もなくなつてい、これがこの法律だといふことを私は申し上げたい。二十九条三項論、二十九条二項論、きのう二見君がそれを、かつて私が質問したことをやりましたけれども、そういうふうな法律の解釈はこうですということじゃない。

まさにそういうふうな実証的な積み上げの中から私は本日は議論をしていきたいと思ふ。

そこで、一体、自衛隊がとにかく手続を経ずに土地を使用したりすることができるといふのは、防衛出動の場合に限る。これはもう建議書の中にも出てきている。災害対策基本法の場合には別として、とにかく屋良さんの建議書の中に出てきているし、多くの学者もこのことは言っている。だから、もう政府のほうは答弁を準備しておられるでしようけれども、総理にお尋ねいたしたいのは、公共性というふうな総理は言われるわけですね。自衛隊はそういうとにかく使わなければいけぬのだ、そうしてとにかく先例にもないようなことをするのはいけぬのだというその公共性、これを防衛庁長官のことばで言えば、国防の空白は一日もゆるがせにすることはできない、こういうふうな聞いた記憶があります。そこで、七十六条を受けての百三十三条というのは防衛出動の場合ですね。防衛出動、要するに、いよいよ敵の攻撃があつた、そういうときの防衛出動の場合に限つてなされる。一体、そんな現存かつ明白な危険といふふうなものが現在の沖繩にあるのですか。まさに一種の防衛出動ではありませんか、ということをおし言ひたいのです。これは七十六条、百三十三条の解釈を聞いてい、これは七十六条の福祉と公共性という中において、その公共性といふことによつて私権が制限されるのは、まさに現存明白な危険がなければならぬ。現存明白な危険などというものはあるのだろうか。国防の空白は一日もゆるがせにできないということ、そういうことばだけで、このような公共の福祉といふ名において私権が制限されてい、このところの問題であります。七十六条相当の場合などというものがなないことはあたりまえ。それを、国防の空白を一日もゆるがせにできないということ、イコールに結ぶことはできないじゃないかと、そういうのが私の議論なんです。総理の御見解を承りたい。

○西村(直)国務大臣 ただいまお話のうちで、防衛出動以外には自衛隊が基地をという国家権力を背景に取得できないじゃないかという御立論は、私も見解が違います。先ほど法制局長官の答弁もありましたように、土地収用というふうな方法もこれはあり得るのであります。単に防衛出動だけではないのです。

それからもう一つは、いま沖繩に国防上脅威があるから出る、私もこれはこういうふうな御理解はいただきたくない。言いかえすれば、自衛といふのは戦争の抑止力であり、ですから、脅威があるなしにかかわらず、国の安全を守り、言いかえれば戦争を抑止する、こういう一つの国家機能のあらわれ、これが国会の御承認をいただいた自衛隊法の精神でもあります。

それからいま一つは、当然、自衛隊は、今日、御存じのとおり、各種の民生協力、救難等の活動もやっております。これは、沖繩がかりに本土であれば、当然今日もう自衛隊の活動というものを国民の皆さんは認められておる。それを、残念ながらアメリカの施政の作業として米軍によつてやつてもらう、そこを私も一日もつないでいくほうがいい。いわんや、今回御承認いただくという相手あつての協定、その中にも、明らかに局地の日本の防衛は当然日本が徐々に行なう。これを考へまして、自衛隊というものは国家のファンクシヨンの一つとしてそこへ出て最小限の必要の作業をやる、こういうふうな受け取つていただくのが私はすなおではないか、こう考へる次第であります。

○中谷委員 自衛隊の役割りの一つ、ことにPRの作業として、災害対策基本法の中にもうすでに法律として組み入れられてい、これは私は承知している。しかし、そういう役割りを持つておるからといって、そのことがなぜ公共の福祉、公共性によつて私権の制限をこのようになつてい、問題があると思ふのです。抑止力なんだ。では、抑止力であるといふことはかりに認めま

しょう。一応認めたとしても、その抑止力を果たすというその目的のために、なぜ、沖繩の人が言っているように日本軍進駐だといふふうなかつこでこういふふうな土地を暫定使用しなければならぬのか、新規使用しなければならぬのか、このことは私は理解ができません。あらゆるものは調和なんでしょう。総理がさつき言われたように、調和なんでしょう。調和だとするなら、片一方の制限、片一方の侵害といふものはあまりにもひど過ぎるではありませんかといふことを私は申し上げたい。この点について総理の御所見をあらためて承りたい。

○西村(直)国務大臣 調和がとれるかどうか、これは一番大事な点であります。公共の福祉と私権の制限というものを、あるいは私権の擁護と申しま本でございましょう。また、憲法の精神でもありましよう。したがつて、私もこの法制をつくるについてその点は十分に留意したつもりであります。ただ、御存じのとおり、私がすでに何回も申し上げておる、この問題は、今回沖繩返還、そうして局地防衛の責めは日本が背負うのは、これは国家作用としても当然である。そういう中から生まれてくれば、そこに引き続いてい、空白がないほうがいい。そして、同じように、国家の作用である以上は、たとえば滑走路の返還、航空保安施設の返還、これも同じように暫定使用の中で、国家の作用として、やはり暫定使用権を、最悪の場合と申しますか、最後の保障として持たせる、それと同じようにお考えをいただく。いわんや、進駐なんといふことは、われわれも考へておらないし、自衛隊を理解してくださる沖繩の県民の方々も、そういうお考えでない方もまた私はあると思ふ。その上に、私も具体的な配備にあたりまして、できるだけその以前に県民の方々の御理解をいただきたい、こういうふうな考へておるのであります。

○中谷委員 私は、この法律がなくても、航路標識、道路、その他飛行場等は、どんなかつこ

だってやれるというこの代案を示す。あとで私は最後にその問題を提起をいたします。自衛隊をとにかく新規使用させたいためにそんなものをひっつけてきたのがこの法律なんです。防衛庁長官、そんなことおっしゃっても、こちら、この問題については、先ほどから言っているように、たっぷり時間をかけて調べてきたのだから、なかなかそういうふうなことで、はい、そうですかと言わねばなりません。

そこで、私は次に質問を進めていきたいと思ひますけれども、昨日の答弁について、まず島田さんに私はお答えをしていただきたいと思ひます。同僚委員の質問に対して、不服申し立ての問題について、これを私はあのとき正確にメモをとってなかつたけれども、不服申し立てについてノイカエスか、こう言ったら、ノイです、こうあなたは答えたことになっておりますね。そんなべらぼうな話はこの世の中にあるものじゃないので、適正かつ合理的な判断を求めているものについて、米軍の区域についてはノイですなという答弁は、これはもう、いわゆる不服申し立てというものができるとするならば、不服申し立ての精神というものを頭から踏みこむ、け散らすところの答弁である。これは冒頭そういうふうな答弁はお取り消しをしていただいて、私は論議に入っていきたいと思ひます。

○島田(豊)政府委員 私の答弁は、異議の申し立てがございました場合に、一定の要件を行政庁の処分が具備しておれば、当然ノイである、こういうふうには実は申ししたつもりはございませんで、そのときにも、私は最初の答弁におきましてお断わり申し上げたはずでございますが、もちろん、異議の申し立てがございませう、防衛施設庁といたしましては十分それを慎重に審査いたしましたその結論を出す、こういうつもりでございます。

○中谷委員 そこで、慎重に結論を出す。その結論を出したい結果というものはわかつておる。しかし、それについてはわれわれのほうも争う方法

は考えている。だから、その点とはかくとし、昨日の答弁がそういうふうなことであれば、これは私は非常に遺憾な答弁であると思ひ、この点についての訂正を求めたわけです。

そこで私は、一番大事な問題ではあるけれども、一番法律的問題である告示の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

一体、告示というのは何か、何のために行なうのかなどという質問はもういたしません。いたしません、告示の効力は沖繩にいつ及ぶのですか。

○島田(豊)政府委員 告示の時点におきまして及ぶものと考えております。

○中谷委員 告示の効力が、法域を異にする沖繩、施政権下にある沖繩に——この法律は、告示だけを抜き出して復帰前に施行になりますね。その告示の効力が、法域を異にする沖繩に、復帰前に、告示のときに及ぶというその法律上の根拠は何でしょうか。

○島田(豊)政府委員 この告示をいたしましたその時点におきまして、この告示によります土地の使用権の取得が効力を発生するというものではございませんで、沖繩返還、施政権の復帰ということをおいまして停止条件としたところの一つの法律行為の効力、こういうものを私は考へておるわけでございます。この効力はもちろん施政権が返還になりました時点において発生し、したがって土地の使用権が設定をせられるものでございませうけれども、その前におきまして、それを条件にしたところの告示行為をやりますと、それがもとになりましてそれに対する不服審査等が行なわれる、こういう余地をつくるというものでございませう。したがって、その時点におきまして直ちにこれが沖繩の住民にその効力を及ぼす、こういう性質のものではない、こういうものだと思ひます。

○中谷委員 ここはむづかしいところでですね。告示が条件つきのものであるということばかりですよ。そうしてその告示が降せられた。告示がと

にかく行政処分である。だから、それは本土で沖繩の土地を持つておる人を——まず本土には及びませう。しかし、その告示の効力が、停止条件つきで告示が——停止条件つきでしよう。条件つきで告示が告示されたときに、条件つきのその告示が告示されたときに、法域を異にする沖繩にその効力は及ぶはずがないと思ひます。

だとするならば、琉球政府に対して通知をするという規定がありますね、こういうような規定だつて、意味のない規定になつてくる。あとで通知が一体意味があるかどうかという論議をまた私はしますけれども、告示の効力は、本土にはその告示をされたときには及ぶでしょうけれども、告示の効力は、条件つき告示そのものの効力も及ぶのは復帰のときではないですか。そうして、同時に告示イコール使用権の発生ということになる、こうしか考えようがない。施政権の壁というものを考へてみると、そうしか考えようがないわけですから、この点いかがですか。だから、告示の性格だとか何とかとがぐじやぐじやおっしゃるのではありません、その点についての説明を——説明というか、反論をしていただきたい。

○島田(豊)政府委員 告示はこの法律施行の日前になされるものでございます。そこで、その告示の効力というものは当然この法律の施行の日から発生をする、こういうものでございます。したがって、告示をいたしました場合に、先生の御指摘のように、本土にありましてこの告示で知り得る、自分の土地に關しましてこの告示で知り得る。したがって、本土における沖繩県民にはその効力が直ちに及ぶ。しかしながら、沖繩に居住しておる方々には、この法律、この告示がその時点において直ちに及ぶ、したがって、その時点において使用権が設定をせられるというものはございませうけれども、法律施行の際にその効力が発生するといふ条件のもとにその告示がなされるものでございませうので、これはいわば予備的な行為といたしましてその効力は県民にも及ぶものだ、かような解釈をいたしておるわけでございます。

います。

○中谷委員 大体それでよろしいのです。要するに、予備的だといつても、それは全く法律上には意味のないことですか。本土には告示の効力は告示のときに及ぶ、しかし、告示の効力は沖繩県民には及ばない、復帰のときしか及ばない。そうすると、総理、こういうことになるのです。告示について、告示は行政処分ですから、不服申し立てしていただきたい、こうでした。抗告訴訟を起していただきたいということですよ。私は少し柄の悪いことを言ひますけれども、こういうことなんです。つら賃してくれと言つてぐれん隊が出てきませう。それで、とにかくぐれん隊になぐられたらかなわぬと思つて、こういうふうな身がまえる。そういうふうなものが告示の一つのある意味の性格なんです。告示というものは、自分の土地が収用されよう、だからそれについて身がまえる、防衛の機会を与えるのが告示だと思ひます。ところが、本土におつて沖繩に土地を持つてゐる人に対しての告示の効力というものはその告示のときに及ぶけれども、沖繩の人については——これは大部分沖繩の人ですよ。三万八千人、その人たちのことについては復帰のときしか及ばないとなつたら、つら賃してくれと言つて、身がまえるといったとたんに頭をなぐられていたというものが、この告示の性格ですよ。そうなりますね。十一月十七日の強行採決みたいなものはない。私は全くあれはもうほんとに一生忘れられない。身がまえるひまもあつたものではない、あつという間にかく強行採決——強行採決があるというのにはおもしろくないというふうなものが今度のあり方。だから、身をもつて私はこの告示というのに対して怒りを感じる。ということを見てみると、一体これは——また法制局長官でしようね。一体、沖繩の土地を持つてゐる本土の人については、告示があつて不服申し立てはできるけれども、これは事前救済ですね。沖繩の人については、事後救済じゃありませんか。まず事後救済じゃありませんか。これは憲法十四条違反

じやありませんか。ここで不公平な差別がある。これが第一点。

もう重ねていきますよ。第二点は、法務省にも出てきてもらっているから、法務省にもひとつ答弁してもらいましょう。

法務省の民事局長さんにお尋ねいたしますけれども、出訴期間の問題ですね。行政事件訴訟法の出訴期間は、要するに、告示を知ったときからというところになりますけれども、そうすると、沖縄で土地を持って、本土に住んでおる沖縄県民は、一体いつから訴訟を——出訴期間の起算点は一体いつなんですか。沖縄に住んでいる人の出訴期間の起算点は一体いつなんですか。こういう問題だつて出てまいります。出訴期間の問題について、十四条違反の問題が出てこないかという疑問が私は生じてくる。

いずれにいたしましても、きょうはもう時間がないから、告示の性格、告示とは何か、通知とは何かが違うのか、いろんなことを詳細に聞いてみようと思ったけれども、省略して、その一点を聞きたい。まず法制局長官からお答えいただきたい。

○高辻政府委員 まず最初の問題だけについて——せっかくの御指名があるようでありまして、民事局長からお答えを願うことにして、最初の問題だけをお答えをいたします。

それは、告示によって公用地使用权が設定されると効果が発生するのは、まさに、先ほども御説明がありましたように、沖縄復帰の時点でありまして、その効果の発生について利害の関係を有する者、これはお説によれば身がまえた者、これはそういう者であります以上は、その復帰の時点以前に予防的に不服申し立てをすることができないと解する理由はもう全然ないと思っております。それは行政訴訟においても全く同様であると考えております。

○中谷委員 私、ひとつ法制局長官とまとめてやります。要するに、効力が及ばない。要するに、効力が

及ばないというのは、知り得ないわけですね。知り得ない人が出てきますね。琉球政府へ通知をして、琉球政府の公報へ載せるとか、あるいはまた、とにかくいろんな手続をしないとだつて、これは琉球政府を義務づけるものじゃありませんね。そうですね。法域が違うんだから。そんなものについて知り得たとはいえない。だから、たまたま知った人がやっただけという問題は、東京地方裁判所へ訴訟を起こせと言いたいんじゃないでしょうか。そんなことは調べてまいりました。そのことと、これが一体告示の効力が及ばないということとの違いを——きょうはあなたは歯切れが悪い。その点についての説明ができておりません。そうですね。できておられない。だから、その点について十四条の違反があるじゃありませんか、そうして同時に、不服申し立てができるんですよ、できるんですよ、と、こういうふうな窓口は開いているんですよと言われども、その窓口というのは、針の穴のような窓口、七十五キロもある人間がその中に入れません。そんな窓口だけを聞いておいて、観念的に、不服申し立ての道があるんだといって、そうして土地を——悪いことを使います。無理やりに取りちぎろうというのがこの法律。これで適法手続を担保したと言えますか。そんなことは言えません。そのことを私は申し上げたい。あらためて、法制局長官、御反論があれば承りたい。

○高辻政府委員 ただいま伺っておりますと、要するに、知る方法がないではないかというところのことでございまして。先ほどのお尋ねは、そういう知った者について——知った者についてというのか、要するに、それについて訴えを起きたい、不服の申し立てを出したいという者についてどうなるかというお話だったように承りましたので、そういう者については、むしろ不服申し立ての道もあるし、また、後ほどお答えがあるかもしれないが、訴えを提起することもできるということ、を申し上げたわけで、容易に知ることができないではないかという点につきましては、これはもう知られるように万全の措置をとるということを示す

し上げるほかはございせん。確かに、沖縄と本土はいまのところはその地位が違います。それは、向こうは米国の施政権のもとにあるし、わが国は、申すまでもないことでありますので、わざわざ申し上げませんが、そういう地位の相違があること、これを早く同じにしようというのが今回の全般的な措置であると御了解願いたいと思っております。

○中谷委員 いずれにしても、告示の効力が本土の場合に及ぶけれども、沖縄の場合は法域が違うから及ばないんだから、これはもうすでに完全なところで違ってくる。そうして、とにかく告示の効力が及ぶのは、結局復帰の時点、そうして使用権の発生となれば、それについては不服申し立ての道があるといつたって、これは結局あるという形式があるだけであつて、何もないじゃないかというのが私の意見なんです。

そこで、一体告示の時期についてはいつにされるんですか。批准書が交換されて、そうしてその後復帰までの間のどのくらいの時期に告示をされるおつもりですか。告示の方法、そうして小笠原とどんなふうに進むのか、同じなのか、こういう点についてひとつ施設庁長官のほうからお答えいただきたい。民事局長の御答弁はあとでお伺いいたします。

○島田(豊)政府委員 告示の方法等につきましては、まだ実はいまきめておるわけではございませんで、これから慎重に検討したいと思っております。

告示の日時につきましては、これは復帰の二カ月前に批准書の交換というところになっておりますので、その間におきましてできるだけ早期に告示をするというのを考えていきたいと思っております。

また、告示の内容につきましては、これもまだ確定をいたしておるわけではございませんけれども、施設、区域、面積、所在、要すれば地番、こういうものにつきまして、告示をいたしますと同時に、図面につきましては、小字の図面等を適当な方法によりまして住民の縦覧に供する、こういうことを告示の中に織り込みたい、かように考え

ておるわけでございます。

○中谷委員 そこで、じゃ、民事局長に先ほどの御答弁をお願いいたします。

○川島(一)政府委員 出訴期間につきましては、行政事件訴訟法の十四条に規定があります。そのとおりでございます。すなわち、告示があつたことを知った日から三カ月以内であると同時に、その告示のあつた日から一年以内ということになります。告示があつたことを知った日というのは、これは現実にその処分を受ける者が知った日でございまして、通常は、法案によりまして関係権利者に対する通知あるいはこれにかわる告示というものがなされることになっておりますので、そのときから起算されることになろうと思っております。

○中谷委員 いつからですか。

○川島(一)政府委員 通知が到達した日、あるいはこれにかわる告示のなされた日でございまして。

○中谷委員 そうすると、沖縄県民の起算日は一体いつになるんですか。

○川島(一)政府委員 沖縄県民に対して復帰後通知がなされることになっておりますので、その通知が到達した日から三カ月以内、こういうことになろうと思っております。

○中谷委員 民事局長、法務省の御所管じゃなかったで、この法律については御研究になつていないんじゃないでしょうか。通知は事実行為であつて、全く意味がないんですよという答弁がきのうから出ているのです。いわゆるこの法案による通知ですよ。

○川島(一)政府委員 出訴期間の起算点となるその知った日というのは、これは事実上その処分を受ける者がその処分を知ったことを知った日をいうわけでございまして。したがって、官報に出てその処分が行なわれたことを知った者については、その官報によつてこれを了知した日ということになるわけでございまして、沖縄の場合にはその官報を見る機会がない。したがって、現実には復帰後においてその通知が参ります。その通知によつて知ることになるであらう、これを前提としたし

まして、その日から三カ月というふうに申し上げたわけでございます。

○中谷委員　そこで、いよいよその不服申し立てについては、昨日、不服審査法の申し立てについては施設庁長官本音をお吐きになって、法律的にはとにかくイニスもあればノーもあると言えはいいものを、ノーなんておっしゃるから、きょうは答弁の訂正をさせられた。それはいいんですが、不服審査の申し立てなんというふうなものを——ほんとうにこの土地を収奪されるんだ、この土地を奪われるんだと思ってる人は、そんなものを申し立てする人は少ないと思うんです。抗告訴訟を起こす人が多からうと思ふんです。私は、だから裁判所にこの問題が持ち出される、こういうふうを考える。

そこで、山中さんにお尋ねいたします。山中さんは訴状をお書きになったことはいないけれども、沖繩の土地調査というのは五七%進んで、あとの四三%というのは、中部基地というものを含んでこれは土地調査が行なわれておらない、沖繩の公簿等についてはあるけれども、公簿、公図等はあっても、これは全く正確度の低いものだというのは、公に公知の事実だということは、これは何べんも沖特でもわれわれ論議をいたしました。これはひとつその点についてお答えをいただきたいと思ふいます。

○山中事務大臣　それはそのとおりでございます。それから、琉球政府においては、一たんそういう帳簿、公図等について確定をしようとしたんですけれども、それに伴う正確性というものが琉球政府自体が疑問を持って、そして十年の時効の成立を停止するという措置をとっていることでそのことは明瞭に証明されていると思ふいます。

○中谷委員　取得時効の停止などということも行なわれているくらい、公図、公簿については信用性がない。公簿についての公信用力あるといつても、実際そういうものだ。

そこで、民事局長にお尋ねしたいと思うんです。抗告訴訟を起こせというんです。起こしな

さいというんです。事前救済はもうできないことは、大体はつきりしてきてきた。事後救済だ。使用権

の発生——しかし、東京地方裁判所にしろ、復帰後であれば那覇地方裁判所、いずれにいたしましても管轄裁判所はそこ。そこで、訴状の受付を一体してくれませんか。地主Aが、この土地は区域として指定されることは、適正かつ合理的ではないんだという請求原因の訴状ですね、結局、そうでございます。そういうことになってきま

す。要するに、暫定措置法というのは、この法律というものは、土地収用法、特別措置法、全部にかくその判断はあとにゆだねられているわけですから、適正かつ合理的でないのだから、これを訴状を起こす。その場合、自分の土地はここですというものの、イ、ロ、ハ、ニ、ホという、土地の特定をした図面をつけなければなりません。訴状の場合には、ところが、彼らの基地のどまん中にある、知花の弾薬庫のどまん中にある、自分の土地はその中であって、地代は受け取っておるけれども、五百坪やら五百五十坪やら千坪やらはつきりしない。しかし、裁判所には必ず図面をつけなさい、これが裁判のあり方。裁判所だつて困るでしょう、図面をつけないような訴状が起つてきた場合に、訴状が書けますか。この点をひとつ練達の民事局長にお聞きしたい。

○川島(一)政府委員　訴状を起こします場合に、土地を特定する必要があります。これは仰せのとおりでございます。その特定の方法でございますが、現実には自分の所有地が所有者にはつきり確認できる場合には、これは問題がないわけでございます。しかしながら、いろいろ広い基地の中にあつてはつきりしないというような場合がござい

ますけれども、現実には、沖繩におきましては一応の地図ができております。これは戦後土地の所有権の認定事業というのが行なわれまして、その際、一定の手続によりましてつくられたものでございます。現在の土地の使用関係はこの図面をもとに行なわれておりますので、自分で別はつきりした確定的な特定ができない場合には、

この図面によつて行なうということになると思ふいます。

○中谷委員　民事局長、そうおっしゃいますが、土地所有権についての布令であつたと思ふいます。が、大体土地の調査は終了した、これは布令の中に出てくる文句ですね。土地調査法の第一条には、全然そういう問題がないんだ、なかなか土地の調査ができていないんだと書いてある。山中さんも先ほどそういう答弁をされた。そうすると、この法案には、損失補償の問題についての規定もございまして、自分の土地は、公簿によれば五百坪ですけれども、実際は千坪なんです、それで協議がととのわなかったとなれば、ちゃんとした公簿によらないところの図面をつくらなければいかぬわけですね、結局、そうですね。公簿によつてはとにかく立証できません。しかし、まず訴状の受付だけは公簿でやつてもらえろということですか。図面をつくるのはあたりまえだけれども、訴状の受付だけは、そういうふうな不正確な公簿をつけて出しなさいということですか。

○川島(一)政府委員　訴状の受付だけではありません。どのような図面を出しても受け付けてくれません。しかし、訴状である程度主張をし、立証をしていくという場合には、それだけでは足りません。したがって、現在は一応公的な図面としてつくられております土地台帳付属地図、これが公図として使われております。この図を基本として訴状を作成するということになると思ふいます。また、しかしながら、その図面が実際と相違しておる、これを正すための確証を自分には持つておるといふ場合でありますれば、その確証に基づいて図面を作成して、これを裁判所に提出して立証していく、こういう方法があるわけでありま

す。○中谷委員　これは民事局長にどんなお聞きし

は、当然基地の中への立ち入りが必要になってまいります。こういうふうなことはもうあたりまえのことですね。まず、境界確定の訴訟と抗告訴訟とが併合できるんだ、あたりまえのことですけれども、これは外務省等にお聞きする前提として、そうだとお聞きをしてお答えください。

○川島(一)政府委員　抗告訴訟と境界確定の訴訟とを併合することはできないと思ふいます。○中谷委員　そうすると、抗告訴訟と損害賠償の訴訟、これは併合できますか。○川島(一)政府委員　できます。○中谷委員　そういうふうな訴訟が起つてまい

りまして、そこで、外務省にお尋ねをいたしたいのですけれども、訴訟の不服申し立てはできるのですというふうに政府は言いたいのです。ところが、訴訟準備のために基地へ立ち入りすることは、日米間でどのようになつておりますか。○井川政府委員　ちょっと私、訴訟準備ということとがわかりませんけれども、合同委員会の民事に

関します合意書によりまして、日本国の民事裁判所は、合衆国軍隊の使用する区域又は施設内で検証することができると書いてございます。○中谷委員　ちょっと待つてくださ。訴訟準備というものがわからなければ答弁にならないので、訴訟が五百坪か千坪かわからないということ、まず裁判所へ提訴する前提として、代理人、本人がとにかく基地の中に入らうということについての合意は一体どうなつておりますかと聞いています。○井川政府委員　わかりました。私が申し上げましたとおり、この合同委員会の合意書は、裁判所の検証の問題が合意されているわけでございます。したがって、個人が入らうというふうな場合にはこの対象となつておりません、特別の許可が要するものと思ふいます。○中谷委員　そこで、合意書の二の(三)ですね、その裁判所の場合ですが、「民事裁判所は、合衆国軍隊の使用する区域又は施設内で検証すること

ができる。司令官は「これを許可し、」云々とありますが、「これを許可し、」とあるのは、許可しなければならぬ趣旨でございませうか。原文に当たってございませうので、御答弁をいただきたい。

○井川政府委員 仰せのとおり、「司令官は、裁判所の要求があるときは、これを許可し、かつ、護衛兵を附するものとす。」と書いてございませう。したがって、一般的に申しまして、これは許可をしなければならぬということだと思ひます。しかしながら、この合意書も地位協定の付属文書でございませう。したがって、地位協定及び安保条約に基づきます。あるいは国際慣習法に基づきます合衆国軍隊の属性というものの、機密保護というものによりましてある種の制限をつけることを排除しているものとは考えておりませう。

○中谷委員 したがってお尋ねをいたしたいのは、そうすると、許可の基準というものがあろうか。許可するのが原則だ、しかし、こういう場合には許可しないんだという、その許可の基準がなければいけませんね。そういったと、沖縄の土地調査というのは、あるいはまた、沖縄における境界確定の問題、もし米軍の秘密だということになった場合、地位協定のそのことが壁にたつた場合、いつまでも基地内の問題については訴訟も進行しなければ、裁判を受ける権利もあり得ない、こういう問題が出てくると思ひます。許可の排除される場合の基準というものはあるんですか。一般的にこういう場合は許可されない場合があるでしょうとお話ではなしに、この点についての許可基準を示してください。

○井川政府委員 私の知っておりませう限り、その許可基準について文書は存在いたしません。○中谷委員 外務大臣、この問題は、沖縄の土地の調査というものは不十分、これは非常に大事な問題だと思ひます。そういう点で、許可基準等について明確にされる必要があると思ひ

ます。こういう点についてアメリカと何らかの合意を取りつけられる、こういうことを私は希望いたしますが、御見解を承りたい。

○福田国務大臣 お話のように許可基準はありませんが、条約局長から答えられましたように、これは軍の機密、まあ高度の機密ということでしょう、そういうような際におきましてはなかなか検証というものもやりにくいんじゃないか、そういうふうにも思ひます。しかし、検証を認める、こういう精神、これからいいますと、私はできる限り米軍当局の協力を求めたい、そういうふうにも思ひます。はつきりして、こはもう見せないんだというふうなことをここで書いておきまうと、かえってこれは検証の実を妨げるというふうなことになるんじゃないか。検証を認めるという趣旨を尊重して、日本政府といたしまして、これに米軍が協力をするということを求めるというところが妥当ではあるまいか、そういうふうにも考えます。

○中谷委員 そこで、再び暫定使用法の使用権の問題に戻ります。検証の問題と関係して戻ってくるわけですね。こういうことでございませう。暫定使用法というものは、自衛隊については土地収用法、疑義が私にはありますけれども、土地収用法、そうして米軍については特別措置法、その他のものについては公共用地取得の特例法、その他土地収用法、こういうふうな法律の適用をする前提として暫定使用法というものがあつたというところでございませう。だとすると、土地収用法や特別措置法その他において、その土地を使用収益することが適正かつ合理的であるかどうかという判断は、暫定使用法をする使用権発生の時期においては判断されていらない。こういうことでとにかく使用が始まる、こういうふうな一般に理解をせざるを得ませうが、この点はいかがでしようか。○西村(直)国務大臣 一般的には、おっしゃる通りです。○中谷委員 そこで、いまの答弁はたいへん重大な点です。そういう適正かつ合理的な判断とい

うものがされていらない。そうして適正かつ合理的だということを立証する責任は一体どちらにあるのか。これは言うまでもなしに、被告、国でありませう、防衛庁長官。お答えいただきたい。

○島田(豊)政府委員 そのとおりだと思ひます。

○中谷委員 そこで、検証ができなかつた、そのことによって適正かつ合理的だということの立証ができなかつたということ、検証ができなかつた、証人が出てこない、文書を提出しない、米軍が機密だといって資料を提供しない、そういうことによる不利益は、一体――そうすると、適正かつ合理的だということの立証責任が国にあるとなれば、その不利益をこうむる者はどちらになりますか。言うまでもなしに、国でございませう。防衛庁長官、確認のためにお答えをいただきたい。

御答弁申し上げられないと思ひます。○中谷委員 そういうふうにはかない期待を持っていてください。まあとにかくこの訴訟は、私も実務はやっておりませうけれども、弁護士の端くれだから、こういうふうな法律が万が一にも撤回されないなどというようなことがあれば、身銭を切つても私はこの抗告訴訟をやりたいと思ひます。そこで、原告適格の問題についてひとつお尋ねをいたしたいと思ひます。この問題については、いままで私は法制局長官に、非常に、何といひますか、十四条違反じゃないかと、こう言つてきまして、十四条違反については、おそらく本土公聴会等において著名な民法学者あるいは民事訴訟法の大家と呼ばれることだらうから、私は、むしろこの点は問題を提起したいという気持ちで質問をしたいのです。これはぜひとも山中さんにも聞いていただきたい質問なんです。

○中谷委員 もう一べん聞きますようか。適正かつ合理的だということの立証責任は国だ、その立証の方法として文書あり、あるいは証言があり、そうして検証がある。検証について、秘密だといつて米軍が検証をさせない、あるいは秘密だといつて証人が証言をしない、あるいは文書の提出もしないということになった場合には、適正かつ合理的の立証ができなかつた。そういうことの損害は、被告、国が負うこと、これはあたりまえのことです。要するに、訴訟でいへばあなたのほうが負けるといふことなんです。

○島田(豊)政府委員 これはその適法なりやいやという点については……○中谷委員 適正かつ合理的。

○島田(豊)政府委員 適正かつ合理的、これにつきましては、当然裁判の問題でございませう。それは資料の提出というものが十分でない場合に裁判の問題だと思ひますが、そういう国側において十分な措置がなされない場合に、それが直ちに国の敗訴になるというふうなことは、私はいま直ちに

どういふことかと申しますと、原告になり得る者はだれか。まず、沖縄県、沖縄の市町村が沖縄県有地、沖縄の市町村有地を持っておつて、それが区域に指定されたという場合に、当然、沖縄県及び沖縄の市町村は原告たり得ること、これはもう答弁を待たずして明らかでございませう。――もう時間が惜しいから、それはそういうふうな明らかにだといふふうになすいていただいたというところで、会議録にとめておきます。

そこで、訴えについての「法律上の利益を有する者」というものは、一体沖縄県の場合にどの人が入ってくるのだらうかという問題を私は問題提起をし、私はここで多くの日本の民法学者、法学者の意見も求めたい。これは沖縄開発そのものに直接結びつく問題だと思ひます。山中長官に私は申し上げたいと思ひますけれども、基地の存在というものが、沖縄の開発というものの対して重大な支障であり、ネックであるというところは、これはもう当然のことでありませう。経済企画庁長官御出席いただいておりますけれども、新経済社会発展計画というものの達成年度というものはすでにきまつておる、にもかかわらず、そこで暫定

使用期間が五年だなどということになってまいりますと、沖繩の場合は全く新経済社会発展計画のうちに飛び出してしまおうという問題だとして出てくるだろうと私は思うんです。建設大臣は「ずつとおいでいただくけれども、縦貫道路をつくらう」といったって、そんなものをつくることは非常に困難だろうと思う。厚生大臣おいでいただきたい、基地があつて非常に問題があると思う。そこで私は、原告適格になり得る者というもののの中に、たとえば読谷、嘉手納村、一つの村の八〇%も九〇%も基地にとられていてというふうな村がある。こういうふうな村がはたして原告たり得ないだろうか。法律上の訴訟として区域指定についての区域の取り消しを求めることができないうものだろうか。まさにこういうふうな場合は私は原告適格を持っていると考えます。そこで、いろいろなものを私は調べてみた。行政事件訴訟法についての読めるだけの本は読んでみました。この点については判例はないようでありました。長沼訴訟について、防衛庁、国は、原告適格を保全林解除について争った。しかし、沖繩という特殊な事情を考へてみた場合には、何が公共の福祉か。米軍が基地を持つておる、そうしてまた自衛隊が基地を持つておる、演習場を持つておるというところ、それでは経済開発ができないうこと、じゃないか、那覇の都市整備は一体どうするんだ、中部の開発はどうするんだ、良質の電力をどうしてつくるのか、水道はどうするののかという新しい経済計画というものは、これは私は二律背反だと思ふのです。そういう場合に、一つの村が、たとえば自分のところが八〇%も九〇%も基地にとられておるというふうなことになる、自治大臣おいでいただきましてけれども、地方自治法については、地方自治の固有の事務というのが書いてある、住民のしあわせを守る、健康を守る、生活を守るということが書いてあるが、そういうふうなことが一体できるのだろうか。でははしないじゃないか。要するに、人間でいうならば、とにかく

自分の行政区画の八〇%も九〇%もとられていてということとは、手もとられ、足もとられ、そうして胴体もとられ、心臓だけが残っているようなことがうじやないか。こんな場合に村が訴訟の原告たり得ないのだろうか。私はそういうふうな場合に訴訟の原告たり得るのじゃないかと思ふ。また、沖繩県も、まさに、現在の沖繩の基地というものが、そういうふうな告示に基づく暫定使用による基地の存在というものが、沖繩経済開発に対して非常に不利益であり、ネックなんだというところ、いづれが公共の福祉かという訴訟を起し得るのだというふうには私は考える。

そこで、まずその点について、これは法制局長官の御答弁だろつと思ひます。しかし、それはだめなんだですよというふうな答弁ではなしに——そういうことについての判例はない。学説も、とにかくその点については消極に解しているかもしれない。しかし、一体そんなことを、あの行政事件訴訟法というのは、法律上の利益というときに、考えたのだろうか。村の八〇%まで基地にとられておる。村の組織も運営もできないじゃないか。憲法九十五条論をやつた人もおられます。九十五条論と同じような考え方、村が抗告訴訟の原告になり得るじゃないか、それは沖繩県民の心をそういうかっこうで伝えるべきじゃないか、何も政府へ来て基地を縮小してくれということをお願いするだけではないに、そのような基地のあり方というものは間違ひなんだということ、三権の一つの裁判所に対して堂々と訴えることも、私は一つのあり方ではないかと思ふ。この点について法制局長官の御答弁をいただきたい。これは私自身も、この問題については、この私の発言を機会として日本の多くの法律学者がこの問題に関心を持たれることを期待して、私はこの質問をしたいと思ふのです。

で、司法部においてどういう考慮を払うかということに結局は帰着をいたします。政府内部でそれがどうのこうのと申し上げるのは、少しどうかという気がいたします。私は、率直に考へて、無理ではないかという考へを持ちますが、いまのような御熱心な御議論の結果つきましては、これを「ノー」ということをわざと申し上げませんが、しかし、率直な意見としては、無理ではないか、しかし、いづれにしても、政府当局がこれについてもを申すのはいかかかという感じでございます。

○中谷委員 総理の御所見を私承りたいと思ふのです。

これは、原告適格という法律上の利益とは一体何か、反射的な利益、反射的な不利益という、まさに訴訟法上の問題であつて、まさに学説、判例、あるいはまた多くの人の意見、あるいは裁判所のこの問題に対する判断を待たなければいかぬ問題だと思ひますけれども、総理、どういふように考えられますか。先ほど私は、これはうなずいていただいただけでけっこうですと申し上げましたが、嘉手納村が自分の村有地を持つておる、そういうふうな場合、八〇%も基地にとられておるというふうな場合、八〇%も基地にとられておるが訴訟を起すことというふうなことは、法律上与えられた当然の権利、まさにそういうふうな訴訟を私は予想もするし、そんな訴訟が起こつてくることは沖繩県民の心情としてあたりまえだろう、私はこのように考えますが、総理、いかがでしょう。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど法制局長官から一通り法律的な議論は述べた、かように私も聞きまして、それはそれでいいだろうと思ひますが、われわれ行政府がとかく言うべきことではない、かように思ひます。

する、その区域内、領域内に返つてきた、かように理解していただきたい、かように私は思ひますので、ただいまの基地の性格によるが、それが非常に固まつて嘉手納村にその負担において基地が設置される、こういうことは非常に困るという、これは困るということはわかりませんが、理論的にたゞいま申し上げるような関係から何か善処する方法はないだろうか、かように思ひます。と申しますのは、過日本会議で、基地の整理縮小等についての決議をいたしました。また政府も、それに対して、われわれは十分この決議を尊重し、その趣旨に沿つての活動をするということをお約束いたしております。したがうして、ただいまの処理として納得のいくものか、あるいはがまんしていただけるものか、そういう点に十分の理解を持つていただきたい、かように思ひます。どうも答弁にならないような話をしておりますが、問題は、いまの安保というものが前提に一つあるし、いままで存在する米軍基地、これを返還と同時に直ちに縮小はできない、そういう状況を十分理解していただくと、どうもいまのような点は私は地域住民も理解してくださるのではないだろうか、かように思ひます。

○中谷委員 時間ですので締めくくつてくれという理事さんのほうからの御要望があります。協定特別委員会以来、発言の機会を求めて今日まで来て、そうしてほんとうにこれだけの質問で、資料をこれだけ持つてきて、こんなことで質問を終わるのはいさめ残念ですけれども、やむを得ませんから、あと一、二点だけ、委員長のお許しを得て質問をいたしたいと思ひます。

では、外務省にもう一度お尋ねをいたしますけれども、要するに、安保条約地位協定のワク内へ特殊部隊は全部閉じ込めてしまふのだということですね。しかし、その特殊部隊というのは、今度はいま、沖繩が本土へ復帰してくれば、同じ日本国内におけるところのものは、SR71が横田に來たり三沢に來ることは当然あり得ることですね。

○高辻政府委員 一つの課題として興味をそそられる問題だと思ひますが、しかし、この問題は、いづれにしても、原告適格の問題でございます。

第二類第二号 沖繩及び北方問題に関する特別委員會議録第八号 昭和四十六年十一月三十日

それは事前協議の対象にはなりません。そういう問題が一つある。そこで、これは本土とも通ずる問題ですが、先ほどの、立証責任は政府にあります。それは政府が被害を受けるのです。それを負担しますという関係にありますが、地位協定の違反があった、たとえば、岩国に核があるのじゃないか、それから、横田にも核があるのじゃないかという質問が出た。それを私きょうはやるのじゃないですよ。そうして、うちの植崎委員の立証といえますか。陳明というのは、非常に濃厚なところまで陳明ができた。そうですね。ところが、トップシークレットだということでも、もう一度お聞きしますけれども、政府は、防衛庁の人が行って何か点検をしたらしいけれども、自分の土地は核貯蔵庫に使われているのだという場合には、国と国との関係では地位協定違反の違反を追及する問題が出るでしょうけれども、地主との関係においては、そんなことに使われるのはいいやだ、安保と地位協定の目的に使われているはずなのに、SR71はとにかくしょっちゅう領空侵犯をしている、そんなものに使われるなら私はいいやだという訴訟は、当然起こせるはずですよ。この訴訟が、明け渡しの訴訟になるのか、あるいは損害賠償になるのか、これは別として、この訴訟は、先ほどの原告資格の問題じゃないに、起こせるということは、私はもう大ぜいの友人や先輩に聞いてきて、そういう訴訟は起こせるということに聞いてきた。そうすると、トップシークレットだということと、とにかく刑法これあり、何々これあり、何があるということとあなたのほうでその立証をできないという場合には、明け渡し、あるいはまた損害賠償でその損害賠償金の支払い、こういう問題が起こってまいります。そういう問題が起こって来るでしょうね、ということとをまず一点お聞きしたい。地位協定違反はあるはずがないのですよということでお答えになってもらっている困ります。そんなものがあつたという陳明が出てきた場合に、一体どういうふうに対処されますかというところが一点。

それから、協定で一言だけ私が質問した点は、いわゆる刑法には別表で秘密の区分というのが出ておるけれども、これはアメリカ合衆国の秘密区分というものは一体どういう関連を持っておるのか、この点についてひとつお答えをいただきたい。

私のこの点についての外務大臣に対する質問は、この二点であります。この点についてお答えいただきたいと思ひます。

○福田内閣大臣 まず第一に、この訴訟が起こった場合にその結果が一体どうなるか、それはもうそのケースによつてまちまちであらう、こういうふうにも思います。その場合に国が不利になるのか、あるいは原告が不利になるのか、そういうことはケース・バイ・ケース、そのケースに基づいて司法権という裁判所が判断をする問題であり、ここで、その場合について具体的にどういうふうになるであらうか、これは私から申し上げる限りではない、こういうふうにいふ存じます。ただ、日本とアメリカとの政府間の関係と私人の関係、これは全く別ものである、こういうふうな御理解願ひます。

それから、第二の点につきましては、政府委員からお答えいたさせます。

○中谷委員 時間がないうです。では引き続いて締めくくりに質問をしておきます。棒読みいたしますから、正確にお答えください。

要するに、私が問題にしているのは、核だからとにかく点検ができないんだとかいうふうな問題との関連で、私はそういう問題意識でこの問題を提起をしているわけなんです。だから、私の頭の中にあるのは、裁判というものを前面に出しているけれども、刑法の問題意識も私の質問の問題意識の中にあるわけなんです。

そういうことでお尋ねをいたしますが、質問の一つは、地位協定第二十三条によつて「日本国政府は、その領域において」「必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する」としている。この「立法」というのは刑法でござ

いますね。「必要なその他の措置」というのは、いかなる措置のことをいうのでしょうか。これが質問の第一点です。

それから質問の第二点、地位協定第二十五条によると、「相互間の協議を必要とするすべての事項に関する」協議機関として設けられた日米合同委員会、右について合意された事項があるでしようかというものが、質問の第二点であります。それから同じく質問は、アメリカその他外国との間に秘密情報、資料の交換について定めた取りきめが存在しますかというものが、私の質問の第三点であります。

次に、防衛庁に同じようなことをお尋ねいたしたいと思ひますけれども、いわゆるMSA秘密保護法による秘密保全のための規範的命令としての訓令あるいはその通達等、そういうものがあるならば出していただきたい。これが私の資料要求であります。

それから、同じく質問の第五点は、刑法上の合衆国軍隊の機密保全のための規範的命令としての訓令あるいは通達等を示していただきたい。これは外務省と防衛庁に対するところの質問であります。

そして質問の第六は、刑法上の秘密を供与されたとき、これを一般の行政秘密と区分する標識等取り扱い規定が定められているのかいないのかというところについての質問をいたしたいと思うのであります。

それから質問の七は、合衆国軍隊は、刑法別表一、二、三に掲げる事項のうち、公にするものと秘匿するものとをいかなる基準により区分しているのか。これは先ほどの質問と関連をいたします。先ほどの質問を正確に言えば、こういうふうな質問に相なるわけですね。基準となつてゐる法令、規定を示していただきたい。

質問の第八は、部隊の編制、任務、配備、行動について、日本国政府は、合衆国が公にしていない情報の通告を受けているかどうか、この点についての御答弁をいただきたい。

以上であります。

○福田内閣大臣 政府委員からお答えいたします。

○中谷委員 質問は早口で読みましたし、それからこの点については息の長い論議をやりたいと思ひますから、委員長、いま私の質問については、あとできつと書面を出していただきたいと思います。資料と答弁です。

○床次委員長 御要求については、政府から資料提出並びに答弁をさせることにいたしました。お約束の時間がきましたから、そろそろ完結して資料提出と答弁をさせるように手配いたします。

○中谷委員 では、私の質問は、最後の締めくくりにこのばで終わりたいと思ひます。

要するに、昨日からこのいわゆる軍用地法案について、憲法十四條、憲法二十九條、憲法三十一條、憲法三十二條あるいはまた憲法九十五條、多くの人がこの問題について論議をいたしました。私自身も、まさにこの軍用地法案というのは重大な内容を持つてゐる法案だということ、この問題について論議をしたわけですね。まあ法制局長官の答弁について、多くの点についてさらに私のほうから再反論をすべき問題もあつたと思ひます。また法制局長官も、私の質問に対してさらに詳細に答弁をされるべきであつた、あるいはまた、さらに私の質問に対して強烈な反論をされたいというふうなお気持ちもお持ちになつたかと思ひますけれども、いずれにいたしましても、本日私の質問を通じて、何らかの形でこの法案の憲法的な問題の一端には触れたと思ひます。まずそういう点で、私はこの法案を今後多くの同僚委員が、公共の福祉とは何か、憲法にいう平等とは何か、あるいは九十五條にいうところのほんとうの問題は一体どこにあるのだろうか、あるいは三十一條の適法手続とは一体何だろうか、これらの問題について論議を続けられることを期待をいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○床次委員長 午後一時に再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時十五分開会

○床次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

この際、細谷治嘉君より発言を求められておりますので、これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 私は、公明党、民社党、共産党及び社会党を代表いたしまして、山中総務長官に真意のほどをただしたいと思っております。

私はテープレコーダーを持っておるわけじゃありませんし、また実際に私の耳で聞いたわけでもございませんけれども、けさの閣議後の総務長官の記者会見におきまして、総務長官が、国会というものは金のかかるものだ、けさの閣議で二億何がしかの予備費の流用というものが、今度の臨時国会及び通常国会等に向けてかかるので、その流用に関連して、国会というものは金がかかるものだ、くだらない質問をするから議員の超勤というふうなものも起こって、こういう経費の流用が起こるのだ、こういう趣旨の発言をなさったと承っております。これが真意だとするならば、まさしく国会を軽視した、国会を無視した言動だと申さなければなりません。この特別委員会において、百万沖繩県民の心をくんで熱心な真摯な質問がかわされておる。その中心的なこの委員会の閣僚が、こういう発言をこの時期になされたこととは、もし事実とすれば許されないことだと思っております。

そこで、私が申し上げたようなことを記者会見で言ったのかどうか、総務長官の真意を承りたい。

○山中総務大臣 全然事実と反します。私は閣議後の記者会見で一般案件等について全部説明をいたしました。しかしながら、ふだんなじみの記者諸

君でありますから、ジョークをまじえながら説明をしていくことが多いものでありますから、したがって、予備費支出の際に、国会というものは二国会でこれだけの支出を予備費でしなければなら

ません、私がこうしてしゃべってむだ話をしている間にも金がかかるのですよという話はしました。しかし、そのあとまたいま記者会見をやり直しまして、問題になったというところでありますから、再会見をいたしましたわけでありまして、私がこの主語があつたかどうかはやはり疑問だということ意見がございましてけれども、一応、野党の発言とか国会の論議とか、そんなことは全く言っておりません。私がこうしてむだ口をたたいておる間にも金がかかるという意味のことを言ったことは事実でありますけれども、そのことが国会の審議に對して不意な発言であるとか、あるいは軽視するとかいふことは全く考えておりませんし、私自身、今国会の、沖繩国会の意義というものを私は私なりに受け取って、担当大臣としての重責を果たすべく終始懸命に私はとめておるつもりでありますから、念頭のないことをおぼにもして

○細谷委員 ジョークも含めて、自分がいま話しているのにも金がかかるのだ、この程度にしか

言っておられぬと言つても、私は、そのこと自体が予備費の流用と関連して担当の大臣としてはやはり誤解を生む、あるいは心の中にそういうものがある、こういうふうな記者団が受け取るのも、無理なことではないと思つておる。私は、この問題は、いま長官の真意が述べられたとおりでありますから、ここではこれ以上追及いたしませんけれども、かりにジョークにいたしましたとしても、必ずそれは心の中からは出るものでありますから、これは山中長官に限ったことであります。非常に重要な問題を国会が審議しているわけでありまして、一語一語は慎重に、国民に誤解を抱かせないよう、言動は慎んでいただきたい、こういうことを強く要求しておきたいと思つておる。

○山中総務大臣 よくわかりました。

○床次委員長 質疑に入ります。門司亮君。

○門司委員 私は、総理大臣に、きわめてつたない質問のようではございますが、この審議にあつて現地の諸君の気持ちを率直にお話しをして、そして総理の所信を表明していただきたいと思つておる。

それは、長いこととやございせん、新聞や、あるいはいろいろな角度から、今度の沖繩協定は第二の沖繩処分であるいは第三の沖繩処分というところがときどき活字になつてあらわれておりますが、一体、この第二の沖繩処分であるという、こ

ういう非難といふますか、批評を受けるのに對して、総理大臣はどうお考えになるかということ

○佐藤内閣総理大臣 沖繩の施政権、これが日本に返るという、いわゆる祖国復帰、これを実現する

というそのことが、いま言われる沖繩の第二の処分、さうなことは、私は、毛頭、現地の同胞も考へていないんじゃないか、かように思つておる。私がこの問題と取り組んだのは、一九六五年、総理になつた翌年だと思つておるが、私が沖繩を直接訪問いたしまして、そうして沖繩をぜひ祖国に迎へたい、これはいつできるかわからないが、ひとつさういうことでこの問題と取り組もう、かように私は決意をいたしましたのでございせん。したがうに私は口先だけで申したのでございせん。沖繩の祖国復帰なくして戦後は終わらないと言つた、これはその実感の口から出たことばでござい

う相談にござつたのでございせん。私はさういふことを考えると、いまの処分とか、表現はど

うも当たらないように思ひますし、日本国民の心、沖繩百万の同胞の心を心としてこの協定を結んだ、かように確信をいたしております。どうかさうな意味で皆さま方もやはりあたたかく沖繩同胞を迎へようと思ひませんか、さういう意味で私の所信を申し上げたいと思ひます。

ただいまのようなことを申し上げますのも、あしたは現地で公聴会を開かれる、かようにいわれております。私は、この機会に、私どもがこの問題と取り組んだその気持ちを率直に伝えることが何よりも大事なことでないだらうか、かように思ひますので、率直に私の非常に素朴な、非常に簡単なその気持ちを表明したような次第でござい

○門司委員 どうも私の質問の趣旨とかけ離れた答弁をされておりますので、もう少し詳しく言わなければわからないのかとも思ひますが、しかし、総理はこのことは知つてゐるはずなんです

ね。沖繩の諸君が第二の琉球処分と言つておるものは、御承知のように、日本の明治以来の沖繩に對する取り扱いがきわめて過酷であり、しかも沖繩島民の意見というものが全くいれられていないという差別待遇を受けておつたことであつた。時間がございせんからよけいなことは申し上げませんが、御承知のように、たとえば政治について、本土では明治二十三年に民選議員ができておる。沖繩で選挙権が許されたのは明治四十五年でせう。先島はそれより二年おくれておる。同じ税金を納め、同じ日本の国土であり、同じ日本の沖繩の諸君が、明治時代における政治に参画する資格すら与へられなかつたという、かういう過酷な一つの状態、さらに、皆さんも御承知のように、兵隊にはとるが沖繩は守備しなかつた、昭和十六年まで一兵も置いていなかったという事実、かういふ問題を一つ一つ取り上げてごらん下さい。明治四年に薩摩置置が日本では行なわれ

た。沖縄で廃藩置県を行なつて沖縄が日本の県となつたのは、明治十二年でしょう。その間一体日本政府は沖縄に対して何をやっておつたかということである。沖縄は全く日本の国民であり、日本の領土でありながら、日本の政治のちからに置かれて、そうして過酷な税金を取られ、同時に、その権利というものはほとんど認められなかつた、いわゆる特殊地帯として置かれておつた。今度のこの協定による、いま審議いたしておりまする法案を通じてみて、幾つか本土と違つた形のものがある、これが今日の沖縄の諸君が言ういわゆる第二の琉球処分だ。日本政府はあまりにも沖縄を苛烈に扱ひ過ぎる、私はこういうことだと思ふ。これに対して一体総理はどうお考えになるかというのを聞いていたのである、総理の今日までの行為あるいは今日こうなつたこと等について私は聞いておるのじやありませんので、ほんとうにひとつしんから沖縄のことを考えて答弁してください。もう一度ひとつ答弁をお願いしま

す。

○佐藤内閣総理大臣 たいい言われることが、あるいは戦争前、いわゆる明治政府とでも申しますが、どういふ処遇をしたとか、こういうことがあつたり、あるいは戦時中において祖国防衛の第一線になつたとか、さらにまた、戦争終結後は施政権がアメリカに移つたとか、私はすいぶん苦労されたと思ひます。私は、かような事柄があつてはならない、特別な扱い方をしてはならない、そのためにはやはりわれわれ本土と沖縄百万、これが一体となつてほんとうに真の日本国家を建設すべきだ、かように考えておるわけでありま。私は、そういう意味で、まず、激戦が展開された沖縄、施政権をアメリカが持つていたこの地域、この施政権を日本に返してもらつて、そうしてこれから豊かな平和な沖縄県づくりに踏み出そう、このことを実は皆さん方とおはかりしておるわけでありま。私は、その事柄については、あまり過去の歴史を問うよりも、将来明るい未来を望む、またそういう意味で、その意気込みでこの問題と

取り組む、これがわれわれの仕事ではないだろうか、また、あるべき姿ではないだろうか、かように思ふから、以上のような経過を踏んまえてお話を申し上げたのでございませう。

○門司委員 いま総理はできるだけ痛いところにならないうようにお話をされておるようでありまが、いままでも協会の委員会、この委員会でも数人の人が質問をいたしておられます、そのものは、本土と沖縄とが違ふじやないか、本土並みというが、本土並みでないじやないかという、この議論に尽きておられます。もし総理がいままでもの委員会における質問その他を十分お聞きになつておるならば、私どもの真意はわかるはずである。沖縄の諸君の真意はわかるはずである。私は、それを総理はそういうことをしてないと言われれば、これからやはりどことが違ふかということをまた繰り返して繰り返して質問しなげやならぬよくなるでございませう。

○高辻政府委員 せっかくのお尋ねでございませうが、この点は、アメリカ局長あたりの現地の問題に詳しい方から御答弁を願つてお聞き取りを願ひたいと思ひます。

○吉野政府委員 お答えいたします。

VOAは、アメリカの政府の機関であるUSIAの海外事業部であるUSISに属する中継局でございませうから、米人職員は全部政府役人でございませう。

○門司委員 そうすると、軍属でもなければ軍人でもないということですね。

○吉野政府委員 現在施設下にございませうから、彼らは基地の施設を使つておられます。しかしながら、復帰後は、これはアメリカの政府機関でございませうから、われわれは基地を提供する義務はございませう。

○門司委員 私は、その点を非常にあいまいにされておると思ふので聞いたのであります。これが基地でないとするならば、返還協定のAリストの中にこれがちゃんと入つておるのですね、基地として。これは八十八の中に書いてあるでございませう。国頭の桃原の問題にいたしまして、その他の問題にいたしまして、その辺がどう考えてもおかしいんですよ。一体、基地でないという事にならば、返還協定に書いてあるという事にならば、二つのものは——発信と送信と両方ありますが、二つのものは、これは軍事基地でない、したがって基地としての提供地域でないという事をここでひとつはっきり答弁をしておいていただきたいと思います。

○吉野政府委員 先ほど御説明したとおり、返還後はこれはわれわれとしては基地を提供する義務はございませう。また、彼らもそれを十分認識しておられます。したがって、彼らのいまの施設は基地外になることになりませう。そこで彼らといたしましては、自分で土地の手当てをして、五年間、協定によりまして継続する、こういうことになつておられます。

○門司委員 VOAの問題を先にやって、いまの問題については、あとで基地の公用地の問題のところでもさらに聞きたいと思ひますが、郵政大臣として、国内法を改正してまでもこの法律の制定を見なければならなかつたという経緯がおわかりなら、ひとつお話を願ひたいと思ひます。

○廣瀬國務大臣 VOAにつきましては、御承知のように、アメリカ政府の海外広報の放送でございまして、したがって、日本の電波法によりまして、第五条で、外国の政府は日本の国内におきまして電波の免許をしない、放送させないというようなことになつておられますわけでございます。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

したがって、その限りにおきましては排除されるわけでございますけれども、また別に三条がございまして、条約に別段の定めがあります場合はその規定に従ふという事になつてございまして、協定の第八条に、VOAは暫定的に五カ年間だけ継続して中継を認めるということになつてございませうので、協定でございませうから条約と同じものでございませうので、その協定に従つて五年間だけ継続を認めることになつてございませう。そういうようなこととございませうから、電波法の適用は排除いたしておられますわけでございます。電波法の適用は排除し、したがって、電波法の適用はございませうから、放送法の適用も排除になるという事になりますわけでございます。それ以上別に法律をつくらないのは、協定第八条に申しておられます「取極」というのがございまして、この「取極」に相当詳しくいろいろな事項が規定されておるのでございまして、これに従つて管理をするということと、別段に法律を必要としな

い、したがって政令も必要としないというふうなことで参りたいと思つておられます。

○毛利委員長代理退席、委員長着席

○門司委員 先ほど、VOAは軍事施設ではないという、こういう答弁を得ておられます。そうなつてまいりますと、今度の協定について、日本の国

内における国内法の改正はともかくといたしまして、実際の軍の基地の中には、日本本土にはこういう設備はないわけですね。いまの理論からいいますと、条約であればよろしいというなら、これは日本本土にも置けるはずなんです。条約を結ばばよろしいというんですから、こういう危険性のものであつて、これは、いわゆる電波法の三條を適用して、外国と取りきめのあるものはこれを除くと書いてあるから、それでよろしいんだというなら、本土にもこういう施設は置けるということですか。条約さえ結ばばそれでやれるということですか。

○廣瀬國務大臣 その協定の八條を受けまして、電波法の特例法を今度つくることになったわけでございます。

○門司委員 そのことはわかつております。いまあなたの、協定の八條を受けていわゆるこれを置くことにしたというお話でしょう。そうしてその中に、日本の電波法の三條に、条約によるものと、こう書いてあるから、五條は排除したんだ、こういうお話でしょう。だから、私はそのとおり受け取つて、もし条約であれば、日本の本土の中にもこういう施設をあなた方はお認めになるかということをお聞いているんです。

○福田國務大臣 もし何らかの必要がありまして、他の国とわが国が条約を締結して、そして電波法の特例を設けてまでも中継放送を許すということになりますれば、これはまたそのとおり国内法の改正をいたしましてそうしてこれを差し許すことになるわけなんです。しかし、実際上はそういうことはありません。VOAは、沖縄がにわかにながに返還をされる、そういうことに伴うところの臨時緊急の措置である、こういうふうに御理解願います。

○門司委員 臨時的なものだというお話でございますが、先ほど総理の答弁を聞いてみますと、何か本土と変わらないんだというようにことを盛んに言われているものですから、結局こういう質問をせざるを得なくなってくるんです。

それからもう一つ、このVOAで突っ込んで聞いておきたいと思つたことは、これから来る電波障害がかなりひどいものが現地にはあるわけでありまして、電話も満足に聞かれないというような状態があるわけでありまして、これにはどう対処されるつもりですか。

○廣瀬國務大臣 VOAは、中波につきましては一千キロワットという非常に強力な電力を出すことになっておりますので、そういうような問題もあるいは起こるかと思つておりますけれども、これにつきましては交換公文の中にはつきり書いてありまして、アメリカ政府が責任をもつてそうした問題には対処するというようなことになつておるわけでございます。

○門司委員 いま郵政大臣は何か仮定のようなお話でありましても、これは事実なんです。この放送されてる間というものは、テレビもラジオも聞かえませんが、電話もほとんど通話ができないう。こういう事実に基づいてひとつお考えをいただきたいのは、アメリカが対処するんだという、これはあたりまえのことなんです。アメリカさんが責任を負うのはあたりまえなんです。しかし、そのことが従来まで完全に行なわれておりません。そこで私は聞いておるのであつて、日本政府として、ただそういう取りきめがあるからそれでよろしいんだということだけで済まされる問題であるかないかという事です。これはもう少し責任をもつて話をしたいだかぬと、交換公文にこう書いてあるから、このことはそれでよろしいんだというふうな筋合いのものではないと私は思うのです。

それなら、この交換公文を取りかわしになるときのアメリカ側との話し合いは一体どの程度まで進んでおるのですか。ただ文章に書くのは、アメリカが保障するんだ、責任を負うんだということを書くのは簡単ですけれども、そこまで取りつけられるまでの経過は一体どうなつておりますか。

○廣瀬國務大臣 従来のいきさつもございまして、いろいろ事務的になりましますので、郵政省の電波監理局長から答弁させることにいたしました。

○藤本政府委員 答へ申し上げます。

先ほど大臣からもお話がございましたように、交換公文の中で「アメリカ合衆国政府は、日本国の電波関係法令によつて規律される無線局又は受信設備が中継局から受ける混信その他の妨害をできる限りすみやかに除去するため必要な措置をとる」という条項がございまして、これは現在までもすでにVOAのほうで、たとえばテレビの受信障害というのがございまして、それを共同アンテナというものを施設しまして救済しておる。あるいはまた、電話線に誘導が入るといふような問題につきましても、ケーブルを地下に埋めまして、誘導がないように、良好な通話ができるようにという措置をとつておるという状態でございます。そして、私も聞いておる範囲でございますが、現在特別の支障がない、そういうふうな聞いております。しかし、実際ございまして、当然、先ほどの交換公文に基づきまして、復帰後はそういう措置をこちらで要請する、そういうことにならうかと思ひます。

○門司委員 このVOAの問題は、後ほどまたほかのものに関連して少し聞くことになるかと思ひますが、特にこの際もう一つだけ明らかにしておきたいと思ひますことは、いまアメリカ局長の答弁にありましたように、これが明らかにいふゆるる基地ではないということになりますと、われわれの手に来ておりますリストの中で、Aリストの中に、これが二つとも、受信所も発信所も入つておるわけでありまして、これは間違いですか。

○吉野政府委員 これらの施設は、基地リストのA表に全然入っておりません。

○門司委員 しかし、私どものところに来ておるのには、大体これはみんなそう書いてあるのです。がね。国頭のもの、もう一つあります。これはVOAの基地であること、送信所であることに間違いがないのであつて、一方は受信所であることに間違いがない。こまかくいえば、これはまだほかに五つぐらいこういう電波を受け入れる施設はあるように大体なつておると思ひますが、いまの答弁のように、これは完全に軍の基地ではないということに断定しておいてよろしいうございませぬ。

○吉野政府委員 Aリストをこらんになつてもおわかりになると思ひますが、VOAの施設はこれらのリストの中に載つておりません。そして、先ほど申し上げましたように、断定してけつこうでございまして、これらのVOAの施設は基地とはなりませんから、その点は断定してけつこうでございませぬ。

○門司委員 これが基地でないということになりますと、次にこれに関連した問題で聞いてお聞きをしていただいたほうがいいと思ひますが、先ほどから非常に議論をされております公用地の問題に関連が出てくるわけでありまして、これはやはり政府としては公用地であるというように解釈いたしておりますか。

○西村(直)國務大臣 私のほうとしては、例の、御審議願つています暫定使用法案とは関係がございませぬ。

○門司委員 そうすると、これは何か宙に浮いたようになるのですがね。基地でもなければ公用地のほうにも入つていないということになると、この敷地、この設備というふうなものは、一体どこに所属するんですか。今度はこの担当になるのですか。

○福田國務大臣 これはアメリカ政府の機関でございまして、そういう基地とは別のものでございませぬ。また、日本の政府の公用の施設でもございませぬ。どこまでもアメリカの政府の施設である、こういうふうに御理解願います。

○門司委員 公用地でもなければ軍の基地でもない、アメリカの土地だということになりますと、VOAのいま占めております地域は、沖縄の地主あるいは沖縄の公用地すべての問題との解決はどこでするんですか。

○福田首相 敷地の問題ですね。これは土地所有者とアメリカ政府との間の私契約に相なります。

○門司委員 私は、個人のものは私契約でよろしいと思うんですが、個々の中には公用地が含まれていゝるんですね。そのリストはあなたのほうにございませうか。国有地がどれだけあって、そうして県有地がどれだけあって、町村有がどれだけあるかということ、これがあつたら、ひとつこの機会に出してもらねと、話が進みにくいのです。

○吉野政府委員 先ほど答弁いたしましたとおり、VOAが使用している土地はすべて民有地でございます。そして、それらの地主は合計数百名ののぼると承知しております。これらの地主とVOAとの間は、目下土地の契約を順調にしておるようになつて承知しております。

○門司委員 いまの答弁がほんとうだとすると、私はかなり大きな問題があるかと思ひます。それはどういふことかといふと、私がいまリスト、内容を出していただいたと申し上げましたのは、いまの答弁だけで全部が民有地とは私はどうしても考えられない。あの広大な地域の中に公用地がないはずがないのであつて、道路もあつたでございませうし、あるいは農民の使用する排水溝といふようなものもあつたでございませうし、たんぼと畑だけで区切られたものではないと私は思ふ。道路はだれのものですか。町村の所有であることに間違いないですよ。あの広大な地域の中に村道もなければ県道もない、何もなかった、たんぼと畑だけだつたという答弁には私は承服しかねるのであります。

○吉野政府委員 われわれの調査したところでは、VOAがいま使用している土地は全部民有地になつております。御存じのとおり、国頭の奥間の送信局にしましても、恩納の万座毛受信局にしましても、もともと非常に町里から離れた地域でございまして、したがって、そのあたりに本来あまり道路もなかつたはずでございませうか。

ら、おそろく民有地を道路に転換していることがあり得るかと思ひますが、こちら辺を含めまして調べて資料を提出したいと思ひます。ただし、われわれの現在までに調べたところはすべて民有地である、こういうことになつてございませう。

○門司委員 あとで詳細な資料を出していただければ、それ以上追及はいたしません。それからその次に聞いておきたいと思ひますことは、いませつかくVOAと土地の問題を少し聞きまじしたので、あらためて土地の問題についてこれから聞きまじりたいと思ひます。

この公用地の問題について、これもひとつ総理大臣にお聞きをしたいのですが、巷間伝えられるところによりましますと、この問題が解決をしないとなつておるといふふうには考えまじせんけれども、しかし、わが国としては、実際上の問題といたしまして、米軍に対しては基地を提供する義務があるわけですね。また、自衛隊を現地に派遣をいたしたいといふ計画を持っておる。さらにまた、水道だ、電気だといふ公共の施設も、これを直ちにわがほうの手によつて運営しなければならぬといふ事情があるわけでありまして、そういうことをひつくるめまして沖繩返還が円滑に動く、これが批准の前提でございまして、円滑に動くその前提といたしましてどうしてこの法案を必要とするといふ認識を持っておるわけでありませう。

○門司委員 前提条件ではないということでありませうが、しかし、必要だからどうしてもやらなければならぬといふ、こういう答弁のうに聞こえますが、私も大体政府はそういう考え方だと思ひます。しかし、この公用地の問題については非常に大きな問題を含んでおりますのは、公用地という名前の中で、かつてアメリカが住民との間に

持つておりました既得権に、自衛隊がこれに一つ加わつておるといふ事実であります。これは新たな事実なんです、自衛隊がここを使用するといふことは、そのことについてはどうお考えになりますか。いままでの基地といふものについてアメリカが既得権を持つておる。しかし、それについては、いろいろの条件はございませうが、米側の既得権を一応認めるというところは、私は、いまの政府としてはやむを得ぬことかもしれない、しかし、これに自衛隊が便乗するといふこの公共用地の法案については、いささか疑問があるものであります。自衛隊がこういうことに寄食していいのですか。

○西村(直)國務大臣 この席からしばしばお答えをいたしておりますごとく、便乗といふ考えは毛頭ございせん。ただ、国土の防衛あるいは局地防衛の責務、これは共同防衛でも日米間で双方確認しておる。また、わがほうといひましたは、当然国土の防衛といふのは、いつも申し上げますように、他のいゝろんな国家の行政あるいは公共団体の行政作用と並列して私は行なわなければならない。ただ、従来自衛隊が出てなかつたいう中でやる。ただ、従来自衛隊が出てなかつたじやないか。しかし、これは今回新しく自衛隊の基地を設定するのではなくて、従来の機能、言いかえすれば米軍の基地の機能を、リーダーサイトであるとか、そういうものを生かしていく、こういうことでは、私は、この法案の中に、自衛隊、それから他の公共用の施設の円滑な引き継ぎ、国、公共団体の作用、これを円滑に引き継ぎ、これは当然あるべきではないか、こういうふうにお考えをしておるのであります。

○門司委員 いまお話がございましたように、円滑な引き継ぎといふことも、自衛隊は引き継がないのです。持つてないのだから、引き継ぐ必要はないのです。アメリカ側に対しては円滑な引き継ぎだといふようなことが私は言えようかと思ひますが、自衛隊には引き継ぎといふことではないのです。新たにこれを求めるということですね。しかもそれがアメリカの従来の既得権の中

にやはり入れられてしまつておるといふ、この事実なんです。だから、いまのようなお話があるとなれば、一応アメリカ側は必要のないものは返して、そうして日本側は自衛隊が使うことに、必要なら必要といふことで別の角度からこれを使用するやうな方法を講じたらどうなんですか。どう考えても、私もから考えると、米軍の既得権に自衛隊が何か便乗しているといふか、そういう形の法案のうに見えておるのです。それはあなたのお考えになりませうか。

○西村(直)國務大臣 こういう逆にも考えられると思ひます。かりに施政権といふものがアメリカがなければ本土、当然やはり国の自衛力といふものはそこで戦争の抑止力として働いておるわけでありませう。しかもその働く機能といふものは、たまたま米軍の従来の機能でそれをやつておる。その部分といふものは当然やはり機能として、しかも同じ基地内で働くべきものを機能を引き継いでいく、こういう考え方では成り立つたじやないかと思ひます。

○門司委員 そうだといひますと、これに五年間の期限をつけて強制取用のできるといふところに問題がまた出てきませうか。アメリカさんの既成の使用しております権利が一応受け継ぐといふ——時限的に五年ぐらゐの集約が何か事務的にかかるやうでありますから、こういうことを認められておるが、日本の自衛隊がここを使用するといふことになつて、これを国内法的に考えてまいりますと、これはおかしいものになりはしませんか。だから、あくまでもこの問題は、自衛隊がアメリカの基地に依存しているといふか、あるいは寄食する問題とどうして私どもは考えなければならぬ。そこにこの日本の国内法である土地収用法その他との関係が当然出てくるわけでありませう。アメリカさんが使つておる基地を日本政府に切りかえなければならぬ、だからその期限は非常に短かい、この調査する、いわゆる借りかえをする場合の、いままではアメリカが借りかえ、今度は日本の政府が借りなければならぬ、その手

続上五カ年かかるといふなら、これは基地に対してはそういうことが言えようかと思ふ。しかし、いま自衛隊はいないのですからね。自衛隊は自衛隊として、新しい角度から土地の使用というものを考える必要がありはしませんか。だから、どこまで考えても、いまの答弁のようなことを聞いておきますと、公用地に対しまする法律というのは、アメリカの軍事基地に日本の自衛隊がこの上

に一つ便乗しているという概念しか私どもには出てこないであります。それでもあなた方は、そうじゃないんだ、国土を守るために当然必要な五カ年というものを、かつてに使うということばは悪いかもしれないが、本人の承諾あるなしにかかわらず、既存のものを使うのだ。既存のものは何かと言へば、これはアメリカのもの、アメリカの既存権なんだ。自衛隊の既存の権利でも何でもないはずである。だから、結局、この公用地法案というものは、自衛隊が便乗するということに私ははつきりなるかと思ふ。そういうふうに大臣はお考えになりませんか。

○西村(直)國務大臣 作用を握る者からいけば、アメリカ軍あるいは自衛隊と、かわつてまいります。しかし、国土というものを、潜在主権ではありましたが、施政権が移されて、そこでもつていわゆる国土防衛という作業というものがやられておたわけであります。そのいわゆる国土防衛の部分というものは、当然日本が国家行政機能の中でやつていく。したがって、たとえば道路について、同じように契約を主体にするけれども、最悪の保障としての暫定使用を立てる。あるいは那覇の空港の問題でもしかり。私は、特に自衛隊だけを抜き上げていくというには、国の一つの安全を守る作用というものと並列していいんじゃないか。ただ、動かしておいた主体はなるほど新しくなります。しかし、機能そのものはそのまま引き継げる形になりますから、われわれとしては暫定使用の中に並列的に、自衛隊であるとかあるいは他の関係の機関の作用を並べて暫定

使用をやらしてもらふ、こういう法案になっておるわけでありませう。

○門司委員 どうもその間が私どもにはよく理解ができないのですがね。どこまでも米軍の基地の使用に便乗して、自衛隊として問題を起ささないように、ここに自衛隊を移駐していこうとする政府の意図であることだけは、私ははつきりしていると思ふ。

と同時に、この公用地問題のもう一つ裏の問題は、いわゆる久保、カーチスという人との間の取りきめがこの裏にあるのではないかといいことである。この問題は非常に大きな問題でございまして、四十四年になりますか、一九六九年でありますか、十一月の佐藤さんとニクソンさんとの話し合いの中にこういうことが予想されるわけでありませうが、いわゆる米軍の基地機能というものを一切阻害しないでそうして返還するということばとなつていふのであつて、それを基地機能をそなわれないようにするといふ、アメリカ側の撤退に伴つてその穴埋めをするために自衛隊をここに派遣するのだというようになつて、憶測としては考えられる。そうでないとするならば、アメリカのいままで使つておた基地は基地としてこれを存続することのためにどう処置をするかといふこと、日本の自衛隊は日本の自衛隊として、日本の政府がその目的として使うところはどこだけ使うかといふことを、この際明確にさるべきである。

と同時に、この問題のさらに裏をなすものが久保・カーチス取りきめでございませう。ここに何と書いてある。アメリカの意思というものが非常に強く冒頭に書いてあることは、総理も御承知のとおりであります。そうだとすると、今度の返還協定のすべてというものが、どないは法律にもあらわれないし、国会の問題としても条文的に取り上げられるものではないが、久保・カーチスという、軍事協定と言つて少し言い過ぎるかもしれないが、やや軍事協定に近い問題がさらに裏にひそんでおる。ここから公用地が発生をしておると思ふ。ここから私にはさしつかえないじやないかと考えるが、この辺はどうお考えになりますか。

○西村(直)國務大臣 久保・カーチスの取りきめでございませうか、これはしばしば申し上げますように、事柄が、自衛隊あるいはアメリカの軍事——かなり技術的なものであります。言いかえますれば、一つの例を申し上げても、レーダーサイトを引く継いで、防空というものは、当然、今日の状況下においては大きな国土の守りの一環になっております。こういうものを技術的に引き継いでいくという場合には、両防衛当局の間で十分な用意がされることは、円滑な引き継ぎに

なる。したがって、あくまでも防衛当局間において事務的にあるいは技術的に詰めて合つて、円滑な引き継ぎをやつていこう、こういう趣旨のものでありまして、あくまでもこれは、したがつてまあメモと申しますか、そういうことを運ぶための一つの覚え書き、そういうふうに私どもは考えておるわけでありませう。

○門司委員 覚え書きであるから、別に法律でもなければ条約でもないといふことで、審議の対象からははずれたような形をいたしておりますが、しかし問題は、日本の防衛を——あなた方は始終口にされておるの、自主防衛であるとか、あるいは専守防衛であるとか、自立性であるとかいふことを言われておりますが、この久保・カーチスの取りきめを読んで見ますと、どこにも日本の自主性はないのです。ここはアメリカの防衛の一端になつておるかのような文章になつておるのです。いわゆるアメリカのアジアにおける、あるいは沖縄における基地の機能あるいは規模というようなものを損しないという範囲内でこの取りきめがされておるということになれば、日本の自主性というものはどこにもないのである。したがつて、明らかにこの公用地の問題にからんで、自衛隊のここにおける派遣はアメリカ軍の肩がわりだといふことは、協定と、公用地と、久保・カーチス取りきめとの三つを並べてみますと、下からずつと考えていくと、明らかにアメリカのア

ジアにおける戦略といふか、軍略といふか、それらの機能を損しない基礎がここにあると申し上げても私はちつとも差しつかえないような気がするであつて、そういう議論をするよりも、自分に与えられた時間が短いのでありますから、長くお話をするわけにはまいりませうから率直に聞いておきますが、あくまでも、この協定あるいは取りきめ、あるいは公用地の問題等をくめて、どこに日本の防衛の自主性があるかといふこと、全く私どもから考えれば、先ほど申し上げましたように、アメリカ追従の、しかもアメリカ軍の撤退に伴つてこれを補完するという立場であつて、日本の独自の防衛のために自衛隊を派遣するものではないといふようなことが考えられるわけでありませうが、そういう考え方に對して政府はどうお考えになりますか。

○西村(直)國務大臣 日本の自衛隊の配備そのものはあくまでも自主的でありませう。しかもこれは防衛庁設置法の権限に従つて行なうのであります。アメリカのいわゆる極東戦略の一環としてなす。アメリカのいふゆる極東戦略の一環としてなす。配備されるべき部隊等も、やがては正式に計画等も立てますが、必要最小限度の基幹部隊あるいは支援部隊、それと同時に、民生協力、救難活動等にふさわしい部隊を私どもは計画する。ただ問題は、事柄が、自衛隊もある意味では軍人に準ずるものでありますから、部隊の編制あるいは配置あるいは作用、これにはかなり技術的な分野がございませう。しかも効率を高めるため、また沖縄にも御迷惑をかけない意味でも、できるだけ従来の使つてきた機能をそのまま生かす、こういうような趣旨から、自衛隊の自主的な判断のもとにこの基地の引き継ぎが技術的には円滑にいけるように取りきめはあるわけでありませう。したがつて、この取りきめ自体は、われわれの自衛隊が何ら法律上の義務を負ふものではないと思ふ。

○門司委員 これはもしいまの御答弁のようなことだとすると、私はもう一度確かめておきたいと思ひますが、久保・カーチスの取りきめの全文を

ジヤにおける戦略といふか、軍略といふか、それらの機能を損しない基礎がここにあると申し上げても私はちつとも差しつかえないような気がするであつて、そういう議論をするよりも、自分に与えられた時間が短いのでありますから、長くお話をするわけにはまいりませうから率直に聞いておきますが、あくまでも、この協定あるいは取りきめ、あるいは公用地の問題等をくめて、どこに日本の防衛の自主性があるかといふこと、全く私どもから考えれば、先ほど申し上げましたように、アメリカ追従の、しかもアメリカ軍の撤退に伴つてこれを補完するという立場であつて、日本の独自の防衛のために自衛隊を派遣するものではないといふようなことが考えられるわけでありませうが、そういう考え方に對して政府はどうお考えになりますか。

ひとつどこからか読んでごらんない。私もここに持っておるから私が読んでいいのだけれども、あなたの方で一応読んでごらんない。どういふことが書いてあるか。どう解釈してもアメリカのためにというような解釈しかできないような文章になっておるのであります。

○久保政府委員 この取りきめは、言うまでもなく、日本政府の主権に基づいて部隊が配備される、それが前提になっております。その点についてはアメリカも疑う余地はございません。そのもとに、つまり、政府が計画をして部隊を配備するにあたって、その部隊そのものは、現在は施政権の米側にある基地内に部隊を置くわけでありまして、そういう趣旨で事務的な、技術的なことが書いてあるわけでありまして。

前文を読んでみます。「日本国防衛庁及びアメリカ合衆国国防省の代表者は、沖縄の日本国への復帰後における沖縄の局地防衛のための自衛隊展開についての日本側計画に関連した両防衛当局間の必要な調整に関する事項を討議してきたので、この取極に述べられている前記の討議の結果は、日米安全保障協議委員会の千九百七十二年六月二十九日の会合において承認されたので、よつて、これらの代表者は、次のとおり合意する。」以下、防衛責務の引き受けの内容を書き、引き受けの時期を書き、それから展開する部隊を書き、その部隊が設置される施設を書き、さらに防衛の内容、米側が分担する時期、わがほうがやる時期を書き、さらにまた地対空ミサイル、航空警戒管制組織の引き受けの問題について触れ、等でありまして。

○門司委員 いまの前文の次に、もう一つ書いてあるはずですね。

○久保政府委員 前文の次に1とありまして、「日本国による局地防衛責務の引き受け」「日本国は、2に掲げる日程に従い、沖縄の局地防衛の任務、すなわち、陸上防衛、防空、海上哨戒及び防衛庁がその任に当たる捜索・救難を引き受け、つづまり、局地防衛というものはこういう内容

容のものであるということをごにうたつてあるわけでありまして。

○門司委員 私は、いま一応読まれておりますが、こういう取りきめをしなければならぬという背景には、どこまでもアメリカの——ただ文章は、自衛隊が救難、救助だとかなんといふていいのいいことを書いておられます、局地防衛と書いておられますが、この局地防衛自体というのに対して防衛庁はどういうふうにお考えになつておられるかということですね。内容は、こまかいことはよろしいですよ。大体、何がどれだけあつて、かにがどれだけあるということ、書いたものがあつたので、これはわかつておられますが、私が聞いておられますのは、どう考えても、この久保・カーチス取りきめというものは、あくまでも、要するにアメリカの撤退に伴う補完的なものであつて、先ほどから言われておられますように日本の自主的のものではない。あなた方は、そうではない——これを実際はアメリカの補完行政だという答弁はできないでしょうか。そう考えても、この文章を讀んでみますと、アメリカの足らざることを補うのだというように解釈する以外に方法がないのであつて、ただそれを文章的に何か局地防衛がどうだこうだ、あるいは災害のときの救難がどうだこうだということが書いてあるように見えますけれども、実際ではないように見えますが、一体そういうことでこれはよろしいのですか。防衛庁長官はこれをどうお考えになるのですか。

○西村(直)国務大臣 しばしば申し上げますように、これは日本側計画が一つある。計画に関連した両防衛当局に必要な調整をするための、ということが前文の主体になつております。そして、具体的にはこういうような行き方でございます。でありますから、私どもとしては、送ります、あるいは配備される自衛隊そのものの勢力からいきまして、御存じのとおり、本土におきましても、基地のあるところにも自衛隊が配備されておる、それと何ら形は変わるものではない。あくまでも本土

に対して、本土である以上——しかも外国との接壤地でもあります。そういう地域に最小限の自衛隊配備、これは日本があくまでも自主的に考えていく。沖縄の、言いかえれば、撤退があるからそこを補完する、そういう趣旨は毛頭ございませ

○門司委員 それでは、その次にもう一つ公用地の問題で聞いておきますが、暫定期間、五年間の強制収用をする、こういうことになつておりますが、これが長過ぎるということ、あるいは手続上の問題でいろいろ議論がございます。これは、なるほど、議論をすれば、私は、政府のやり方は非常に無法であるということが言えようかと思ひます。それはなぜかというところ、この土地自体をアメリカが使用しているところに非常に無理があつたというところは、これはよく御存じなんです。たとえば、はつきり言えば、一九五三年に問題が生じたとしておられます。五年間の講和条約前は別にいたしまして、講和後における新たな角度から土地収用が始まつておる。これは五三年でありまして、それから四四年、五五年ころの土地収用上げというものは、よく新聞や雑誌に書いてありますように、銃剣とあるいは戦車によつてということばを使つておられますけれども、ここで米軍に収用された土地は一体どのくらいあつたのか、あるいはこれによつて立ちのきその他を命じられて全く職業を失つたものがどのくらいあるか、この発表をひとつこの際しておいていただきたいと思ひます。

○島田(豊)政府委員 ことしの一月一日現在で、軍用地の面積、約二億平方メートルございまして、契約件数が約五万四千件、筆数で約十三万三千筆、そのうちに、契約によりますものが筆数で九四%、したがって六%が収用、面積で九%が契約でございまして、三%が収用、件数で九%が契約、一〇%が収用、こういう状況でござい

○門司委員 いまのは計数上の答弁だと思ひます。が、実際は大体政府の皆さんのほうが私どもより

よく知っているかもしれない。たとえば五三年に、あるいは五五年の三月だと思ひますが、この時期に行なわれた伊江島の飛行場あるいは宜野湾市の伊佐浜の土地収上げの状況等は、大臣も私はよく御存じだと思ひますが、一定の期間を設けて、はつきり言えば三十日でありまして、三十日の期間を設けて立ちのき通告をして、立ちのきない者については、戦車を持てきて、あるいは家屋には火をつけて家を焼いてしまふ、そのあとブルドーザーでならしてしまふ、こういう状態で、中に住んでおる人はいやおうなしに家財道具と一緒に外に出されて、そして仮収容所の大山小学校に収容された事実がございまして、こういう形で取り上げられた土地であります。あるいは調印したといつても、そういう形の中で取り上げられておるのである。もしそれがうそだといふなら、私

のとらに写真がたつきございまして、はつきりした証拠を持てきてもらひたい。ここで土地を取り上げられた住民で他に移動したしております者は、私のほうから申し上げれば、一万二千

人でありまして、自分の耕作地を全く失つて他に移動しなければならぬ一万二千人の人間はどに行つたのか。一部は八重山の石垣に行つてパインの栽培に従事したでございまして、これをい

ゆる開拓ゾーンといつておられるか開拓ムラといつておられるか、そういう事実がある。その他の部分は、いづれも本島で生活ができないから南米のほうに移住したということも、これもまた事実でござい

あるいは七倍にして、お礼でこれをまかなおうとするのか。こうなつてまいりますと、沖縄の心情から申し上げると、やはりそうやすやすとこの土地を手放すわけにはいかないのではないかと。同時に、本土における土地収用法と似ても似つかないこの軍用地の大問題に対する法律、しかも条文はきわめて短い。何らの、この土地所有者の抗議であるとか、あるいは土地所有者の意思表示をするとは与えないでこれを収用しようとする行き方、私はこれは法律論を離れて、政治論として、こういう問題が一体許されるかどうかということだ。もう少し沖縄の実態を——先ほど私は佐藤総理に第二の琉球処分ではないかと聞きましたが、そうじゃないと言われけれども、こうした沖縄の諸君の実態を踏まえて私どもはこの公用地の問題を見てまいりますと、明らかにこの問題の五カ年間というものはこれはべらぼうな処置である。ある意味においては、米軍の永久の基地の存続を許すようなことになりはしないかということである。しかもそれは住民の何らの意思表示のないものである。私はこういうことを考えてまいりますと、今度の五カ年間のこの長期にわたる軍用地の暫定使用というものは、明らかに憲法に規定した財産権の侵害であるということを申し上げてもちつとも差しつかえないのではないかと。いわゆる不本意に取り上げられた土地をそのまま続けようというのであるから、この点に対してもし法制局長官に何か御答弁があるなら、ひとつしておいていただきたいと思ひます。

には補償を支払わなければならぬということになっておるわけでありませう。御指摘の問題は、おそらく、そういうようなことはあり得るであらう、あり得るであらうが、それはそれ相当の手続があるべきではないかということではないかと拝察をいたしますが、この場合は、ともかくも防衛庁長官からお話のように、従前から公用、公共用に供されているために、それを中断させることがむしろそれに反する状況が出てきはないか、それを中断させないよう保持するために、五年が長いという御議論はあるかと思ひますが、これは法律をござらんになればわかりますように、五年の範囲内で政令で具体的には定めることになっておりますので、その政令で定める期間——必ずしも五年ではございませんが、その期間だけ暫定的に使用させていたかどうかというのが今度の法律案であります。それについて憲法上の論議、これは論点としては確かにそういう論点があると思ひますが、この点についての憲法上の論議は、もう何べんもお話をしておりますので、あらためては申し上げません。

○門司委員 次に、私は、この問題に関連をして、基地の問題について少し聞いておきたいと思ひます。

御答弁はどなたからでもよろしうございませうが、聞いておきたいと思ふことは、沖縄の基地の区分けとでもいいますか、基地の中には、国有地がどれだけあつて、県有地がどれだけあつて、民有地がどれだけあるかという、こういうことが明確にわかるものがございますか。

○島田(豊)政府委員 今回の返還協定の了解覚書で米側に提供することとなつております八十八施設、これの総面積、提供予定の面積が二億九千四百五十五万九千九百九十九平方メートル、そのうちに、民・公有地が一億九千九百六十二万六千六百平方メートル、県有地が四百五十五万二千二百平方メートル、国有地が九千七百七十八万一千六百平方メートルということございまして、大体三分の二が民・公有地ということになっております。

○門司委員 その民・公有地の各町村別の区分けがわかりますか。

○島田(豊)政府委員 各施設別になつておりまして、町村別のものはお手元にございませう。で、後ほど御提出いたします。

○門司委員 町村別のものがないということになると、それは問題です。後ほど言われておりますが、こういう法案を審議するにあつては、これは非常に大事な一つの要素であります。御承知のように、日本の本土の法律では、基地交付金という制度があるでしょう。この基地交付金は何によってやつておりますか。各市町村のそうした地域に対する固定資産税相当額というように形においてこれは配分してある。したがって、各町村の山林がどれだけあつて、畑がどれだけあつて、たんぼがどれだけあつて、そうしてこれらの所有者はどうなつておるかということが明確にならなければ、この基地交付金の交付ができないでしょう。国内法の施行がここできないでしよう。これは私は明確に出してもらいたいと思ふのです。それがわからぬ限りは、全然日本の国内法の適用はできないのであつて、もし国内法を適用しないとなれば、これはたいへんなことです。

○島田(豊)政府委員 ただいま手元にございませうので、さつそく調べますが、基地交付金の対象になりますのは、御承知のとおり、国有財産でございませう。

○門司委員 国有財産については、国有財産所在市町村交付金というのが別にあります。これは国有財産所在市町村に対する交付金というのが本土の法律にあるでしょう。基地の交付金というのは、それと別の問題である。基地に対する交付金でなければならぬ。したがって、その算定の基礎となるものがないということになると、これはどうにもならぬでしょう。これはわからなければ、ここでもいくら責めたつてしょうがないですがね。とにかく一応調べて出してください。そうしなければ仕事にならない。こんな法律は通すわけにいきはしない。

それから、その次にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、これと関連いたしまして最も密接な関係を持つております米ドル資産がどれだけのものかということである。この調査ができているなら、ひとつ明確に知らしめていただきたい。いわゆる沖縄におけるアメリカ軍の施設した施設の費用であります。同時に、施設の実態であります。この明細書が出てこない限りは、調整金の交付ができないでしょう。本土において、これらの施設に対する、調整金というか、お金を出しておるでしょう。沖縄が返つてまいりますならば、当然米ドル資産に対する調査が十分にできていなければならぬはずである。

○渡海国務大臣 基地交付金並びに調整交付金——基地交付金は、算定いたしました現三億、調整交付金が三十一億、この額を予算要求として要求をいたしております。その算定基礎になりました分は、防衛施設庁から自治省がいただきまして概算いたしました。それはいま門司委員御指摘のように各町村に配分してございませうから、各町村に配分するところの面積が明らかであり、また、米ドル資産が明らかでなければ配分することはできないのは、御指摘のとおりでございませう。概算交付金は全体でございませうので、いまのところ、私たちは、防衛施設庁から全体の額としていただいております。これを配分するまでに各市町村にわたつて詳細にその資料を防衛施設庁と連絡して得た上配分するという姿で、いま作業を進めております。

○門司委員 自治省は別に実質上責任があるわけではありませうから、自治大臣は、私はいまの御答弁でよろしいと思ひます。しかし、これらの問題の算定の基礎になります——いま三億と三十一億という数字が出ておりますけれども、これを概算された基礎がどこになければならぬのですかね。一体アメリカの沖縄における米ドル資産と考へられるものがどのくらいあります。

○島田(豊)政府委員 約六億ドルでございます。

○門司委員 その六億ドルというのは、いつの調べですか。私の手元にあるのと同じと違うようですけれども……。

○島田(豊)政府委員 ちょっと調査の時期がはっきりいたしません、比較的最近の調べでございます。

○門司委員 それなら、私のところに資料のあるのを一応読んでみますから、これが違っておるかどうかということをおひとつ訂正してもらってもいいと思いますが、投下建設資金というのは約十億ドルと書いてあります。これは一九六六年二月十八日のサブロッキー・アメリカ軍事委員会の委員長の証言であります。その次にありますのが、ちょっと古いのでありますが、一九六四年の三月の十七日のキャラウエーの証言、いわゆるこれは高等弁務官であります。キャラウエーの証言によりますと、建設施設面で十億五千万ドル。ほとんど数字は同じようであります。その他物品、役務等を含めて十一億八千万ドルという証言がアメリカの国会でされておる。このぐらゐのことは、あなたのほうで実際わかつておるのではありませんか。こういうことがわからないで一体予算要求を概算するということは——これは自治省はあなたのほうから受けたもので概算要求するのではありませんか、あなたのほうには算定の基礎がなければならぬ。何も随すものでもなければ何でもないのであって、いわゆるアメリカの投資した基地の中にある建物がどのくらいあるのか。どういふ建物があるか、その価格は幾らなのか、私は、いま申し上げましたキャラウエーの十億五千万ドルあるいはサブロッキーの言った十億ドルというようなものを必ずしも根拠に置いてはおけません。これはとり方ですけれども、年々これを償却していつて安く見積もっていくこともできません、いろいろございしますが、しかし、実態としては、この問題が明確になって、どの基地にどういふ建物があるか、その価格は幾らだということとが明確にわからぬ限りは、本土で交付いたして

おりまする調整金の交付はできないでしょう。概算要求だけしたところで、自治省困ってしまひはしませんか。これはもしもなければ、あとでいいから、明細に提示をしてもいいと思います。

○島田(豊)政府委員 アメリカの資料に基づきまして自治省のほうに御連絡いたしております。

○門司委員 それは、資料はそうなんです。私もその点は別にむづかしいことを言うわけじゃありません。あなた方が立ち入り検査ができるわけじゃありませんので、米軍の資料であるだろうと実は思います。思いますが、それにしても、その基礎というものの大体の概略は、どの基地がどれだけのものを持っているというぐらゐのことは、あなた方アメリカ側から受けているはずでしょう。アメリカ側から受けているものを出したらどうなんです。そうしなければ、予算要求、概算要求したって、基礎のないもの予算を認めるわけには——これは予算委員会困るでしょう。だから、この点はもう少しひもといて、なにかいふことだけひとつ答弁してもらえればけっこうだと思ひます。

○西村(直)國務大臣 ちょっと御説明いたしておきます。

ただいま門司君からもお話がありましたように、御存じのとおり、現在アメリカの施政権下でありますから、直接私のほうから立ち入って検査するわけにはいかぬ。したがって、アメリカの資料というものは当然あるであらう。しかし、これがまた計算の基礎が違ふ場合もあり得る。しかし、いづれにいたしましても、これは外交ルートを通してできるだけ私のほうでは整備を合うようには努力したい。こういう過程があるというところだけ——防衛施設庁が直接な材料というものはなかなか入手することは困難であります、アメリカ側には当然あるであらう。それを当然われわれのほうとしてはまた整理して

いかなければならぬ、こういうような状況下にやっていると、ただひとはひとつ御理解を願いたいと思ひます。

○島田(豊)政府委員 米側の連絡によりまして約六億ドル、これは建物、工物物でございますが、これに基づきまして、先般の米軍におきましてこの国会におけるランパート高等弁務官の証言でも六億ドルということになっておりました、その中身については申し上げられないのであります。

○門司委員 私のところにある一九六六年のやつは、いまから五年ばかり前でありまして、必ずしもこの数字が私は正しいとは言いませんが、内容は言われないと言いますが、町村別にはわかるでしょう。町村別にわかれなければ、町村別に配分ができないんです。このお金は、当該市町村に配分するお金ですから、アメリカにやるお金とは違うのです。だから、この調整金というものが明細にならないければ仕事にならぬのです。はっきり言ひなさいよ。別に隠しておく必要も何もありはしない、そんなものは。

○島田(豊)政府委員 御指摘のように、各市町村別に算定しなければならぬが、現在米国の施政権下にありますので、個々の市町村別にその建物なり工物物について立ち入り調査するといふわけにはまいりませんので、これは復帰後におきまして十分調査いたしましてその資料を整えた、かように考えております。

○門司委員 向こうさんの施政権下であることはわかっております。私は何も無理なことを言っているわけじゃありません、予算の要求をされるにいたしましても、何をされるにしても、やはり基礎の数字というものがなければなりません。アメリカ側からいって六億ドルという数字が出ておるといふならば、その六億ドルの内訳というようならば、各町村別にあるはずなんです。なければならぬはずなんです。これはたいしてむづかしい問題じゃないんです。返ってきてからこちらがと言ひますけれども、返ってきてから立ち入り検

査ができますか。施政権が返還されたからといって、あなた方は米軍の基地にどんでん入って立ち入り検査はなかなか困難でしょう。だから、アメリカ側から出ているリストの基礎を示してもいい。そうしなければ市町村に対する調整金の配分ができないのでありまして、政府が困りになるのです。私も困るのでなく、政府が困りになるのである。だから、政府のほうにはその基礎があるはずである。

○島田(豊)政府委員 各市町村別にこれを洗い出すことはちょっと時間を要しますので、十分基地交付金の支給に對しまして支障のないように鋭意調査を進めたい、かように考えております。

○門司委員 支障があつてはいへんで、支障のないように調査されるのは政府としては当然なんです。けれども、私もこの暫定法案を審議いたしますには、少なくとも公用地に對しますような内容というものが全部わかつていないと、こういう強制的に取り上げようとする土地に對する各市町村、自治体に對する手当てというものを十分検討するわけにはいかぬじゃないですか。おかしな話です。と同時に、そのぐらゐのこととは政府でわかつてはいるはずなんです。私は、はっきり言へば、三月か四月ぐらゐ前に各省のセクシオンにずっと当たつてみたのだけれども、どの省に聞いてもわからぬのです。そのことはわからぬ、わからぬとおっしゃる。自治省が所管だからと自治省に聞けば、私のほうでは権限を持っておりません、施設庁だと言ふ。施設庁に聞けば、それはわからぬ、アメリカさんと協定を結んだ外務省に聞いてくれと言ふから、外務省の例のアメリカ局長に聞いたら、とんでもないことだ、私のほうではそこまですません。総理府のほうも、いや、そのことは私のほうではとても担当じゃございせんからというので、これははいま私が質問するわけじゃないんです。三月も四月も前に私は——この問題は必ず出てくるので、一応われわれが知つておく必要がある。審議する

一つの過程として知っておく必要がある。何も私は、きょうここで質問することのために臨しておいたわけじゃないのです。三月も四月も前から、いま申し上げたように各省ずつ一わたり当たつてみたのだが、どこでもわからぬと言うから、きょう、しかたがないから、総理大臣の前で聞いたほうがよろうと思つて、総理大臣にもこういう事態を聞いておいてもらいたいと思つて質問をするわけでありませうけれども、そうすると、大体いつごろまでに出せませうか。法案が通つてしまつて、審議の必要がなくなつたあとでこれをだされてもしょうがないですからね。

○西村(重)国務大臣 外務省並びにわれわれの施設庁がございますから、両方協力し合ひましてできるだけ早く資料は整えたいと思ひます。ただ、単価の計算等は、いろいろ基礎が違ふ場合があることだけはひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 そうすると、大体資料を出すというお話ですけれども、この法案の審議中に出せませうか。そういったしめんと、何か質問したことがちよつともわからないで、しり切れトンボになつてこの法案を通すわけには私はいかぬと思うのだから……

○島田(豊)政府委員 現在、軍別、施設別と申しますか、基地別と申しますか、大体把握できておりますけれども、そのそれぞれの、たとえば建築物あるいは工作物がどちらの市町村の中に入つてゐるかというところについての仕分けが、これがなかなか時間がかかるというところがございますので、これから作業を進めまして、これがいつ御提出できるか、ちよつといまのところはつきりしたことは申し上げられませんが……

○門司委員 そうした答弁ではちよつと困ると思ひます。私も、何も施設庁の立場、防衛庁の立場を理解しないわけではございません。これを詳細に、どういふ建物があつて、どういふかっこうをしてゐるというところまで知ろうとは思へておりません。概括的に、先ほどから申し上げておりますように、どの町村にこういう建物があつ

て、この価格は幾らだということがわかればいいのであつて、価格の点については、五年前に十億の建物であつても、毎年それが何%ずつ減つていけば六億にもなるでしょうし、あるいは三億にもなるでしょう。だから、価格の点について、私がいま読みましたアメリカ側の資料によるものが必ずしも私は正しいとは考えられない。しかし、事態は明らかにしておきませんと、私が困るよりも、政府のほうが予算を組まれて配分されるのにお困りになりはしないかということであつて、しかし、こういうものを私も知らないで法案を通してしまふということも、私どもの調査のたてまえからいけばおかしいものだということでは、実はお聞きをしておるわけでありまして、別に私、悪意で聞いているわけではございません。その辺はひとつ御理解願つて、そうしてすみやかに出してもらいたい。

○島田(豊)政府委員 できるだけ作業を進めまして、早くそういう集計をいたしたいと思つております。

○門司委員 次に聞いておきたいと思ひますことは、この委員会にかけられておりますいわゆる振興計画に対する法案であります。これは建設省その他にも関係があるかと思ひますが、どうもこの法案を見てみますと、非常に規模が大きくて、そして一応は沖繩県で策定して、そうして意見をいれるようになっておりますが、この委員会の構成その他を見てみますと、必ずしも沖繩の意見が全面的に取り入れられるものじやなくて、逆に政府の側の人が非常に多いということですね。委員の構成を見ても、半分以上は政府の役人ですからね。現地の人は六人ぐらゐしか入つていないでしよう。役人の半分ぐらゐでしよう。委員の総数を一応見てもらひなさい。こういうことも、先ほどから言つておりますように、第二の琉球処分といわれる一つの大きな原因だと思ひます。沖繩の人が参画しない、数が少なくて、そうして国の役人が半分以上いるなどという委員会をこしらえて、そうしてそこで沖繩県で策定したものを審議して、

そうしてこれを実行しようというやうなことであつて、したがつて、沖繩県の意見というものが非常に少なくて、やはり役人の一方的な審議会というものをしりを受けても私はしょうのない仕組みになつておると思ひますが、この辺に對してどうお考えになりますか。

○山中国務大臣 これは振興開発特別措置法五十三條、審議会の組織に関する御質問であります。関係行政機関の職員十三人ということでは、委員定数二十五人の過半数になることは、これはわかりません。しかしながら、何ぶんにも関係省庁が十三だけはどうしても関係をしなければならぬという内容を持つておられますために、関係行政機関が十三名になつておるわけでありまして、しかし、県知事、県議會議長あるいは市町村長代表、市町村議會議長代表、これを二人ずつ出してありますし、さらに学識経験のある者六人以内、これについても、最大限沖繩の立場を代表し、理解し、関係のある人というものを優先的に選定する心がまえをいたしておられますので、役人の十三人というのは、何も本土政府の力で過半数をもつて押しつけようというやうな恣意的なものではありませんで、おおむねの委員会の構成が二十五人ぐらゐであるということから、どうしても必要な数の十三名を関係行政機関のほうに持つていつたというところで、他意はございせんし、そこで、沖繩県の代表者と見られる委員、並びに学識経験者の中で明らかに沖繩県のために選ばれたと思はれる人々の意見というものを、関係各省が一致して、過半数だからといって押えつけないというやうな委員会の運営は、当然なされるはずはないわけでありまして、そこらの点については、私も十分注意をして、御懸念のやうな点があらわれてこないやうに配慮をしてまいりたいと思ひます。

○門司委員 当該自治体の代表は当然だと思ひますが、問題は、やはりこの学識経験者という第三者の数が非常に少ないということでありまして、これが、この学識経験者という人の中には、これは愚口言うわけじゃありませんが、必ずしも私は意見は一致しないと思ひます。そこで、沖繩の意見を代表するものはたゞ三団体、県と市と町村ということになりまして、六人だけしか出られないというところで、こういうことで、学者のほうをふやすか、あるいは地域代表をふやすかという、どちらをふやしても、私はそう差しつかへがないと思ひますけれども、とにかく二十五人の中で、十三人が政府の役人であつて、六人が学識経験者というやうな形になつておられます。しかもこれは、任命権はどこにあるかというところ、あなたの方にあるわけでありまして、選定権は向こうにあるかということまでは書いてないのではありません、私どもが心配いたしますのは、役人が二十五人の中に十三人もおつて、そうして政府の任命した学者だということになりますと、これは沖繩の人はあまり信用しませう。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

私は、できるなら、ここまではひとつ学識経験者等に対しては沖繩県知事が任命するといふか、推薦するといふ形をとつてもよろしいと思ひます。かといふことである。そうしてこそ初めて、私は、沖繩の振興計画が沖繩を中心にした一つのポイントとして行なわれる可能性がある、こういう気がしますが、そういうお考えにはならせんか。

○山中国務大臣 現在の琉球政府行政主席が、復帰の時点においては沖繩県知事とみなされるということになるわけでありまして、したがつて、現在の琉球政府行政主席が、たとえば復帰対策要綱等の審査をされる場合に、沖繩の県民會議というものを立法院の公式なもの以外に設置されました。その内容等を見ますと、非常に公平に、客観的に人選がなされてゐるやうでありますので、したがつて、当然思想的な立場云々というやうなことは越えて、沖繩のためにあるべき人の人選ということになれば、そこに意見の一致も見得ると思ひますので、ただいまの御発言は十分念頭に置き、かつまた、一方面的な押しつけと受け取られないやうな人選のための沖繩県知事の意向というも

のをくんで任命をしたいと考えます。

○門司委員 御答弁としてはそういうことだと思
います。しかし、やはりこの際、沖縄のことを
考えるならば、私は、さつき申し上げましたよう
な仕組みのほうが、どう考えてもよろしいのじやな
いかという気がいたします。ことに沖縄は、御承
知のように、北海道開発とは違ひまして、地域は
非常に狭いのでありまして、大体アウトラインは
わかつてはいるはずであります。だから、ことさら
に大きな仕組みというよりも、むしろ、高度な仕
組みよりも、現地の情勢を取り入れていった開発
のほうが私は効果的だと思ふのです。北海道のよ
うに非常に広いところであれば、かなり高いとい
うところから見なければ全部見えません。しかし、沖縄
はそう大きなところではありせんから、そう高
いところ上がらなくても大体見えるのじやない
かと思ふ。そうすれば、やはり地元の意向とい
うものをこの中に十分織り入れていって、そうして
沖縄を処分する委員会であるというふうな誤解を
受けないようにしたほうが私はよろしいと思ふ。
同時に、そのほうが実際の、こういうことが考
えられますので、いまの大臣の答弁でございま
すが、さらに再考をわずらわしておきたいと思
ふのでございます。

それからもう一つの問題は、これに関連した問
題であつて、こゝで行なわれておりますいろいろ
な問題等について、どの辺まで一体沖縄県の問題
を処理することができるかということございま
すが、この開発庁というのは、単に経済開発ある
いはその他をやつていくとする、ちやうど沖縄
振興開発金融公庫とやらはらのものにならうかと
私は思ひます。したがつて、この両者の関係をど
こで結んでいくつもりかということが、次に私は
非常に大きな問題だと思ひます。振興開発のほう
でこういう仕事をしようといつても、金融公庫の
ほうがそのままそれに従つてくれればいいのです
が、なかなかそういう面があるということにな
ると、策定と実施に非常に困難が出てくるが、
この辺の調整はどういうふうに行なわれるつもり

ですか。

○山中国務大臣 これはまさにおっしゃるとお
り、振興開発法と振興開発金融公庫というもの
は、たゞの両面でありまして、返らぬ繰り言であり
ますが、できればこゝで一緒にしてこの法律は議
論をしてはしなかったと思ひますが、それは大蔵委
員会であつたためた一緒になるような形の審議
をしてもらふことにいたしました。少なくともこ
れらが今後もし御可決を願つたと仮定するなら
ば、その運用にあたつて、ほことたて、表と裏
の両面の関係にありますから、この運用は、完
全にその趣旨を体した融資のあり方であり、選定
のしかたであり、あるいはまた融資の条件設定で
なければなりません。そこで、この開発金融公庫
のほうにも協議会というふうなものを設けまし
て、実際上は振興開発法の審議会のメンバーとい
うふうなものをおそらくお願いすることになると
思ひますが、また、運用のいかによつては、この
振興開発の審議会の方々の中に、そういう金融に
関するようなメンバーの人たちに相談をかけるよ
うなことも将来できやしないだらうかというよう
なことも念頭に置いておきますが、要するに、
運営としては、これはおっしゃるとおり両方が
びつたりと合つていなければ、計画は単なる計画
に終わる、あるいはまた、金融方針のみが立つて
いても、計画がそれにそぐわなければ、ちやうど
な融資設定になり、貸し出し条件になるといふこ
とになるわけでありまして、そこら辺のところ
は御注意を十分踏まえて運用してまいりたいと思
ひます。

○門司委員 したがつて、私はもう一つ両者の問
題で聞いておきたいと思ひますことは、さきに沖
縄県の人をもう少し審議会のほうに入れたらどう
かということをお願いしたが、この金融公庫
のほうにも、やはりそういう審議機関というもの
を入れて、そして沖縄における実情に即した金融
の処置ができるようにしていくことが必要ではな
いかと思ひますが、その辺はどうですか。

○山中国務大臣 これは金融機関のほうに正式な
審議会を設けて、そこで金融をやるとなると、
なかなか利害関係その他もあつてたいへん微妙な
問題等も起ころがちでありますから、むしろ協議
会というふうな形のもので、運営協議会等御相
談をしていくというほうがよろしいのではないか
と思ひますが、特別にこゝで絶対認めぬとい
うような意味で申し上げておられるのではなくして、
むしろ運用の実態からそういうほうがかえつてよ
ろしいのではないかと。ただし、振興開発法と不即
不離の問題であるといふことは、当然有機的に結
びつけた運用といふものでなされなければならぬ
ことは、前に申し上げたとおりでございます。

○門司委員 次に、沖縄復帰の特別措置法の内容
について少しお聞きをしておきたいと思ひます
が、この内容の中にはいろいろ問題があるわけ
でございますが、一つの問題として私も取り上
げなければならぬ問題は、御承知のように、沖
縄のいろいろな施設といふものをどう本土と同じ
ような形にしていこうかといふことについては、琉
球政府のほうから出ております建議書といふ
ものが、あの中になかなか書いてあるやうであ
りますが、これらの問題の中で非常に重要だと思
ひますことを少し聞いておきたいと思ひます。

先ほど、この中にある百三十一條から二條にわ
つたところのVOAの問題は一応聞きましたが、そ
の他の法案の問題についてはあまり議論がされて
いないのであります。私がこゝでその他の問題に
ついて多少お聞きをしておきたいと思ひますこと
の一つは、御承知のように、沖縄は非常にいろ
んな角度で施設が敷かれておられることであつ
て、その中の一つとして取り上げられなければな
りませんのは、例の厚生省関係の社会保険と医療
保険が非常に敷かれておられることでありま
す。厚生大臣、これについてどういふお考えをお
持ちになつておるか、一応聞いておきたいと思
ひます。

○斎藤国務大臣 沖縄の社会保険は、できるなら
ば本土並みを即時に実施をいたしたい、かように

思つていろいろ事務当局も事前に指導をいたして
おつたわけでございますが、御承知のように、沖
縄には内地にあるような国民健康保険がございま
せんので、したがつて、国民健康保険を事前に沖
縄で制度をつくらせて、そして復帰のときには即
時実施のできるようにいふのでいろいろと現地
に連絡をいたしておつたわけでございます。とこ
ろが、国民健康保険のつくり方について琉球政府と
それから議会との間に意見が合わないで、たゞいま
戸惑つておられるという形でございますが、おそら
く復帰までの間にはその方針がきまつてくるのであ
らう、かように思つております。したがつて、沖
縄は医療関係は特殊な事情がございまして、沖
縄の最もいいと考えた制度を当分の間実施してま
いりたい。医療保険についてはさうに考えてお
ります。

○門司委員 医療保険に關係をして、沖縄では御
承知のようにお医者さんが非常に少ないのであり
まして、ことに離島などは実は弱つていてと思
ひますが、したがつて、本土に返りますと同時に、
琉球大学が、これが国大になるかどうか私よくわ
かりませんが、いづれにしても、現在の琉
球大学は国が引き取らないわけにはまいらぬかと
思ひますが、そうなつてまいりますと、ここにひ
とつ沖縄の医療関係として医科を併設するといふ
ようなことは考えられませんか。これは沖縄の諸
君のかなり強い要望であります。

○山中国務大臣 沖縄に琉球大学が現在ございま
して、これを国立に復帰後移管することは、すで
に閣議決定をいたし、法の手当てをいたしてお
ります。

なお、来年度予算において、琉球大学の復帰後
の本土国立大学として保健学部を医学科を
設置するための正式な予算上の調査費といふもの
を要求をいたしておられるわけでありまして、
付属病院等は、すでに、変則でありますけれど
も、本土にはないことであります。現在ありま
す保健学部の付属病院を琉球大学付属病院として
引き継ぎけるように措置がとつてございますの

で、そのものよりどころである医学部というものがどうしても焦眉の急であります。したがって、調査費をもとにしていろいろ衆知を集めて、教官の確保その他ありますので、医学部の琉球大学に対する設置を早急に実現したいというつもりでおるわけでございます。

○門司委員 それから、もう一つ沖繩の医療関係で聞いておきたいと思ふことは、御承知のように、沖繩にはまだいろいろな、本土ではかなり消滅されておるとする肺結核あるいはハンセン氏病というようなものがあるわけでありまして、特定のこれらの病人に対する何か施設をお考えですか。

○斎藤國務大臣 沖繩には、御承知のように、ハンセン氏病の病院が二つございます。この二つを国立にいたしましてそうして整備をいたしてまいりたい。ただ、病院の施設だけではないに、現在病院に収容されてない患者も相当多いのであります。自宅療養の患者が相当多いのであります。したがって、保健所を中心といたしまして、病院に収容するのみならず、ハンセン氏病の今後の発生の予防、それから現在の疾病にかかっておられる人の治療に欠くことのないようにあらゆる努力をいたしたい、かように考えております。

また、結核も本土に比べて相当多いのでございます。したがって、いま琉球政府の持つております結核の病院も、これを国立の療養所にいたしまして整備をいたしてまいりたい、かように思います。

○門司委員 その次に聞いておきたいと思ふことは、これは非常にこまかいことのようにありますが、沖繩ではかなり切実な問題として考えられておりますので、この振興開発その他の中で農村関係について何か——農林省、だれかおいでになつていただけますか。——お聞きをしておきたいと思ふことは、御承知のように、伝染病と同じように、あそこには作物に対する伝染病もあるわけでありまして、たとえば先島のほうにある例のウリミバエですか、ウリミバエの問題は非常に大きな問題でありまして、これは沖繩がほんとうに本土と同じような形で農作物が販売されるということになれば、かなり地理的には、あるいは気候的には優位な地位にあります。しかし、ここにはウリミバエがおりて、そして島と島の間でも、交際、やりとりができません。石垣島でできたウリ類は本島には持つてこれない、宮古にできたものは石垣には持つてこれないという非常に窮屈な状態でありまして、沖繩開発の一つの大きな農村計画というものは、これはぜひ取り入れていかなければならぬと思う。そして沖繩はやはり地理的あるいは気候的に持つておる力というものを十分發揮させる必要がある。それにはどうしてもウリミバエの消滅が先決問題だと考えておりますが、これに対して何か予算要求なり、あるいは特別の機構でこれに対処するということが行なわれておりますか。

○山中國務大臣 これはすでに沖繩本島においては、いろいろな試験、調査の結果、ウリミバエがいないということがわかりまして、沖繩本島で栽培されるメロン等の本土への輸出というものは、これは植物防疫を必要としないということ、非常にこれから有望であるということになるわけでありまして、さらに、ミカンコメバエ等もございまして、これを駆除いたしますと、やはりタンカン、ポンカンあるいはその他のかんきつ等の亜熱帯性の気候に幸いされた作物というものがいろいろと計画はできるわけでありまして、そのような植植上の見地から輸出がむずかしい——復帰後は移出になりますけれども、それらの問題は早急に処理する必要があるもので、現在奄美大島の群島で島ごとに行なつておりますような、一つの島単位でもって撲滅していく駆虫法というものを沖繩でも適用いたしまして、来年度予算にもそのための措置を要求いたしておりますが、なお、ダニ等も沖繩の畜産振興に非常に大きな妨げになっておりますので、これはことしの予算から、すでに八重山等におけるダニの駆除等に相当甚大な力を発揮することが予算実行上わかつております。

で、さらに引き続き植物、動物の防疫等に努力を傾注し、そして、今後復帰後は沖繩の植物防疫の機能というものを十分に生かして、要するに、沖繩の置かれた亜熱帯的な気候風土から、本土ではできないような農作物の収益性の高いものを営んでいけるような条件をつくっていききたい、そういう障害を排除していきたいと考えております。

○門司委員 これは労働関係にお聞きをしておきたいと思ふことが、沖繩が返還されますと、御承知のように、あそこは第一次産業と第三次産業しかほとんどないといつていくくらいであつて、第二次産業というものは非常に少ないのであります。したがって、労働力を吸収する機関というものは非常に少ないと思ふことが、こういうものに対して何か特別のお考えがございまして、労働省は、こういう失業者が出た場合の救済をどう考えているかということですが。

○山中國務大臣 労働大臣がおりませんので、私からお答えいたしますが、一つは、沖繩で制度の変更あるいはまた米軍の撤退、あるいはまた沖繩のその他復帰に伴う環境の変化等によって失業、転業等を余儀なくされる方々、これらの方々に対する措置のしかたとして、新しい雇用先というものをどうしても沖繩現地に、しかもきわめて効率の高いものとしてそれを誘致していかねければならぬ。いわゆる島外に散らすとなかなか帰つていくのが困難な環境にありますから、したがって、今回の法案の中にも、沖繩において、本土の企業、そういうものが新しく雇用需要に貢献をする。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

たとえば、いま予定しておりますアルミとか、あるいはまた石油精製関係、あるいは造船等の問題も、本土大手の予定は、一応、川崎重工あたりの取り消しがございましてけれども、現地の糸満造船所等、一、二本土の資本と提携をしながら適正な規模の造船所等の建設計画がございまして、こういうものに振興開発金融公庫の融資の対象としてそれを設置させることによって、雇用需要の

新しい市場開拓につとめてまいりたいと思ふし、また、来年度は、一応調査費であります。自由貿易地域というようにものも考えておりますから、こういうようなものに対して、新しく租税特別措置法の自由貿易地域投資損失準備金というようにものも設定をして、そういうところに企業が進出しやすいように、そして沖繩において付加価値、労賃等が現地に落ちるような配慮をしてまいりますと同時に、沖繩の既存企業についても、税制あるいはまた近代化事業、あるいは構造改善等につき、本土ですべてに計画は終わって指定がないものでも、新しく起こして五カ年間の計画を認めていくというように、大なり小なり普遍的に考えているわけでありまして、一方、やむを得ず失業あるいはまた転業をするというやうな方々については、これは今回の法律の中で一章起こしておりますけれども、それらの沖繩の特殊事情に伴つて離職あるいは失職した者等についての手帳を発給することによって、本土の駐留軍離職者あるいは炭鉱離職者等の臨時措置法、こういうもの等で措置されております。場合によつては、中高年齢層等の対象等も一部入つてまいります。本土の法律の中の最も失職、再就職のためのめんどうを見る法律のすべての手段が沖繩に行使できるように、手帳を交付しますと同時に、その交付される手帳の前提としては、先ほど申しました米軍関係の基地関係者、あるいはまた、それに依存しておつた業者というやうなものも含めて、広範にそれを拾ひ上げていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○門司委員 こどもう一つ基本的なことを聞いておきたいと思ふことは、設置法と振興法との関連性でございますが、これを見ても、なるほどずつとたくさん書いてありますけれども、実際の面でこういうことでできるかどうかという疑問が実は出てくるわけでありまして、どこに出るかといふと、基地が非常に多いというところで、したがって、沖繩のこの基地の様態が現状のままであるといたしますならば、沖繩

には、はつきりした都市計画も立てられなければ、振興計画も立てられない。最も沖縄で優良な土地といえますか、南のほうが、大体まん中が占領されておられますので、真の沖縄の開発というのは、この基地が非常にじやまになって立てられないのじゃないか。たとえば、縦貫道路をこしらえようとしたって、基地のまん中を貫くわけにはいかぬでしょう。鉄道を敷けなという説もございませうけれども、私は沖縄に鉄道が必要だということとはあまり考えませんが、土地の少ないところであるから、せいぜいモノレールくらいは考えられるかもしれないが、そういう計画性というものが実際のいまの基地の様態では私は立たないと思うのですが、この点はどうか。基地があつても道路計画なりあるいは振興計画はできるといふ確信がございますか。

○山中国務大臣 いまの基地があることによつて非常に大きな障害を受ける計画としては、やはり第二次産業の展望というものの場合に非常に大きな影響がある、あるいはまた、先ほどお話のありました縦断高速自動車道等の設計の場合には直ちに影響が出てくるというものであります。問題は、業種別に見ますと、一次産業の人々は、ことに本島の南部、北部、あるいはその他の離島はほとんどがそうでありませうけれども、やはり基礎整備、あるいは今度のような干害の場合において、本土復帰後二度と沖縄に干害の場合において、は、やろうと思つたら可能なわけでありませうから、すでに着手をいたしておるわけでありませうで、これはやはり一次産業も沖縄においては絶対に放棄できませんから、キビ、パイプ等の特殊な条件下に置かれてる作物による高収益、そして干ばつ等の巨大被害を排除する公共投資というものを十分にこなさなければならぬと考へておるわけでありませう。したがつて、第二次産業並びにまた沖縄の基礎整備、基礎条件の社会資本の投下という場合において、基地の存在というものが大きな障害を来たしておることは、私はもうたびたび答弁をいたしておるところであります。

ところで一方、沖縄の巨大なる基地が存在したことによつて、結果的に沖縄の七〇％をこえる三次産業のウエイトの高さというものが、現実にはその基地に依存した生活のために収益をあげる職業を営んでおられるということの証明にもなるのであらうと私は考えます。したがつて、基地が撤去されることが大前提でありませうが、その前提のさらに前提としてその基地があつた場合にでも、それらの依存の企業の方々、場合によつては、これは酒場やホテルやそういうものも入つてくるでありますが、そういう人々等もやはりめんどろを見てあげたり、あるいはまた、転業等の場合には融資等のあつてをせよとあつてあげようという配慮も、沖縄の場合においては側面的に落としてはならない考えの一つであらうと考へて、そこらも配慮をしておるつもりでございます。

○門司委員 これは建設関係にちよつとお聞きをしておきたいと思ひますが、沖縄における今後の開発に伴つて当然道路がいろいろの形で使われようと思ひます。その中の一つで、私も心が配をいたしておることは御承知のように、あそこには石油、いわゆるガソリンを運んでおりますパイプラインがあるわけでありませう。これがいまの浦添市の中などは旧鉄道路敷地をずつと通つておりまして、そして非常に民家の密集した幅の狭いところを通過しているのです。そして、これは現地へ行つて聞いてみますと、非常に浅い、こういうのですね。だから、上に本土にありますが、必ずその管は破れるだらう、こういうことで、住民は非常に悩んでおられるのですが、こういう問題に対する計画はどうなつておるのです。いまのままで、あの公用になつております道路の下を危険なガソリンが通つておるというふうなことは、まるで一定の区間というものが火が走つておるような感じがするのではありませんか、こういうものの調査をされたことがございませうか。

○西村(英)國務大臣 軍用道路の下に相当に輸送施設からパイプラインが通つておることは、私のほうでも図面上では調査をいたしております。これは協定によつてやはり許さなければならぬものでございませうが、御指摘のように、まだその深度等について詳細に全部当たつておるわけではございませう。したがつて、復帰から後におきましては、危険がないように、危険なところにつきましては道路の構造を変更するとか何とか、安全施設を施さなければならぬ、かように考へておる次第でございませう。

○門司委員 いまのばく然とした御答弁で一向要領を得ませんが、これは実は沖縄の現地の諸君は非常に危険を感じておるのでありまして、いままでは、まあ強い者にはというふうなことで、アメリカさんが強制的にやつておるが、それを検査する方法もなければ、これをチェックする方法もないので、そのまま過ござれておるが、これはやはり日本政府が、本土に復帰した以上は、こういう危険性というものはいち早く取り除くということ、早く調査を進めてもらいたい。ずつとわかつておるのですからね、通つておる区域というのは。私どもの手元にもかなり詳細な地図がございませうが、しかし、これを政府に見せてみたところでは始めらぬと思ひますけれども、そういう意味で、建設関係では特にひとつそういう問題について御配慮を願つておきたいということ、これは建設関係とそれから法務省関係にならうかと思ひますが、私の受け持ちが、もうあと五、六分しかございませうので、最後に一つだけ聞いておきたいと思ひますことは、沖縄の地籍の調査であります。

まへの土地はこれだけだから、これだけの地代を払うということになつていようかと私は思ひますが、実際のその本人を連れて行つて、おまえさんの土地はどこと言つて聞けば、地形が全く変わつておるもので、その土地はわからぬのであります。こういう実態でありますので、地籍の調査ということは、全島を通じて最も私は大事な一つの法務省の仕事だと考へる。法務省においてこの地籍の整備をされる御意思があるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○山中国務大臣 法務省の地籍調査は、これは当然本土になりますとやらなければならぬ行政の一つであります。問題は、いま言われました沖縄のあの戦争の混乱の中で、戦火がおさまつたとき、あるところは基地になり、あるところはかつてにみんなが移り住んだための所有権の不明確な点、いろいろありますので、したがつて、わりと沖縄全体から見ると調査は進んでいるようでありませうけれども、一番肝心の中部がほとんど進んでいない。沖縄側に言わせると、与那原地区というものが最も困難である。したがつて、与那原が可能であれば全島できませうという話もしておられましたので、与那原地区を沖縄の土地調査の職員によつて、モデル的な地域として、全額国庫でもつて、一応パイロット地区的なものとして、地籍調査あるいはまた所有権の分明というものをやつてみたいということ考へておるが、将来的には、やはり地籍調査も踏まえながら、すみやかに所有権の確定あるいはまたそれらの帰属を明確にする必要が大いにある。したがつて、この点は、土地調査庁を中心に本土のほうで十分琉球政府の行政が展開できるように援助をしなければならぬと考へておることであります。

○門司委員 その程度の御答弁しか私はできないと思ひますが、与那原は私もよく知つております。実にややこしい土地だということを聞いておりますが、これは与那原だけじゃありませんで、要するに、基地として使用されておるところは全然わからぬのであります。それから基地の中に立

ち入りも十分に行なえませんが、原形がどういうふうに変更されているかということ等について、もわからぬのであります。

だからこの際、私は、日本に返つてくるという前提の一つの条件として、これは特に佐藤さんにお願ひをしますが、アメリカ側と交渉して、基地の中もやはり実測調査をするように、そつして沖繩の地籍というものを明確にするということが、私は本土政府の一つの大きな仕事だと思つております。それは基地の中に立ち入りがないとか、いや測量ができないからというふうなことでは、基地以外のものの整理はある程度で済むかもしれませんが、ほんとうの沖繩の地籍の調査というものはできない、こういうことに私はなろうかと思ひますが、総理大臣として、この沖繩の一番大事な地籍の調査というものについて、米軍側とそういう交渉をされて、地籍を完全にして、そつしてやはり本土に復帰するという姿が私は望ましいと思ひます。依然として大きな傷を受けたがら本土に返つてくるということではなくして、たとえば、いま申し上げました地籍だけでも十分にわかるような段階にひとつ住民の納得のいく方法を講じてもらふ。いま、長官もお話のございましたように、軍がかつてにやつておりますので、民有地であろうと官有地であろうと、必要によればどんどん道路をこしらえていく。これは戦争前には、日本軍隊も同じようなことを私はやつたと思ひますが、したがつて、沖繩の地籍というものは全く不明確でありまして、これではほんとうに安心して住める豊かな沖繩にはならない。したがつて、地籍を明確にすることのために、くどいようではございますが、アメリカ側と交渉して、基地の内部も測量ができるようにはできないかということでもあります。実施の方法としては、やはり航空写真をとつて、そつして実地を測量していけば、上と下とを合わせれば大体土地の実態というものにはあらわれてくると思ひます。その基礎の上に立つて各個人の所有というものを明確にしていくということが、この沖繩復帰に対しては一

つの大きな私は課題だと思ひますが、こういう点について、の總理大臣の所信を最後に伺つておきたいと思ひます。

○佐藤内閣總理大臣 なかなか困難な仕事だと思ひますけれども、ただいま門司君の御意見を私も静かに伺つたのでございます。政府として当然最善を尽くさなければならぬことだ、かように考えますので、できるだけのことはいしたしたい、かようにこの際、政府の考え方を述べておきます。

○床次委員長 門司君、お約束の時間が過ぎましたので、簡潔にしてください。

○門司委員 もう時間はきておりますけれども、くどいようですが、總理大臣、アメリカとの交渉は、なければならぬのです、実際あなた方がどんなにやろうといつてこで答弁されたところ。向こうさんがちゃんと張りを持っておりますから、そう簡単にはいかない仕事である。しかし、返還後におけるこの基地の模様というものは、いままでの占領の経緯とは違つたのであります。日本政府が責任をもつてアメリカ側に土地を提供する、こういうことになっておりますので、提供するほうの側が、どれだけの土地でございまして、ということがわからぬで提供するのは、おかしいと思ひます。だから提供するほうの側で、その点をひとつ明確にアメリカ側に交渉をしてやつていただくということを再度御答弁を願つておきたいと思ひます。

○佐藤内閣總理大臣 ただいまの御意見を伺つておりますので、最善を尽くします。

○門司委員 それでは終わります。

○床次委員長 堀昌雄君。

○堀委員 私は、沖繩の協定の委員会、先回臨時委員のあとで、実は請求権の問題あるいは資産承継、その他沖繩県民の権利に関する問題についてお伺ひをする予定でございましたところが、私どもの予想もしないような事態が起こりまして、この国会の中で、少なくとも二十六年間にわたるしいたげられた県民の気持ちになつてひとつこの問題を

取り上げたいと思ひておりましたけれども、残念なことには発言ができなかつたわけでありまして、御承知のように、琉球政府におきましては、すでにこの間總理もお触れになっておりましたけれども、沖繩の復帰に伴う沖繩県民の対米請求権処理の特別措置等に関する法律というものをひとつ立法してもらいたいという建議がなされておりますし、これにも関連をいたしまして、きょうはこの問題を中心としてひとつお伺ひをいたしたいと思ひます。

そこで、まず私は、一番、いま私どもがこの沖繩の問題をいろいろと論議をいたします場合に、欠けてはならない前提があると思ひます。それはこの二十六年間に沖繩県民が通つてこられた道というものが、私どもがこの本土で通つてきた道とは全く想像もできないほど困難な道を通つてこられたということを、実は私たち及び政府の皆さん、議員の皆さんが十分認識をしていただかなければ、私は、この請求権の問題等のはんとうの沖繩県民の気持ちはわからないと考えるわけであり

わると思ひます。ですから、政治的なかまえても、けつこうです。總理が請求権を取り扱う場合に、どういう気持ち、どういう立場でこの問題を取り扱うかとされておるかという總理のお考えを承りたいのであつて、あとからいろいろ具体的な問題その他のものは関係大臣にお伺ひをいたしますから、最初に、最も重要な立場、私がいまるす申し上げましたような立場についての總理のお考えを承りたいのであります。

○佐藤内閣總理大臣 請求権の問題にいたしましても、その他各種の問題にいたしましても、沖繩が置かれてきた今日の御苦勞に対して私どもがこれに十分報いる、こういうことでなければならぬ、かように思ひまして、その立場でいろいろの計画を立て、すべての問題をそういう立場で処理してまいつた。請求権も別なことではござい

○堀委員 実は私が最初に伺ひたいのは、いま政府がやろうとしておりますいろいろな取り扱いは、きわめて行政的な処理の範囲に限られておる、私はこういうふうな感じがしてならないわけでありまして。本来この問題は、なるほど、行政的な処理をしなければならぬものもあります。しかし、実はきわめて政治的な問題は、やはりこれを政治的に取り扱うのでなければ、沖繩県民の立場に立つてものを処理したということにはならないと私は思ひます。総理は、そういう意味では御苦勞に報いる、こうおっしゃつておりますが、私は、まず總理御自身が沖繩県民の立場に立つて問題を考へていただけるかどうか、この点を伺ひたいわけでございます。

○佐藤内閣總理大臣 いま私が答へたのは、そういう立場でございます。ただ、ここで一つ注意しなければならぬことは、経過的な問題があります。どうも右から左にものごとが処理できない。これは御承知のように、戦後二十六年間アメリカの施政権下にあつた、そういうものでいろいろの苦勞を重ねてこられた、また、現状自身がその間につくり出された、こういうことがございま

すから、経過的な問題、時間的な問題もやはりひとつ考慮に入れて、そうしてたいま堀君の言われるような沖縄の同胞の立場に立つてものを考えていく、これではいけない、かように思います。

○堀委員 おっしゃる通りに、確かに問題は長期間にわたっておりまして、複雑多岐な問題であります。ですから、私も、ここで全部を一括的にこうしろ、こう申し上げておけるわけはありませんけれども、少なくともこれから議論を進めます立場は明らかにいたしておきません、この立場が食い違ったのでは、せっかくの議論は実りないものになる、こういうふうな感じがいたしましたので、まず最初に、その点でお互いに立つておる立場が、少なくとも私も沖縄県民の立場に立つてものを考える、総理もその立場に立つてお答えがいただけるという共通の立場が確認されなければ、私は、この問題に入っても、むなし問題が残るかと思いましたが、お伺いをしたわけであります。

そこで、それでは少し具体的に伺いをいたしますけれども、今度防衛庁から、沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案というのが提案されております。「人身損害に対する見舞金の支給」こうなっておりますが、防衛庁長官は、この「見舞金」というのは一体どういう性格のものだと考えてここに提出しなっておりますのか、お答えをいただきたいと思っております。

○西村(直)國務大臣 講和前の人身被害につきましては一応済んでおる形ですが、漏れておる者がある。しかし、大体その実態はつかめる。そこでもって、私どもとしては、これは法文化して実行していかねばならぬじゃないか、そういうような意味で、いろいろな観点から特別措置としての見舞金、こういう考え方を持ったわけであります。

○堀委員 法制局長官にちょっとお伺いをいたしますが、見舞金というのは、法律的にはどういう

ことを意味するんでしょうか。

○高辻政府委員 見舞金の法律的性格いかんというところのようでございますが、法律的にものを申せば、これは法律上の違法の措置についての損害賠償、賠償というところを使われまして、あるいは、正当な行為に基づく損失についての補償というところが使われるのが通常でございます。通常、見舞金といえ、必ずしもそういう性格のものでないものを一般的に称すると思っております。

○堀委員 いま長官がはっきりおっしゃったように、要するに、賠償というのは、はっきり請求権があるもの、また、それに近い形で補償というものがあつた。ですから、そういう請求権のない者に、言わなければ恩恵的な取り扱いをして資金を与える、これが見舞金、こういうことですね。それでよろしいですか。

○高辻政府委員 そういう法律的性格を云々することなしに、たとえば賠償とか補償とかいう通常の言葉の意味は先ほど申し上げましたが、そういう法律的性格を離れて、金銭の給付をするということでございます。したがって、見舞金の法律的性格いかんといえ、それは違法行為による損失に対する賠償としての賠償でもなし、あるいは適法行為に基づく損失についての補償でもなし、わざわざそういうものとしてとらえているのではなくして、その他のもの、その他のものを積極的に申せというのとはなかなかなさしいのであります。そういう性格のものでない、通常のことはそう理解されるものであります。

○堀委員 総理大臣、いま法制局長官が答えましたように、ここで掲げられております「見舞金」というのは、法律的に——これは法律ですから、法律的には、要するに違法行為によるものの賠償でもないし、適法行為による損失の補償でもない。よろしゅうございませうか。それ以外のもの、いまこつちの答弁でございませう。

そこで、実はこの見舞金に関連をいたしておりますのは、これは布令六十号でございませう。この

高等弁務官布令六十号、あるいは米国の公法に基づくところのあれでございませうが、ここには前文でこつちのうらに書かれております。「一九四五

年八月十五日後一九五二年四月二十八日の期間における合衆国軍隊またはその要員の活動に伴い琉球列島住民がこうむつた損害の補償請求に対し恩恵的支払が公法第八九—二九六号によつて承認された」「恩恵的支払」だと布令六十号が規定いたしております。これを受けて、この布令六十号の支払い漏れの者に対して支給をされるというものが、このいま申し上げた第三条の見舞金だと私は理解をいたしております。防衛庁長官、違いますか、答えてください。

○西村(直)國務大臣 必ずしもそういうような趣旨でもないと思ひますが、要するに、これは講和以前に非常にかつたたつた事態でもあるし、特に人道上の立場から、物的損害でない人身の被害であります。そこで、そういうような趣旨から、法制局長官が申したような立場に立つて、見舞金制度というものを法律をもつて起こしたのであります。

○堀委員 あなた、私との答弁のやりとりでございませうというのはいやめてください。お互いが少なくともありのままに議論をしなければ、口先でございませう問題が解決するような問題ではありませう。法律はちゃんとこう書いておられます。第三条「国は、沖縄において、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日までの間に、アメリカ合衆国の軍隊又はその要員の行為により人身に係る損害を受けた沖縄の住民又はその遺族のうち、琉球人の講和前補償請求の支払について(千九百六十七年高等弁務官布令六十号)に基づき支払を受けなかつた者又はその遺族に対し、その支払を受けなかつた事情を調査のうえ、必要があるとき、同布令に基づいて行なわれたい支払の例に準じ、見舞金を支給することができ」とこれは明らかに布令六十号に基づいた、そのときに支払われなかつた者に対する、言わなければ追加払いといひますか、それを法制化しておるだけではないですか。その布令の中で私が言った前文、施設庁のほうで一べん読んでください、布令六十号の前文を。

○島田(豊)政府委員 布令六十号の前文でございませうが、「一九四五年八月十五日後一九五二年四月二十八日の期間における合衆国軍隊またはその要員の活動に伴い琉球列島住民がこうむつた損害の補償請求に対して恩恵的支払が公法第八九—二九六号によつて承認された」……。

○堀委員 はい、そこまではいいです。

総理大臣、どうでしょうか。一体、私どもは沖縄県民の立場に立つてものを考えるときに、恩恵的な支払いを見舞金の形でやるなどということが、はたして沖縄県民として納得できることでしょうか。総理大臣の御答弁をいただきます。

○高辻政府委員 一応、この法律の第三条に関連しての問題でございますので、この観点からお話をいたしたいと思ひますが、布令のほうは、また別の必要があれば、別のほうから御答弁があるかもしれません。

第三条は……

○堀委員 ちょっと待ってください。

○床次委員長 答弁中ですから……。

○堀委員 ちょっと待ってください。本日は時間が制約をされておるのではありませんから、私どもは不必要な答弁はいたさないでください。この問題は、私が前段で申し上げておるうちに、きわめて政治的な問題であつて、行政的な冷たい措置をするために私は本日ここで議論をしておるのではありません。ただ、法律の解釈について正確を期すためには、法制局長官の答弁を私のほうから求めます。少なくとも私が審議をしております間、私が求めた答弁者以外が答弁に立つたら、私はそれ以後の質問を続行することにいたしません、よろしいですか。

○床次委員長 では、委員長からも政府委員のほうへ申し上げますが、本日、時間の制約もありまして、簡潔にひとつ御答弁をいただきます。御協

力をお願いいたします。

○堀委員 総理大臣の答弁を求めます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまの布令の点で、恩恵的な見舞金というか、そういう書き方は、これは納得がいけないとおっしゃること、これはごもっともだと思います。当時、これが占領下において、特別な、占領軍がさような布令を出した、こういうことではないだろうかと思えます。そういうのは今後われわれが処理しなければならぬ、かような問題につながっている、かように思います。

○堀委員 私が総理にお伺いしたいことは、いまの御答弁ではきわめて不満足なわけです。私は、確かに米軍が、これからあとでいろいろと論議をいたしますけれども、布令六十号に基づいた処置をしたことには、アメリカ側はアメリカ側としての理解があったかもしれません。しかし、少なくともこの法律は、これはアメリカの法律ではありません、布令ではありません。これは日本の法律なんです。日本の法律である以上、沖縄県民が日本人だという認識があるならば、私はこの法律の書き方そのものから改められていくべきだと思っております。見舞金であつてはならないと思っております。これは少なくとも。その漏れた者については、少なくとも正当な請求権がある者については、その請求権に見合う補償を行なうというのが第三条でなければ、これは私は沖縄県民を侮辱するものではないか、こう考えるのであります。総理、いかがでございますか。

○佐藤内閣総理大臣 どうもその結論になると、私は賛成するわけにまいりません。先ほどの布令については、御指摘のとおりだと思います。私どももいままでいろいろの処置をしておりますが、原因をいわれる賠償請求あるいは損害賠償その他に小分けしないで、いわゆる見舞金という形において処理する場合はしばしばございます。原因を明確にしないで。そういうような処理の方法が今回の処理ではないか、私かように考えますが、ただ

いまの布令そのもので使ったことと同じだといましても、それは違うのです、原因が。そこは明確に、頭のいい堀君に御理解をいただきたいと思ひます。

○堀委員 どうもちょっとそこところは話が合いません。もう少し話を前に進めてから論議をいたしますが、いま、原因を明確にしない、こうおっしゃったわけでありませうけれども、実はこれは予算要求をされておるわけでありませうから、この対象になつておるものは原因が明確なわけでありませう。明確なものでなければ当然見舞金の対象にしない、こうなるのが相当だろうと思ひます。これはそのうしろのほうにもそれに関連する政令の案が書いてありますが、この案の中にも「同布令の例による見舞金の額その他」、こういうふうに、すべてが布令に準じてやるということがこの中には明確になつておるわけでありませう。よろしくございませうか。

そこで、では、なぜそういう問題が起きておるかという根本には、私は、どうしてもこれは平和条約の十九条(イ)項に関する講和前の請求権の問題というものが少し明らかにならなければ、この問題がなかなか納得のいかない点が残りますから、まずその点を少し取り上げておきたいと思ひます。

大蔵省主計局長にお伺いをいたします。昭和三十二年八月二十三日、当時の琉球政府行政主席から総理府南方連絡事務局を通じて「講和条約発効前の米軍使用による土地等の損失補償問題について」という表題に關して、大蔵省主計局長の見解が南方連絡事務局を通じて琉球政府行政主席に送られております。この問題は、もちろん、いまから十五年余り前のことでありますから、現在の主計局長が直ちにこの考えと同一であるということとを私は申す意思はありませんけれども、少なくとも私も長年大蔵委員として仕事をやっておりまして、大蔵省のいろいろな見解その他は、どちらかという、たいへん合理的主義ののちとて、合理的な見解というものが一般的であると私は実

は理解をしておるわけでありませう。この「講和条約発効前の米軍使用による土地等の損失補償問題について」というので大蔵省が見解を述べられておりますから、この見解と現在の見解が違ふのなら違ふ理由をちょっと明らかにしてもらいたいと思ひます。

「第一 本件と平和条約第十九条との関係 平和条約第十九条(イ)項の「日本国領域」に沖縄地域が含まれていてと断定することはその根拠がない。」「こう断定をいたしまして、「従つて「平和条約第十九条(イ)項を本件に適用して、沖縄住民の請求権及び日本政府の責任を論ずることは正確でない。沖縄における第十九条の規定による請求権に相当する請求権は、日本国の分も日本国民の分も平和条約によつて何等かの国際法上の決定がなされては復讐協定によつて初めてこの点が明確にされたが、沖縄におけるものはこれと異なる状態にあるものである。」「(1) 文理解釈による理由 対日平和条約第三條において、沖縄は日本の通常の施政権の及ぶ地域とも區別され、又、第二條地域とも區別され、国際法上全く新規特別の地域として規定されてはいる。このことについては従来疑いのないところである。従つてこれを従来疑いのない日本国領域の表現によつて表わされている所と同一視することは早計である。」「そこで「同条約において特に第三條地域を意識して表現する場合に、第四條(イ)項における如く特に「第二條及び第三條に掲げる地域」の表現を用いてはいることは注目すべきである。」「こういうふうになつておるのですが、これについて、この見解はどうか、ちょっとお伺いをいたします。

○相澤政府委員 ただいま堀委員が申されました昭和三十二年八月二十三日の主計局長の文書と申しますのは、当時南方連絡事務局から講和条約発効前の米軍使用土地等の損失補償問題について照会がございましたのに對しまして、主計局の見解を取りまとめた文書として出したものでございませう。

これは政府内部における往復文書の性格のものでございませう、それが当時における政府の統一した見解を示すものではなかつたわけでございますが、当時そういうような回答を文書をもつてしたことは事実でございます。

そこで、ただいま先生が申されましたように、平和条約第十九条(イ)項の請求権放棄について、沖縄における対米請求権は含まれていないという解釈も成り立ち得るということをお申しておるのでございます。そのみが大蔵省としての唯一の見解であるといつておられますが、そういう解釈が成り立ち得るということをお申しておるのではありません。

そこで、ただいまお話しした平和条約についての解釈でございますが、これは申し上げるまでもなく、条約の解釈権というものは外務省にあるものでございませうから、考えようによりましては、当時主計局が条約の解釈につきましてそういう回答を文書をもつてしたことに對しては若干問題があるろうかと存じますが、当時私も、沖縄におけるいろいろな人身事故等の損害に對しまして、その補償をアメリカ側に沖縄政府が請求をいたしましたという事情がございまして、それをいけば、何と申しますか、合法化するというような考え方が、相当これは当時先にあつたように、私、現在においてはその状況を判断しておるわけでございます。そういうような事情がございまして、この当時、沖縄は平和条約第十九条にいうところの請求権放棄の範囲には入つてないと思つたのであります。現在におきましては、やはり私も、沖縄もこの平和条約にいうところの日本の領土に入るといふこと、したがって、平和条約第十九条にいう請求権放棄の中に沖縄における請求権も含まれておるといふ解釈をとつておるものでございませう。

○堀委員 答弁になつていません。さつきから私が言つておるように、質問者に正確に答弁をしてもらわなければこの審議を進めるわけにはまいりませう。いささかいろいろありませう。しか

し、この中で述べられておることは、きわめて合理的な解釈が述べられておるわけです。だから、その合理性の範囲内において——それは合理性がなかったというなら、それは間違いだったと、逐条あなたがそこで答えればよろしい。どこが間違いかをあなたがそこで指摘をするならば私も納得をしましょう。少なくとも大蔵省の主計局長というものは、皆さんもよく御存じだと思いますけれども、各種の委員会に出席をいたしません。委員会が要求をしても、予算委員会以外には出席をしないというほど、非常な権威をみずから頼んでおる職員でございます。各委員会では主計局長が出席をした例があったら承りたいと思うのであります。

この主計局長が——いま相澤主計局長個人をさしておるのではありません。大蔵省主計局長なるものが公文書をもって南方連絡事務局を通じて琉球政府の行政主席に答えたものについては、少なくとも責任がある回答でなければならぬのであります。あなた方はそれは行政主席をだましていろいろなことをやらせようとしたのですか。事は重大ですから、その点についての見解を明らかにしてもらいたい。

○相澤政府委員 当時主計局長から南方連絡事務局局長あてに出しました文書におきまして、平和条約第十九条(四)項が沖繩における対米請求権につきましては適用がないかのような見解を述べておりますことにつきましては、私は、現在におきましてはこれは間違っているというふうに思っております。

○堀委員 個別的に訂正をしてもらいましょう。私はそれでは個別的に聞きますから。

「対日平和条約にいう『日本国』、『日本国領域』等の地域概念の用例をすべて同条約を締結する直前のものと解することも、第一条(四)項、第四条(四)項等における用例を見れば正確でない。又、一応同条約に『日本国』又は『日本国領域』等の表現を以て規定している地域概念をすべて条約締結前の日本の領域と解し第二条地域乃至第三条地域を含むものとして、更にこれに対して第二条乃至第

三条を重複適用すべきであるという考え方に、例えは次のような無理がある。」

これからひとつ答えてください。いいですか。個別的に答えてください。

「現在沖繩の海底電線の終点施設は沖繩の保有するところである。もしこの事実が、沖繩がその所有権をも所有し、然もこれが条約上合理的な状態であるとするならばこれは第四条(四)項の適用によるものと解する外はない。この場合、同条項の「分離される領域」は第三条地域をも予定しているものと解される。とすれば同条項の「日本の終点施設」という場合の「日本」は、第三条地域を含まないことの明瞭な認識のもとに用いられているものである。」

これに対して、もしそれが誤りであるならば、あなたはここでそれを疎明しなさい。

○相澤政府委員 海底電線に關しましては、平和条約の第四条(四)項に規定されているわけでございます。『日本国』とこの条約に従って日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有する。」

かように書かれてございます。

そこで、当時この「日本国の支配から除かれる領域」ということに沖繩が入るかどうかという問題でございますが、沖繩の海底電線の終点施設は戦争及び戦後の混乱によりまして破壊され、その所在が不明であり、戦後その管理及び運用は一切行なわれていないと聞いているのでございます。そこで、このような状態をもちまして沖繩が保有しかつ沖繩が所有権をも所有しているというふうなことは困難でございますので、この点を基礎として、平和条約第四条(四)項にいうところの「除かれる領域」の中に沖繩が入るといふふうに解釈することは困難であらうというふうに考えております。

○堀委員 終戦の直後に海底電線及び終末施設が破壊されておるのならば、三十二年の当時にどう

してそれがわかつていないのですか。わかつていたにもかかわらずこういう記載を当時の主計局長がしたというのは、これは琉球政府に対する欺瞞行為じゃないのですか。どうなんですか、大蔵大臣代理にお伺いをいたします。

要するに、あなたも大蔵大臣を長くおやりになつて御承知でありましようけれども、大蔵省の中では、少なくとも事務次官に次いで非常な権威を持つておる主計局長が、公文書をもって琉球政府行政主席に回答をした。その回答したことが、事実無根であることを書いて回答しておるなどということは、一体これは大蔵省として許せることですか。大蔵省という役所は、そういう意味では沖繩県民をあざむいたことになっておると思うのですが、大蔵大臣の見解を承りたいと思ひます。——それがや山中総務長官。

○山中総務長官 これは当時の南連の問い合わせに対して、主計局長は一応役所問の文書として確かに発送簿にも載せた公文書であります。しかしながら、南連としては責任のある回答をしななければなりませんから、外務省等の意見も徴したのですけれども、法制局もありまして、政府統一見解というものが生み出せなかつたということで、向こうのほうに資料が行つていくかどうかは知りませんが、正式な公文書の回答というものは、この件に關する限り琉球政府にいたさなかつた経緯があると承知いたしております。

○堀委員 実は、いま総務長官、そういう逃げ口上のようなことを言っておられますけれども、しかし、少なくとも私どもの手元にそういう形でございますか。当時の琉球政府の行政主席から南方連絡事務局を通じて照会があった。私は総理府のあたりのほうにもその原文その他を調べてもらおうと思つたけれども、それは十年以上たつておるから何か見当たらないという話でありました。私は事実ここに資料を持つておるから、あなたのはうから資料はちやうだいたしたけりたけれども、渡つたか渡らなかつたかの問題は、いま

ここで議論をしてもしかたがないことです。少なくとも、主計局長が南方連絡事務局を通じて行政主席あてに見解を明らかにしたことは間違いがないのですからね。その限りにおいては責任があるわけですよ、文書になっておる以上は。大蔵大臣の御答弁をいただきます。

○田中総務大臣 私はあなたの発言によつて初めてその事実を承知したわけでございますが、いま早々の間にその間の事情を聴取いたしました。これはこういうことよろしいでございます。

いま事務局の説明するところをそのまま申し上げますと、外務省見解と大蔵省見解と二つあるようでございます。この大蔵省見解は、大蔵省主計局長名をもって通達した御指摘のものでございす。もう一つは、外務省が同じく回答したものでございす。その外務省の回答と大蔵省の主計局長の回答は相反するものであつたといふことでございます。その後政府の統一見解をつくりましたときに、いまの、沖繩地区も(四)項に含まれるという外務省見解のとおりになつたわけでございますから、その限りに於いて大蔵省主計局長の答弁は誤りであつたといふこととあります。

○堀委員 実は取り消す必要がないほど非常に明確に問題点が指摘されておりますから、もう少しこれを進めたいと思ひます。

「講和発効後沖繩における占領軍占領施設が、九十日以内に日本政府に返還された事実は伝えられていない。第六条(四)項の『日本国領域』に第三条地域を含ませて考えた場合、第六条(四)項の適用に當つて、更に第三条を重複適用すれば日本政府の同地域における施政権の行使が排除されることとなる結果日米両国政府相互の合意が事実上又は法律上不可能になることは認められる。然し乍ら、第六条(四)項は、占領軍占有施設は、『相互の合意によつて別段の取極が行われない限り、前記の九十日以内に日本政府に返還しなければならぬ』と規定しているものであつて、この規定を、同項の規定する合意が不可能な場合には、合意がなくとも九十日以内に返還義務がない趣旨を表

わすめとは読み難い。(即ち、たとえ合意がなくても九十日以内に返還すべきものと解釈すべきである。)

ここに、この問題これ一つを見ましても、大蔵省がこの平和条約の解釈にあたってきわめて合理的に明快な実解をしておられるわけだ。だから、いまこの点について、主計局長、じやどが間違つておられるか、ひとつ答弁してください。しばらく逐条いきますから。この大蔵省の見解は、私は、だれが見ても非常に適正な見解だと思つておる。外務省の見解のほうがアメリカに追従しておるので、そのほうの見解をあまりとりたくない。私は大蔵委員であるからひいきをするわけじゃないけれども……

○相澤政府委員 どうもこの逐条の解釈につきましては、やはり第十九条の(α)項が沖繩に適用がないということを一応の前提といたしまして、いろいろこれを立証するところの証拠を集めたという感じがするのでございます。あの三十二年に主計局長が出した回答について、後輩の私がそういうようなことを申し上げるのははなはだ心苦しいのでございますけれども、どうもいま読んでみますと、そういうような感じがいたします。

で、平和条約第六條の(α)項の問題でございますが、当時そういうことを書いてございまして、しかし、この平和条約の第三條に基づきまして、沖繩は、米国の行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有する地域になつたわけでございます。つまり米国の施政権下に置かれることになつたわけでございます。そういうことになつた以上、講和後におけるところの占領軍の撤退義務を規定いたしました第六條の(α)項、及びわが國の施政権を前提とした占領軍使用財産の日本國政府への返還を規定した同條(β)は、沖繩には適用がないというふうに解釈すべきではないかというふうに存じております。

○堀委員 そうすると、いまあなたの言う第六條の「日本國」というの中には沖繩は入っていない、こういうことですね。よろしいですね、それで、

で。

○相澤政府委員 この第六條にいうところの「日本國」には沖繩が入つてゐるわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、平和条約の第三條によりまして、沖繩に対する行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利は合衆國が持つことになつたのでございますので、このような連合軍の撤退あるいはその占領軍使用財産の返還というようなことができないのでございまして。

○堀委員 そうすれば、この条約の中には——まだあとたくさんありますが、時間の制約もありまして、まあこのぐらゐにしますが、要するに、沖繩を含まない日本國といふものと、十九條(α)項にいうような「日本國」といふのはあなたのほう、たくさんここに沖繩を含まない「日本國」といふものを示しているわけだから、それはいろいろの例を出しているわけだから、それはいせんから略しますけれども、これは法理解釈、文理解釈、条理解釈による理由、論理解釈による理由と、ずっと実は書かれておられるわけですね。だから、これらの考え方が——きょうはもう時間の制約があるからこの問題をこまめにしますが、総理大臣、いまこの問題を私が非常に時間をとつてやっておりますのも、これが実は沖繩島の住民に対する請求権、権利に非常に重要な関係を持つておるからであります。

それでは、いまの問題はそこまでといたしまして、もう一つ、これは外務大臣にお伺いをいたしますが、請求権の放棄といふのは何のためにするんでしょうか。

○福田国務大臣 返還時における日米間の債権債務の状態をはつきりさせるといふためにいたすものであります。あるいは奄美大島の場合におきましても、あるいは小笠原の場合におきましても、同様の措置をとつてゐる次第でございます。○堀委員 今度の第四條で、いまおっしゃるやうに、返還時のアメリカと日本の債権債務をはつきりさせる。わかりました。

りさせる。わかりました。

では、どうして十九條で、平和条約のときに——債権債務をはつきりさしてもしかたがないときですね、まだ向こうの施政権が続くのですから——十九條(α)項でなぜ、外務大臣、そのときに請求権を放棄したのであるか、それじや。これは二重に請求権を放棄しているわけですね。よろしいうございませうか。一九五二年四月二十八日に、あなたの方のほうは統一見解として十九條(α)項で請求権を放棄した。またここであなたいは、要するに、アメリカと日本の間の債権債務を清算する。二重清算しなければならぬといふのはどういふことなんでしょうか。清算といふのは、会社の清算だつて一回でしよ。二重も清算できないじやないですか。一ぺん清算したものはあとには何もありません。これはどういふことでしょうか、外務大臣。

○福田国務大臣 平和条約第十九條による放棄は、これは講和条約の効力発生以前の債権を放棄する、こういうことでございまして。今回はそれ以後のものについてこれを放棄する、こういうことであります。二重ではございせんせん。

○堀委員 いま大臣は、二重でない、さうおっしゃつてゐるわけでありませうけれども、それではなぜこの前奄美大島のときにはこれを重ねて条約に書いたわけですか。ここでは、奄美大島の返還条約ではこれは二重に書かれておりますね、この十九條(α)項の問題と。(「小笠原は」と呼ぶ者あり)小笠原はいまのところ同じになっておりますから、もうそれは触れる気持ちはありませんけれども、奄美大島の返還協定では、「日本國は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したために執られた行動から生じたアメリカ合衆國及びその國民並びに南西諸島の現地当局及びその前身たる機關に対する日本國及びその國民のすべての請求権を放棄し、且つ、アメリカ合衆國の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を、千九百五十二年十二月二十五日以前に、奄美群島で生じ、又は奄美群島に影響を有するものを放棄する。但し、前記の放棄には、千九百四十五年

九月二日以後制定されたアメリカ合衆國の法令又は南西諸島の現地法令で特に認められた日本人の請求権の放棄を含まない。」こうありますね。これはいまの大蔵省の主計局長見解にもこれが実は援用されておられるわけでありまして、それでいまこの問題はここで三回にわたつて放棄することになる、こういうことであります。これはどういふことでしょうか。

○福田国務大臣 平和条約十九條は、講和条約の効力が発生する前の分なんです。今回放棄する分は、それ以後の分でありまして、これは重複はいたしてありません。

○堀委員 それでは、そこは水かけ論になります。時間がたつたので、前段の詰めが、もう少し平和条約について各項の議論をすれば、この十九條(α)項の問題は明らかになると思ひますが、ちよつと時間の制約がありますから——この講和前の請求権がないということが、いまの布令六十号の実は恩恵的な支払いということがそれに基づいて根拠をなしてきておられるわけでありませう。アメリカ側としては、私は確かにさういふ意味ではさういふ理解に立つておつたと思ひます。しかし、いまは、これまで外務大臣、総理等の御答弁を承つておりまして、請求権を放棄したのは、外交保護権を放棄したのであつて、沖繩島の請求権は存在するんだ、実はさういふ認識に立つておられると思ひます。総理の御答弁、ちよつとそこを確證をさしていただきます。

○佐藤内閣総理大臣 そのとおりだと思います。

○堀委員 そこで私は最初の総理さんのお約束といひますか、お互いが沖繩島の立場に立つて考えらるるならば、実際にはアメリカに對する請求権がある。あるけれども、日本の側がその請求権を、沖繩島のうしろ押しをしてアメリカから補償をもらう、そのうしろだてをはずしたのでありますから、結果としては、請求権があつても、沖繩の諸君はアメリカから取るうにも、アメリカに訴訟してみたとこで、アメリカがさういふ見解が違ふんだということ、要するに取れない、こ

うなっておるわけですね。そこは御理解がいただけると思います。

そうなれば、その請求権そのものをどうするかという考えですね。要するに、布令その他で行なわれておりますものは、布令二十号によりますものでも、布令六十号によりますものでも、あるいは外国人賠償法によりますものでも、いづれもきわめて不十分なそういう補償的な支払いしかされていないわけでありませう。これは時間がありませう。

ば外国人賠償法の問題について、この前も同僚議員の中ですでに申し上げている例がありますけれども、たとえば宮城文吉さん、上運天カメさんとも、たゞ二人の人が、一九六一年の十二月七日に事故が発生して、これは川崎飛行場墜落事故であります、そうして請求額が三万二千四百三十四ドルという請求に対して、三千二百ドルと二千四百五十ドル、非常に不十分な補償しか全体としてされていないわけであります。それは布令二十号によるところの補償でも大体一五％から五％くらいのもうちしか補償がされていないというのが、実は沖繩における調査の結果で明らかになっておるわけでもあります。ですから、そういう問題を考えると、まず沖繩県民がこれまで非常にそういう差別といいますか困難の中でやっております具体的な例を、私はここで一つちょっと読み上げておきたいと思うのです。

「一九七〇年九月一日八日自昼、本島南部の糸満町で米海軍二等軍曹トミー・L・ワード（二六歳）が酩酊のうえ、制限速度一五マイルの商店街を五〇マイルの猛スピードで運転中カーブでハンドルを切りそこね、道路端の歩道部分を通行中の金城トヨさん（五一歳）をブロック塀と自動車の間にはさまんで即死させる事件が起こった。糸満町民はM Pがブロック塀にぶつかってこわれた自動車を運ぶにび去ろうとするのを阻止し、証拠品として回りに縄を張り、道の反対側にテント小屋を作って監視しM P、軍当局の不正な事件処理を許さない態度を示した。

また、糸満町では、町民がただちに「米軍凶悪犯罪糾弾対策協議会」を結成した。そして米軍の司令官を謝罪させたりえ、被害の補償と公開裁判による加害者の嚴重な責任追及を約束させた。これまで証拠がないこと等を理由に加害者の責任追及、被害補償をしない例を多く経験してきた沖縄県民は、実力により証拠を保全し、責任者の明確な態度の表明を待つて証拠を引き渡すことを認めるといふ民衆の知恵を発揮したのであった。

しかるに二月一日開かれた軍法會議はこのトミール・L・ワード二等軍曹に対し無罪の判決を言い渡した。理由は証拠不十分という。米軍の司令官が公開を約束したにもかかわらず、裁判の傍聴は被害者の金城さんの父親と外数名が特別許可されただけで、筆記具の持込は禁止され、通訳も拒否された。何人かの目撃証人も詳しい証言をし

「これはコザ事件の発生に関連のある事実であります。私も実は沖繩に参りまして非常に感心したたことが一つあります。それは、沖繩ではまだ十分に交通信号等の整備が整っておりません。町にも交通巡査等は出ておりませんが、私が参つたといふから、傍聴人は当然有罪と確信していたら、無罪ということなので呆然としたという。」

たのは那覇でありますけれども、きわめて整然と実は自動車が行っておるわけにあります。この非常にマナーのいい沖縄県民のいろいろな自動車の状態を見まして、本土に比べておそらく沖縄県民による事故というものは比較の少ないのじゃないかという感じがしたわけであります。多数の米軍のこのようないい運転、暴走によって被害

者が出て、そしてその場合に、外国人賠償法では、少なくとも所屬しておる部隊名、官職、氏名等、要するに、行なった者を特定しなければ賠償の請求には応じないといつて却下をするという、きわめて困難な状態に実は沖縄では置かれておるわけであります。

ですから、これらを考えますと、私が前段で触

れた見舞金の処理などという考え方は、私は、沖縄県民の立場から見れば、日本政府もアメリカ政

府と同じことしかやってくれないのか、アメリカ政府が非常な差別の中で行なってきたそういう統治権のあり方を、ここで同じ形で日本政府が踏襲するということについては、沖縄県の住民は大きな憤りを感じておる、こういう感じがするわけであります。ですから、少なくとも沖縄におけるこの請求権問題というのは、もちろん、過去の非常な古い経緯があつて調査が十分でないものはいたし方があります。調査の行なえる範囲のものに

つては、復讐後日本政府においてあらためて精査をして、その上で必要な補償を考えてあげるといふのが、これが私はどうしても必要なものではなないか、そのために、琉球政府としては、私が先ほど触れましたところの賠償に関する特別立法を要請してきておる、こう考えざるを得ないのであります。総理大臣、いかがでございましょうか。

○佐藤内閣総理大臣　いま堀君御自身がはつきりさせられたように、沖繩の住民の人身事故、これは米政府に対しては請求権を持っております。しかし、日本の政府は請求権は持っておりません、そういう状態でございます。しかし、私どもは復帰後の県民の立場を考えたときに、これをそのままほっておくわけにいかない、それかといって、

日本政府がうしろだてになるから訴訟を起こせと、こういうわけにもいかない、かように思っています。実際問題の処理として、それは見舞金という形で処理されると、かように御理解いただけないでしょうか。いま考えるところはそういう意味でございませう。いわゆる請求権自身は、日本政府が国民に対してその請求権があるという、そういう

○堀委員 あなたがいまおっしゃったように、請

求権はアメリカに対してあるとおっしゃっているわけでしょう。そのあるものを日本政府が協定に

よつて放棄をするのじやないですか。アメリカが払わぬ、こういう話じやなくて、日本政府が協定に基づいて沖縄県民の請求権を放棄しますという以上、それは当然日本政府が放棄をしたことに、反対の側としてそれに対する対価を考へるといふのが当然なんじやないですか。だから、私はそれを、たとえば憲法二十九条その他の形式的法律論で責任があるから払へという話をしようとしているんじゃないですよ。前段で言つておるように、あ

なにも沖繩県民の立場に立つならば、沖繩県民の請求権をあなたが放棄したのなら、かわつて私が払いましょう、こういうのがものごとの条理ではないのか、これを私はあなたに伺つておるわけじゃないですよ。形式的な法律論だけならば、おそろしく払わなくてよろしいということもあるかもしれませんが。あるいは見舞金で処理しようということも

あるかも知れません。しかし私が言いたいのは、形式は、標榜している名前は見舞金でも何でもよいわけですよ。しかし、中身としては、この特別立法で沖繩の皆さんが要求しておるような正しい補償額を支払うということが肝心なことであります。そこをひとつ総理がそういう認識に立つて答弁をしていただかなければ——私は総理にそうい

う形式的な答弁を求めておるわけではないのでありますから、それが私が前段に申し上げた立場でありますから、そういう意味でひとつお答えをいたしたいと思つております。

○佐藤内閣総理大臣　いま堀君の言われるようなたてまえで、私は、日本政府が見舞金を出す、こういうことでございます。請求権を放棄した、こ

それは日本の政府が沖縄県民のうしろだてになるのが当然だ、それをしないと、そういう立場になつたものですから、日本政府が見舞金という形で処理する、こういうことでございます。ただいま言われるとおりに私は理解しておりますし、また政府はそういうことでなければならぬ、それらが初めて日本政府の沖縄の同胞に対するつとめが

果たせるのだ、かように思います。いわゆる讀
求權そのものは沖繩の人はアメリカに対しては

持つておる、日本の政府に対しては、ない。そこで、その権利義務の關係はございませんけれども、それが見舞金の處理で片づく、こういうことであります。

○堀委員 そうすると、もう一ぺんちょっとだめを押さえていただきますが、法律の表現としては見舞金かもしれないけれども、実質的には請求権に見合う正しい補償である、こういう認識でよろしゅうございませうか、総理大臣。

○佐藤内閣総理大臣 日本政府が見舞金を支払うというのは、ただいま御指摘になりましたような気持ち、そのつもりで處理する、こういうことであります。

○堀委員 そうすると、いまおっしゃったその気持ち、そのつもりとおっしゃることは、形式は見舞金、実質は請求権に見合う正しい補償だ、こういう理解を、もう一回重ねて、それでよろしゅうございませうか。——ちよつと、よろしいと答えてください。

○佐藤内閣総理大臣 それでよろしゅうございませう。

○堀委員 外務大臣にお伺いをいたします。

外務大臣はやはりいままでの御答弁になつておる中で、これらの補償の問題を予算上の措置でできるものもあるし、必要があれば立法措置をとる、このように昨日も久保委員の質問に御答弁になつております。もう何回か答弁されておりますが、そのとおりであります。そこで、お伺いをいたしますが、必要ならば、それはどういふ場合が必要なんですか、ちよつとお答えいただけますか。立法措置が必要な場合。

○福田内閣総理大臣 私、ただいま総理からお答えしたような気持ちです。そしてなお正確に私の気持ちを表現いたしますれば、実態を調査します。実態に應じて適正な措置をとる。その適正という気持ち、それはただいま総理大臣から申し上げたとおりでございます。そのやり方、これは堀さんにも財政金融の大家ですから御了解だと思うのであります。大体私は予算措置で片づくという

ようなものだろう、こういうふうに思いますが、念のため申し上げたのです。法律の措置が必要であるという際におきましては、その措置をお願いをする、こういうふうな申し上げたわけでありまして、いまだどういふケース、どういふ場合におきまして法律の措置が必要であるか、これはちよつと頭に浮かびませんけれども、そういう必要がありますれば、法律の措置をお願いするというふうに考えております。

○堀委員 それじゃちよつとお伺いをいたしますけれども、いまの沖繩の復讐に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案では、法律として人身損害に対する見舞金の支給がなされております。それではこれはなぜ予算上の措置でなく、これが法律になつたのか、ちよつとお答えをいただきます。

○西村(直)内閣総理大臣 これは、先ほど申し上げましたように、事態が明確に把握できておるからであります。

○堀委員 事態が明確に把握できておれば法律になるわけですね。よろしいですね、防衛庁長官。

○西村(直)内閣総理大臣 請求権あるいは請求といわれる場合には、いろいろなものが入つてまいる場合もあります。しかし、中には請求権として一応考えられるものもありますし、沖繩の民政府から出てきておる場合にも、われわれは必ずしも請求権といわれないもの、いろいろ損害で諸請求であるものもあるわけがあります。したがつて、そこいらは実態を明らかにしていかなければならぬ。少なくとも今回の議和前の人身被害といふものは——先ほどお話のあつたような議和前でありまして、その法令に基づいて一応處理をされておる。漏れておるものもある。その漏れておるものは大体実態がつかめる。そこで、総理のように気持ちとしてああいう見舞金という形でもってそれを埋めていく、こういうものであります。

○堀委員 いま防衛庁長官は、精査をして明らかにした法律で處理をする、こう言つておられますが、これは、主計局長、ちよつと答弁してもらいたいのですが、いまの第三条のこの資金は、こういうふうな法律を書かなければ資金は支出できませんか。

○相澤政府委員 人身損害に対する見舞金の支給でございますが、こういう種類の見舞金は、もちろん、法律があれば、それに基づいて支給することになるのでありますが、必ずしも法律を必要としないというふうにも存じております。

○堀委員 そうすると、これはいいかげんな法律だということですか。これは実は困るんです。だから私は、いま防衛庁長官が御答弁になつた中に、請求権に基づくものと諸請求とがある、ちよつとさしやいましたね。

そこで、外務大臣、やはりこんな問題を何となく気が向いたから法律にしたり、気が向かなかつたら予算で處理するなんということは、私は、財政のたてまえからいって、これは混亂を起すと思ひます。あなたも長いこと大蔵大臣をしていらしてよくおわかりのことです。当然私はここで何らかのルールがあつてしかるべきだ、こう考えるわけでありませう。そこで、いみじくもいま防衛庁長官がお答えになつておりますように、少なくともその裏側に請求権があつて、それに対する補償として実質的に考えるもの、これは少なくとも立法で措置をする、それ以外の諸請求等については必要のあるものは、これは予算上の措置で處理をする、こういうふうな何らかのところに限界を設けることが、私は、財政上の問題としては非常に重要な問題点だ、恣意的に、これはちよつと法律にしておこう、これはやめておこうでは、問題は解決しないと思ひますから、外務大臣、その点はいかがですか。

○福田内閣総理大臣 大筋は大体そんな感じがします。しかし、これは実態調査をしてみないと、これがどういふものであるか、これが米軍に對するほんとうの意味の請求権的なものであるのかどうか、その辺がまだはなはだ私も調査が進んでおらぬ、こういう状態なんです。考え方とし

ては大体堀さんのような考えでしかるべきかと、かように存じます。

○堀委員 たいへん福田さん、いつも答弁はつきりするの、いま二段がまえぐらゐに、何かアローアンスのついた答弁でございますので、もうちよつとこれは、非常に重要ですから、きちんとさしてまいります。私も、請求権の問題は今後調査をなさなければわからない問題がたくさんあることは承知をしております。だから、十分調査をしていただいて、そして調査をして請求権があるということがはっきりしたものにについては、これはいま私が申し上げたように立法によつて措置をする、こういうふうなところで確認をしていただきたい。私も、何でもかんでも立法しろなんてひとつも言っていないんです。だから、財政措置をとる——たてまえ上は、やはりこれは国民が納得しなげなことでありますから、当然私は請求権として認識を政府ができるものは、その支払いをするときには立法をもつて措置をするんだということを、ひとつ確認をしてもらいたい。大蔵大臣、いかがですか。

○田中内閣総理大臣 政府がその責めに任ずることは、国民の財産をもつて充てることでございませうから、これから政府が支弁に應じなければならぬような状態が起つた場合、立法によることが望ましいことは言うまでもありません。今度の返還に必要やむを得ないものは今度御審議をいただいておりますが、この機会までに定かでないために處理ができなかつたもの、新たに起る事由に基づく支払いに關しては、立法によることが望ましい、私もそう考えます。

○堀委員 そこで、いまその点で立法上の問題はつきりましたから、琉球政府のほうでこの問題について望んでおられますことは、結局、審議会等々を設けて、そして公正な調査をすることにしようというところが、実はこの立法趣旨の中の一つの部分であります。

審議會議の組織は「審議會議は会長及び委員をもつてあつて、」会長は総理大臣をもつてあつて

る。」「委員は沖縄県庁を含めた関係行政機関の長から総理大臣が任命する。」「審議会議に相当数の幹事を置く。幹事は沖縄県知事の推薦した沖縄県庁職員及び関係行政機関の職員のうちから総理府長官が任命する。」「審議会議の庶務は総理府官房がつかさどる。」「

中央対米請求権処理審査委員会は、「総理府に附属機関として中央対米請求権処理審査委員会（以下「委員会」とする。）をおく。」「委員会は次の各号に掲げる処理権限を有する。」「云々。」「

こういふふうになりまして、要するに、私どもは、少なくともいま外務大臣がおっしゃった調査をなさるについては、やはり私が総理と前段でお約束をしたように、沖縄県民の立場に立った調査をしてもらわないと、これが米軍と同じような立場の調査であったのでは、私は沖縄県民に対して申しわけない、こう思うわけでありまして、ですから、その点の調査の問題も、これはぜひこの建議書にありまうような形を考えて、県民の納得のいく調査をしていただいて、そうして明らかにしたものに、立法措置によってこれにこたえる。こういふことにしていただくなれば、私はこの国会にそういうものが提案をされなくとも、沖縄県民としては、そういう沖縄県民の立場に立った調査によって生まれた請求権の補償が日本政府によって確実に立法によって措置されるということであるならば、沖縄県民はこれを非常に多とするものである、こう思うわけでありまして、総理大臣、いかがでございましょうか。総理大臣、ひとつお願いします。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど来各大臣の意見を徴された後でありますから、ただいまの建議の趣旨、これは十分尊重すること、これはもう政府の当然のことです。ただいま、おくれているといわれまますが、できるだけ早目にこういう問題は片づけること、これが望ましいことだ、かように思いますから、十分結論を通常国会までには得られるようにしたいものだ、かように考え

ます。

○堀委員 請求権の問題は、いま総理からお答えをいただきましたから、これで終わりたいと思えます。私がおくれているといふのは、この国会に間に合わなくてもすみやかにということでございます。それはいま総理のお答えになった気持ちと同じでありますから、どうかひとつ、関係閣僚すべてにおいでになるわけでありまして、本日の私のここで申し上げました請求権に関するこの発言を土台として、誠意をもってひとつ沖縄県民にこたえていただきたいということをお願いをしておきます。

次に参ります。時間がありませんから――資産承継の問題も触れたいのでありますけれども、その前に問題があるのは、実は二点ほど、ひとつ財政支出の面でお伺いしておきたいと思えます。まずP3の移転問題について、外務大臣は協定の委員会及び当委員会でお答えになっておりますが、これはP3の基地をどこかに移転をする、そうしたらその移転をしたものの費用を払うんだ、地位協定等に準じて払うんだ、こうおっしゃっているわけなんです。一体そういうものが現在のあれで払えるような情勢にあるかどうか、それをひとつ、ちょっと代理では無理かな。――じゃ大蔵大臣、答弁してください。

○福田国務大臣 私ではよろしゅうございましょうか。――P3につきましては、これを返還時までには那覇飛行場から撤去していただきたい、こういふふうに考えておられます。いまその撤去先を米軍において検討中でありまして、そう遠からず見当がつく、こういうふうには私どもは見えております。その費用はわが国において支払う、こういうふうにしております。もともと、支払うと申しまして、米軍に対して支払うんじやありません。米政府に対してではないのであります。わが国において代替施設を建造する、こういうふうな考えであります。その費用につきましては、そういう建造計画がきまりましたならば、あるいは手

日本政府において支払いの手続をいたす、こういふふうに考えております。

○堀委員 それは一体根拠法は何ですか。地位協定に基づいて払うのならこれはわかります。しかし、地位協定も援用できない沖縄に施設をつくるというものの予算措置というものは、どういうことになるのですか。これは沖縄というのは日本の施政権下にならぬ。一体どうするのですか、そんな支出のあり方。だから、その支出のところを大蔵大臣に聞きたい、こう言っているんです。

○田中中国務大臣 まだ移転先がきまっておりませんが、移転をするときに必要な支出、費用が必要となれば支出いたしますと、こう申し上げておるわけでありまして。予備費は、協定が行なわれるということになれば、国会の議決を経た予算の範囲内で支出をされるものでございまして、その意味で予備費で支払います、こういうことを申し上げておるわけです。

○堀委員 国内で、地位協定に基づいて支出をするのならば問題はありません。沖縄に施設をつくるのです。日本ではないですよ。国内じゃないですよ。日本ではないところに施設をつくる以上は、何か根拠法がなければ、そんなものをかかってどこへでもすらすら金を使えるはずはないじゃないですか。一体根拠法は何ですか。

○福田国務大臣 これは臨時緊急な必要に對し予備費を支払う、予備費を使う場合にはそういう根拠によることになりました。その背景といたしましては、これはまだ沖縄はわが国には返っておりませんけれども、したがって、地位協定の適用はありませんけれども、これに準じた考え方で、こういふことでございまして。

○堀委員 いまの答弁、国内ならいいのですよ。緊急でいまの予備費の使用があつてもちつともかまいません。国内じゃないのですよ。沖縄です。もしかりにP3をたとえはトラック島とかウエーキ島に置くというときに、どうするのですか。これはやはりいまのようなことで処理ができるのです

か。同じでしょう。いまの沖縄とウエーキ、グアム、これは事実上は日本の側から見たら同じことになっているわけじゃないですか。それに対する費用の支出を、いまのように、あなたの申しやるように、単に予備費で、それから地位協定に準じてなんという。法律は、準じてなんという取り扱いはないですよ。法律は、何々に基づくという以外にないのですよ。大蔵大臣、そこはどうですか。――それから先は財政ですから、それは大蔵大臣。財政だから……。

○福田国務大臣 私が申し上げておりますのは、これは臨時緊急の必要に基づきということをお願いをしております。沖縄をどうしても早期に返還しなければならぬ。そうしてその内容といたしましては、那覇飛行場を返還せしめなければならぬ。沖縄の県民も非常にそれを急いでおる、そういうことを考えますときに、P3の撤去、これを行なうことは、臨時緊急の必要である、こういふ考えです。しかし、それをさらに裏づけする考え方として、その背景に地位協定はまだ施行はされておらぬけれども、地位協定が施行されるに至りますれば、当然支払ひ得ることであるということ念のために申し添えておきますので、あくまでも臨時緊急の需要ということで予備費を支出する、さように御了承願います。

○堀委員 財政は臨時緊急なら何でも使えるというふうにはこれはなっておりません。ですから、その点については、私はいまの外務大臣の答弁を納得いたしません。大蔵大臣の答弁を求めます。――一般的にいえば、債務負担を内容とする国際的約束は、その内容が法律、条約等に違反することなく、かつ、その債務負担が国会の議決を経た予算の範囲内であれば国会の承認を要する条約とすることなく、政府限りで取り極めることができるものと解されている。こういふことは、いまあなたが申されたとおり、何でも無条件に使えるというふうには考えておりません。厳密でなければならぬことは言うをまちません。しかし、

沖縄返還というものについては、国会でいま法律やいろいろなものを出して御審議をいただいております。しかも、日本にとっては最大の問題として、いま国会の議論の焦点になっておるわけであり、しかし、それはすべてがテーブルの上に乗っておるものではないわけでございます。ですから、沖縄返還を円滑に推進をし、また、そういう業務が行なわれることは国益に合致することであり、日本人としてなさなければならぬ最大のものとでございます。そういうもので未確定のものが確定をして必要な状態が起ったときに、予算できめられた範囲内の歳出で済むものなら予備費の使用は当然である、このように考えるわけでございます。それは、いま災害が海外に起った場合、この災害のために援助資金を送る場合は予備費の使用をするわけでございます。そういうものと同じものであって、インドや東パキスタンにおいて難民救済のために予備費を支出すること、この沖縄に起った問題解決のための予備費の支出というものは、その性質上許されることであって、予備費使用の範囲に属するものである、こう理解をすべきだと思われたいでございます。

○堀委員 外務大臣はこれまで、予備費で支出するか、四十七年度予算で要求するか、こういうふうな御答弁をしておられますね。四十七年度予算で要求をするすれば、それは今度はどういう項目で要求をなさるのですか。款項目はどういうことになりますか。

○田中内務大臣 これは、四十七年度予算が要求される、いま要求し、十二月中にはきめなければいかぬということでございますから、その間に明確に算定ができ、四十七年度に支出を行なうという目的で予算に要求し、計上ができれば当然予算に要求し、計上し、議決を経べきでございますが、その予算を待つことができなく、四十六年度予算中、すなわち来年三月三十一日まで支弁をしなければならぬ場合には、予備費をもって行なうということでございます。

○堀委員 そうすると、これは先のことでありますから、事実の問題としては、ほかにまだこの基地関係の移転の問題で、七千万ドル以外に、いまのこういうような形で、基地移転について同じようなケースで日本が支出をするものというものがまだあるのじゃないですか、外務大臣。

○福田内務大臣 返還前においては、ないと思っております。ただ、返還後におきましては沖縄が内地並みになりますから、あそこ基地の移転とか、そういうようなことに関連いたしましてあるいはそういう問題が起るかも知れぬ、かように考えます。

○堀委員 そうすると、返還前にそういう支出が行なわれるのはこのP3だけだ、こう確認してよろしいですか。

○福田内務大臣 そのとおりでございます。

○堀委員 それでは一応そこまでいたしまして、ちょっと一つ防衛庁長官にお伺いをしたいのでありますけれども、昨日も総理がお答えになっておりましたが、沖縄にはこれまで自衛隊は戦前にはなかった、それは台湾があったからだ、しかし、今度は台湾がなくなって沖縄が一番端になったから、それで沖縄に自衛隊を派遣するのだ、こういうふうなお話が昨日ございました。

そこで、一体、久保・カーチス協定によって沖縄に六千八百人も自衛隊を派遣するというのは、これは私はなかなか重要な対外的な問題を含んでおる、こういうふうにご考慮の必要がありますけれども、防衛庁長官は、これの真の目的は一体何だと考えておられるのか、防衛庁長官の御見解を承りたいと思っております。

○西村(直)内務大臣 たびたびこの席等を通じて申し上げましたとおり、沖縄が本土に復帰する、したがって、本土の防衛任務、あるいはまた自衛隊のやっております災害救援なり、あるいは民生協力、こういう任務を果たすために、わが国として必要な最小限度のものを配置する、こういう目的であります。

○堀委員 いま、防衛のために必要最小限度というふうにお話しになりましたけれども、いま日本全体で自衛隊は一体何人おるのでございますか。

○西村(直)内務大臣 陸上自衛隊は一応十七万九千の定員でありますし、海空もそれぞれ定員を持っております。二十数万の自衛隊員がおるわけでありまして、自衛官がおります。

○堀委員 割合としては、この沖縄に対する六千八百人というのは比重がたいへん高いのじゃないですか。

○西村(直)内務大臣 比重が高いといえはさきか高い面もあります。しかし、これを全日本に比べてみますと、たとえば北海道のような地域ははるかに高いし、約五万近くあつた大きな師団が行っております。また、九州の平均よりは沖縄のほうが一回り六千八百という数字を当ててみても、人口に対する割合はまだ九州のほうが高い。しかし、ある程度高い理由は、島が非常に多くて、距離が離れている。したがって、御存じのとおり、あつた自衛隊の作業というものは、最小限ではありまして、ただ三十人行けばいい、五十人行けばいいというふうなものでは完成しません。やはりある程度の基幹的なものがあつて、それに支援するような部隊がついていかなければ作業ができません。こういう意味で、離れておるといふ関係もあつて、全国的に見ると少し密度は高い。しかし、最小限のものである。

○堀委員 密度が高い点には、私はよその国からいろいろ誤解を招く要素が含まれておるといふ感じがしてならないのであります。防衛庁長官は、十月十一日に外国特派員クラブで、アジア諸国に対する自衛隊の災害派遣問題というのを話したになりましたね。一体これはどういう真意で話したのか、承りたいと思っております。

○西村(直)内務大臣 わしはそれよりは、私の話の中心は、自衛に徹する、こういうことを、今回プレスクラブで私の考え方を申し上げたわけでありまして。言いかえますれば、自衛隊というのは抵抗組織であり、言いかえれば、攻撃があつた場合に

に初めて反応する反応組織でもある。しかもそれはきわめて限定されたものである。日本の憲法の体制、非核政策をとる、あるいはシビリアンコントロールをとる、攻撃的兵器は持たないというふうな前提のもとに話をしまして、そして、しかもできるならば、それはできる限り民生にも協力するような部隊でなければいけない。言いかえれば、率直に申しますと、日本の自衛隊というのは、海外へ出て武力などで活動することは絶対ないんだ、自衛に徹するものだ、新しい一つの考え方の自衛力である、こういうことを申し上げました。その際に、ただそうなるという、国連協力全然一切ないか。私は、国連のいわゆる監視機構というふうなものでも問題があると思つた。したがって、最後に残されたのは、協力面といへば人道主義以外にないじゃないか。しかし、それは個人の意見であり、これから長い将来に向かつての研究課題である、これを申し上げておきます。ただし、その場合でもいろいろ条件がある。たとえば、国民が賛成するとか、あるいはなにが賛成するか、非常に条件がある。しかも、自衛隊として行くのではなくて、政府なり民間なりが、何かそういう活動をする場合の中において、機関として機能を発揮する以外にないじゃないか、こういう趣旨のことを申し上げただけであります。

○堀委員 いまの御答弁、ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。自衛隊が行くんじゃないとおっしゃっておられますけれども、技術集団として自衛隊がやれることを当該被災国にやりたい、こう言っておられますね。自衛隊がやれることを、こうおっしゃっているのですから、いまあなた、自衛隊として行くんじゃない、こうおっしゃったけれども、正確には、自衛隊で行く、こうなっておりますが、どうでしょうか。

○西村(直)内務大臣 その前提に私は申し上げておきます。政府その他がやる以外に、というものは、もちろん政府その他がかりに救援に立つた場合、しかも技能集団、なお、それ以外に――質問の過程におきましても、私はそれをしっかり申し

上げておりますし、それから同時に、これは一つの理想の姿であるということも、質問の過程に御説明を申し上げておる。言いかえれば、私個人のものです、防衛庁の意見でもないが、しかし、そういう一つの新しい軍隊としてというか、そういう組織だから、そういうものを将来研究するのはいいじゃないか、こういうことを私は、質問応答も同時に世間へ発表しておりますが、それにも詳しく申し上げております。しかも、これは長い将来にわたっての一つの私の個人としての研究課題ではないか、こういうことを申し上げている次第であります。

○床次委員長 橋崎君から関連質疑の申し出がありますので、この際これを許しますが、きょうは理事会の申し合わせでもって時間がぎめられておりますので、ひとつ申し合わせの時間をお守りをお願いしたいと思います。橋崎君の助言。

○橋崎委員 きょうはちょっとかぜで熱発をいたして、声が小さいかもしれませんが……。

いま防衛庁長官は、アジア災害出動の問題について個人的な見解とすることを強調されておっしゃいました。それでは、いまあなたの個人的見解でけっこうですが、その西村構想なるものは、現行憲法及び自衛隊法で可能と思われるものであります。

○西村(直)國務大臣 もちろんそのためには前提がございます。もしかりに、そういう——これは研究課題として私は申し上げたわけでありすが、かりの場合でも、もちろん国会というものがこれを賛成しなければならぬ。それから、それに必要な法規あるいはそういうものがいかなければならぬ。したがって、そういうことはあくまでもプライベートに——前段というものは、もう一切自衛に徹する、限定された中においての反応組織としての戦略を持ち、同時に、しかも自衛隊というものが国民に根ざし、国民の自衛隊に返るには、できる限り民生協力等も拡大をしていくという、これがほんとうの将来の日本の自衛隊ではないか、こういう前提に立っておるわけでありま

す。したがって、私の個人の意見というものの、長い将来における一つの理想の姿である。その前提には、国会、国民あるいは関係法令、もちろん憲法を含めて検討もされるべきでありましょう。そういうものが許された場合にという前提に立っているわけでありま。

○橋崎委員 委員長が御注意なさっておるように——そんなことを私は聞いてないのですよ。簡単に答弁するように、ひとつ委員長御注意してください。

私は、現行憲法あるいは現行自衛隊法のもとでその構想は可能かというのを聞いていたんだから、可能でないならいとおっしゃればいいんです。

○西村(直)國務大臣 もちろん、むしろ現行法令におきましては、われわれは、自衛隊が自衛隊そのもので海外に出るということとは考えられておりません。

○橋崎委員 じゃ可能でないわけですね、現行憲法あるいは現行自衛隊法では、可能でないそのような構想をあえて発表されるその真意は一体何です。あなたの御希望は、憲法あるいは自衛隊法を改正してでもこういう構想が実現されるようにという御希望なんですか。

○西村(直)國務大臣 私の全体の真意をくんでいただければわかると思います。私は、今日ときおり問題になりやすい国連協力、しかも、それが平和維持機能の協力でさえも、これは現在の参議院の決議、また同時に、言いかえれば、平和維持機能のような問題であつてもなかなか問題があるんだ。したがって、残されたものはもう人道上の問題、しかし、それにも、国会の承認であるとか、あるいは法律の整備であるとか、そういう問題がある。ただ、私としては、これは一つの研究すべき問題だ、ただ、国内でとどまるにしまして、技能というものの、しかも、それは自衛隊として行くんではないんで、技能者の技能を使つてもらうという方法があり得るかどうかということを上り上げたばかりであります。

○橋崎委員 必要な場合はあなた方は自衛隊法を改正しているじゃないですか。たとえばオリンピック支援、南極観測協力、これは改正というよりも、追加してやっている。必要ならするんですよ。だから、あなたはあなたのいまの構想が必要ならば改正してもやりたいんですかと、それを聞いておるんです。そうじゃないならいいじゃないですか。それはどうなんですか。

○西村(直)國務大臣 私は研究の課題として申し上げていただけであります。

○橋崎委員 それじゃ憲法あるいは自衛隊法を改正してもやる、研究するんですか。

○西村(直)國務大臣 いろいろな諸前提のもとで私自身が個人として研究することは、これは自由に許されたものだと思ひます。

○橋崎委員 あなたは衆議院議員であると同時に、佐藤内閣の重要な防衛政策をになつて防衛庁長官です。外人の記者クラブへ行つて、防衛庁長官としてお話をしておるんです。あなた個人衆議院議員西村さんなら外人記者クラブも話を聞かぬでしょう。防衛庁長官だから聞いてるんでしょう。私もまだお呼びがない、普通の衆議院議員だから。防衛庁長官だから聞いてるんです。それに、そういう重大な席で、個人的な見解と言つたつて通りますよ。いいですか。いまどういふ時期か、あなた認識しているのですか。

いいですか。いまアジアの国々が日本をどういふふうに見ているか、それに対してあなたは認識しておられるのかどうか、私は非常に疑問に思ふのです。第一、日本の対外援助政策のあり方、これが非常に批判がアジア諸国で行なわれておる。そしてまた日本の軍国主義化ということがやはりアジア諸国で懸念されておる、そういう時期なんですか。そして、アジア諸国が最もおそれておるの、この経済大国、軍事膨張主義、それと軍国主義と申しますか、軍事膨張主義が結合することを一番おそれているのです。このような時期に、あなたが、アジア諸国への災害出動、自衛隊の出動です、そういう構想を出されたときに、どのような反響を呼ぶかぐらいは、防衛庁長官ならば御存じのはずだと思ひます。もう東南アジアのマスコミがどういふ批判をしておりますか。たいへんな批判をしております。個人的な見解では通りませんよ、それは、いいですか。

私がなぜこれを心配するかというと、先ほど堀委員が出された、沖繩に進駐する自衛隊の任務は一体何なのか、真の目標は何なのか。返還協定の前文は、日米共同声明を基礎としておる。その日米共同声明の中に、問題の台湾条項と韓国条項がある。ということとは、この沖繩の派遣自衛隊の目標は一体どこかということ、それと韓国・台湾条項と結びつけたときに、非常にわれわれは危惧を感じざるを得ないのです。

そこで、あなた方は、九月二十九日から十二日間、海上自衛隊ですが、船団護衛の大演習をなさつていますね。これはどういふ目的ですか。

○西村(直)國務大臣 九月から十月にかけての演習は、通常の、長い間準備された、何ら変わるべきものの特別な演習ではございません。海上において、あるいは警備であるとか、あるいはいゆる哨戒でございますね、潜水艦に対する警備活動とか、そういうものを訓練の目標としたわけでありま。

○橋崎委員 あなた方は、緊急の際に、一応南西航路と称するもの、確保すべき航路の範囲、あるいは南東航路、確保すべき航路の範囲、つまり制海権と申しますか、それとの関連が出てくるわけですが、そういうものを想定しておられますね。御説明をいただきたいと思ひます。

○西村(直)國務大臣 海上自衛隊のいわゆる任務は、日本周辺を中心とした海上警備であります。

○橋崎委員 それはどのような具体的な範囲ですか。

○西村(直)國務大臣 私の承知しているのは、日本周辺を中心としたものであります。したがって、自衛隊というものの範囲を逸脱するつもりはございません。

○橋崎委員 そんな、私がこのような質問するときに、そういう答弁しなきゃいけませんよ。緊急の際に確保すべき南西航路、南東航路は、長さがどれくらいで幅がどれくらいと定めていられるでしょう。具体的に言ってください。

○久保政府委員 南東航路は、東京湾からサイパン方向、ほぼ幅百マイル、長さが千マイル近くになります。それから南西航路は、大阪、九州を経て琉球列島の端まで、幅やはり百マイル程度、長さはちょっと記憶にありませんが、これも千マイル近くではなからうかと思えます。

○橋崎委員 幅四百二十キロ、長さ千六百キロではありませんか、南西航路は。

○久保政府委員 千六百キロとおっしゃいましたが、千マイルを陸マイルで計算しますと千六百になります。海マイルであれば千八百キロになります。それから幅百マイルでありますから、約百八十キロくらいである。これは目下われわれのほうで検討しております。

○橋崎委員 そうしますと、緊急の際にこれが確保のために全力をあげられるわけですね。

○久保政府委員 必ずそれぞれの航路を使うという事ではありませんが、海上自衛隊の防衛力というものが十分でありますので、集中的にそういった海域を哨戒するほうがより効果的ではなからうかという判断であります。

○橋崎委員 そうすると、先ほど指摘をしました九月二十九日から十二日間の海上自衛隊の船団護衛演習は、この航路と関係ありますか。

○久保政府委員 ただいま申し上げましたように、必ず航路帯を設定して哨戒するとは限りません。効率的にやるためには航路帯を設定したほうがいいであろう。しかし、その間を通過する、航行する船舶も相当あるわけでありまして、そういったものの哨戒も考えております。ただし、今回行ないました演習につきましては、そういった航路帯もしくは航路帯の間の哨戒とは関係ありませんで、日本周辺の海域の中で適当な海域を選んだ、そういうことだけであります。つまり、基本的な基礎的な訓練を行なうのに適当な場所を選んだ。したがって、航路帯を選定をしてそこに重点を置いた訓練をしたということではございません。

○橋崎委員 防衛庁長官、私は、あのアジア諸国への災害出動、これは海外派兵の一つの突破口である、その構想はそう思わざるを得ないので。防衛庁筋の――筋とあえて言っておきますが、防衛庁筋の方々に聞きますと、敵前上陸の演習なんかやっておらぬという話ですが、そうですか。

○西村(直)國務大臣 重ねて申し上げますが、ただいまの航路帯の一応の考え方というものは、四次防に関連して一応考えられています。私自身としては、これ自体もまだ検討事項でありまして、はたしてあれだけの航路帯というものを――いまの海上自衛隊、また近くの海上自衛隊で、とてもそういうようなものを想定してやっても無理だ。主力はやはり日本の周辺の海域を中心にして、ただ状況によってはそれを機動的に扱うというこ

とはあり得ると思うのであります。

○橋崎委員 委員長、いまお聞きになっておいて、私の質問に答弁したと思われませんか。――総理からですか。

○佐藤内閣総理大臣 政府といたしましては、災害であろうが、海外派兵、さようなことは考えておりませんから、自衛隊を派遣するようなことは考えておりません。先ほど来いろいろ誤解を受ける節もあるようですから、はっきり政府の考え方を申し上げておきます。

○橋崎委員 そうすると、西村構想はそれじやどう思われますか。

○佐藤内閣総理大臣 西村防衛庁長官は、先ほど来、個人的な研究の課題だ、こういうことを何度か申し上げております。しかし、研究の課題だ、かように申すと、いかにも政府自身を取り組んでおるようでございますから、そこに誤解を受けるだらうと思っておりますので、あえて私が立って、さような考え方はない、こういうことをはっきり申し上げたわけでありまして。

○橋崎委員 それでは、国防会議議長としての総理にお伺いしますが、上陸作戦の演習なんかまさかしてないでしょうね。――総理に聞いているんです。

○佐藤内閣総理大臣 私は、演習の実態について一々相談は受けておりません。しかし、ただいま言われるような、まさか、海外の上陸演習、さようなことはやらないだらう、かように思っております。

○西村(直)國務大臣 日本の自衛隊が海外へ出る、武力としても海外へ出る、こういう考え方はないわけでありまして、したがって、敵前上陸などを想定してやるということとはあり得ないわけでありまして。

○橋崎委員 統合幕僚会議教範5-10、表題は「海上作戦輸送教範」、昭和四十六年二月、統合幕僚会議、この教範がございいますか。

○久保政府委員 私は承知いたしております。

○橋崎委員 すぐ承知されるように調べてください。あるかないかだけでよろしゅうございいます。

○床次委員長 橋崎君、質問をこの際続けていきますか、別の問題で。

○橋崎委員 あるかないかわからないで、私が内容を質問して答えられますか。答えられますならば質問を続けます。

○久保政府委員 御質問にもよりけりだと思えますけれども、あるかないかの有無だけを調べて答えるということでは、内容を見てないわけでありまして、その御質問に応じてお答えできるかどうかともなうと思えます。――ただいまお話しした教範はございいますか。

○橋崎委員 これは四十六年二月、まさに沖縄に對する自衛隊の配備が日米の間で交渉されておいた時期であります。私はこれを見て驚きました。いまあなた方は、敵前上陸作戦の演習なんかするはずがない、総理も含めておっしゃいましたが、どうぞひとつ総理、これを取り寄せて見てください。いいですか。この想定――これは教範ですよ。ちよつと読んでみますかね。ないそうですか。

ら。いいですか。「海上作戦輸送は通常制海及び航空優勢を確保して行なうが、作戦間、敵航空機及び潜水艦による攻撃、並びに機雷による脅威が予想される。また、発地及び着地は味方の支配する海岸または港灣であるが、ゲリラ活動、謀略活動等については考慮する必要がある。」そして「海上輸送作戦は一般に計画、船積み、洋上移動及び揚陸の四段階からなる。」揚陸です。これが上陸です。いいですか。(発言する者あり)委員長、ちよつと静かにさせてください。

○床次委員長 静かに願います。

○橋崎委員 この想定をあなた方見せぬで、何を言うのですか。

○床次委員長 静かに願います。御質問をお続けください。――質問を続けてください。

○橋崎委員 私はこれを読みまして――図解もしてあります。ちゃんと図解してあるのです。これを読みまして、私は、あの沖縄にアメリカ軍が大挙して上陸してきた、あの陸上戦艦でやってきた、あるいは朝鮮戦争のとき仁川に逆上陸をした、あのときのことを想定せざるを得ないので。日本の本土でこういうことが行なわれるか。ここに図解があります。まさに私がいま申し上げたような状況をほうふつさせる図解であります。そしてこの中に、あなた方は民間船を雇い入れるようになっている。ネバダ、キャンベラ、ブラジル、スエズ、パナマ、これはどういう船か御存じですか。

○久保政府委員 承知いたしております。

○橋崎委員 あなた方は、四十三年度の海上自衛隊演習、このときに民間からタンカーを雇い入れて演習されたね。英雄海運です。そうしてこのような結論になっておるのです。「民間船舶を雇い入れる際、業者の誠実性に依存するところが大きいから、常に適格業者を確保しておく必要がある。拿捕、触雷及び被撃等に対する損害の補償等について、船員に対する身分の保障、及び遺族の補償について、さらに雇い入れる際には、船員の素質についてあらかじめ調査する必要がある」

る。」「こういうふうになっているのです。そして、いま申し上げた船が雇用の対象になっておる。どういふ船か、申し上げておきましょう。ネバダ、これはニューヨーク航路であります。一万百八トン、川崎汽船、貨物船であります。キャンベラ、香港航路の定期船であります。これは貨物船、四千八百三十九トン、関西汽船であります。ブラジル、これは三井商船、南米東岸航路、一万二百六十トン。スエズ、三井商船、八千五百一十トン、これはニュージールランド航路であります。貨客船。パナマ、三井商船、九千九百一十トン、これは中近東航路、貨客船であります。つまり、ここで雇入れの対象になっている五つの船のうち、三つは香港航路、ニュージールランド航路、中近東航路、こういうことをあなたの方でやっているのです。防衛庁長官、あなたあまりうそを言っちゃいけませんよ、うそを。実態をよく知って、指導しなぐちゃだめです。

○西村(直)國務大臣 私はその教範自体は見ておりませんが、しかし、御心配ないように、かなり一生懸命になりまして把握をしておるつもりであります。演習内容なども聞いております。その事態は昭和四十六年、ことしの冬でありますから、私着任以前であります。いづれにしましても、海上自衛隊につきましても陸上自衛隊につきましても、海外へ出てそういうことをやろうというのではなくて、国内を守るために、私どもは平時の努力もいたしますが、同時に、最悪の状態の場合に、ある地域が相当広範囲にたとえば占領という既成事実をつくられた場合に、海上なり陸上なりいろいろ輸送力なりをもつて、しかも信頼し得る民間の協力も得てやるという演習想定なりであるという事は、これは自衛隊の本来の任務である、こういうふうに御解釈をお願いしたのであります。

○床次委員長 榎君に申し上げますが、関連質問でありますので、申し合わせの時間の範囲内におさめていただきたい。もう時間が迫っておりますし。

○榎委員 先ほどあなたの方は何分もあれしたじゃないですか。

○床次委員長 いや、その時間も十分計算しております。

な御君の質問の時間が若干必要だと思っておりますので、御考慮ください。

○榎委員 御協力をします。

そこで、このような内容をお持ちにならぬからあれですが、いま西村長官がまさかとおっしゃっていることが想定の中に入っているのです。だから、それは出てきた上でまた議論しましょう。このような敵前上陸作戦訓練教範、これが久保・カーチス協定及び先ほどのあなたのアジア災害出動、これとからんだときに、われわれは、沖縄に対する自衛隊の進駐、この目標がどういふ目標を持っておるか、たいへん心配になるのです。とにかく、あなた方はいままででたてたぐさ国民の前にものを隠してきた。大事な問題を。ここで総理にちよつと念を押しておきたいのです。すけれども、総理も国際信義ということをおっしゃいました。福田外務大臣は総理よりもたくさんことを費やして、人間は信用が大事であるということをおっしゃった。信用という事は、言ったことを実行することです。口と腹と違っちゃいけません。二枚舌を使っちゃいけません。これが一番人間にとって不信のもとになる。そこで、急げとおっしゃいますから、いまの不信の点について、私は防衛庁長官が信頼できない。先ほどは、外人記者団に対して、個人的な見解としてああいうことをおっしゃった。今度は、あなたは防衛庁の記者クラブでたいへんなことをおっしゃっておる。先ほど申し上げたとおり、この返還協定は日米共同声明の台湾条項とからんで、中国問題というのはいへんなんです。だから、日中国交が正常化されるという事は、アジアの平和にとって大きなかぎになる、こういうふうに思うのです。そこで、防衛庁長官が中国に対してどのような考え方を持っておられるかということも、非常な重大なかわり合いがあると思は

思わざるを得ません。

あなたは、十月二十六日、国連においてアルバニア決議案が通過した日ですが、この日の朝、院内の政府委員室において記者会見をなさったはずであります。どのようなことをこの席で述べられたか、ひとつ正確にありのままをおっしゃっていただきたいのです。

○西村(直)國務大臣 別に私は、その日のことについて、普通のことをしゃべったと思ひまして、何ら記憶はございません。

○堀委員 それでは済みません、この資料を、委員長にお断わりしてありますから、ちよつと配っていただきたい。

○床次委員長 それでは配付いたしますから、時間内に終わっていただきたいと思ひます。

○堀委員 早く配ってくださいね。

実は私の手元にこういう資料があるわけです。この会見の中で、新聞記者の皆さんが、「閣議では中国の国連加入問題で何も話はなかつたのですか」、「こういう記者団の問いに対して、防衛庁長官は「いや何もなかつたが、大体、中共が国連に加入することは、事態をますます悪くする。国連」といふのは、小国も大国も同じ票をもっている。いわば田舎の信用組合のようなものだ。田舎の信用組合は一万円も出せば会員になれる。みんな一票をもらえらる。」「何かまずいことがおこると、俺にも権利があるといつて騒ぎ、あぐくのはてには、ソロバンでなぐり合うようなことになる。国連もまさにその通りだ。中共がはいってくれば、国連はますます悪くなるかもしれない。決してよくなるとは考えられない。動揺して国連中心が果して続くかどうか疑問だ。アメリカは大国だが、——その次はちよつとミスプリントであります。モルジブという国であります。「モルジブなんかひどい国だ。……の土人国だ。こういうのも一票もっているんだ。」「こういうことが述べられたというふうに、実は私の手元に資料があるわけでありまして。

そこで、防衛庁では記者会見をされたときには

正確な記録が最近に残されておるといふふうに聞いておりますけれども、この日の記録をひとつ御提出をいただきたいと思ひます。

○西村(直)國務大臣 私はそういうような発言をしたことは覚えておりません。

○堀委員 記録はとっておられますね、防衛庁長官。

○西村(直)國務大臣 記録も私はおそらくないと思ひます。記者会見でございますから、一々そういうものはないと思ひます。

○榎委員 長官官房の広報課長はおられますか。——おられますか。

防衛庁の広報課は、大臣の記者会見は毎回テープにとつておるのです。それは筆写して保管されておる。そういうことをするところなんです。広報課というのは、あなたは首振っているけれども、あとでまたまずいことが起こります、そんなことすると。その筆写を担当しているのは、柏木という二佐の方です。おられますか。——いや、そういう方が広報課におられますかと聞いています。

○久保政府委員 私の答弁する場ではございませんけれども、おります。

○床次委員長 榎君、時間ですから、結論を急いでいただきたい。

○榎委員 柏木二佐は、この日のテープを筆写しておるはずで。どうぞ問い合わせてください。

○床次委員長 堀君、榎君に申し上げますが、資料の御要求に對しましては、委員長長のほうからその旨をさらに伝えますが、時間の関係がありま

すので、結論をお急ぎいただきたい。

○榎委員 防衛庁長官がうそをおっしゃっているから、これを言っているんです。これは重大問題ですよ。

○床次委員長 政府は答弁しますか。

○久保政府委員 いま本庁のほうに問い合わせておりますので、後刻お知らせしたいと思います。

○橋崎委員 これは非常な重大な発言だと思います。もし事実であつたら、これほど国連を侮辱した話はない。中国が国連に加盟して、日本の中川大使は歓迎の辞を述べております。それに対して、中国が入つたら国連は悪くなる。何ですか、これは、これは中華人民共和国に対する最大の侮辱です。私は、もしこれが事実なら、たいへんな問題だから、徹底的に明らかにする必要があります。と思います。

○西村(直)國務大臣 私に關することですから、はつきり申し上げておきます。

私は、国会のいろいろな委員会の場を通しましても、中国が国連に加盟されたことは、アジアの状況については好ましいことである、歓迎すべきことであると、公式にしばしば発言をいたしております。したがつて、そういうような発言をした覚えはございません。

○橋崎委員 この全文は中曾根総務会長が持つておられるはずで、これは国際信義にかかわる重大発言です。ほつておけません。

○堀委員 これは私はいへん遺憾な事実だと思つておるのでありますけれども、ここまで問題が明らかになつてまいりましたら、やはり正しい資料をお出しただいて問題を解明しなければ、これは総理がこれからやろうとしておられる中国問題に対しても大きなマイナスになるし、あわせて、この中で、モルジブというやうな特定の、それを小国という事で取り上げられておること、これも実は国連の問題と関連してきわめて重大な問題だと思ひます。あわせて、そういう立場におられる防衛庁長官が担当されておられる法案が実は当委員会にかかつておるわけでありまして、このことは総理としては十分お考えをいただかなければならぬ問題だと私は考えます。

ついでには、いま委員長のほうから、あとの発言者の時間等もあつて私の発言を急がれておりますので、資料をひとつ御提出をいただいて、委員長にお願いをしたいのですが、三日の委員会の冒頭、これに關する部分だけについてひとつ発言を

認めていただきたいと思います、いかがでございますでしょうか。

○床次委員長 ただいまの堀君の申し入れの資料要求並びに今後の取り扱いにつきましては、理事会にはかりまして善処いたします。

○堀委員 どうかひとつ、総理大臣、この問題は非常に国民としても大きな疑惑を持つ問題でもありますので、総理御自身ひとつこの問題を解明をしていただいて、三日の日にそれ相應の御発言をちょうだいしたいと思いますので、以上で――総理のひとつ御見解をちよつと伺つておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまの御意見並びに御疑問とされるところは、私自身も冷静に承つたつもりでございます。また、西村防衛庁長官から、さやうなことはないとはつきり申したことも、これまた私の記憶にあるところでございます。しかし、問題がこうなれば、私自身もそれを明確にする責任があるように思ひます。

○堀委員 それでは終わります。

○床次委員長 伊藤惣助丸君。

この際、防衛庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。西村防衛庁長官。

○西村(直)國務大臣 昨日、本委員会におきまして、伊藤委員から調査要求がありました点につきまして、結果を御報告いたします。

御指摘の件につきまして、直ちに調査いたしました。そうしますと、これはいろいろであります。まず、シボルと申しておりますが、消火の標準を示すものであつて、いわゆる消火標識、こういうふうなわけでは解釈をいたしました。その中にシボル4というものが確かにございます。そのシボル4の弾薬庫は、内容によつてクラス4から5というふうな五段階に分かれておるわけでありまして、そうして4から7までの爆発物を貯蔵する、こういう貯蔵庫のしるしであります。これらの爆発物は、いずれも通常の高性能の爆薬または弾薬であつて、4から5、6、7と行くに従つ

てその爆発の程度は高い、こういうことが判明したわけでありまして、したがつて、ただいま横田基地の弾薬庫の表示が、核兵器や化学兵器、こういうものではなくて、通常の弾薬あるいは爆薬である、こういうふうな、私どもの調査の結果明らかになりました。

なお、横田基地の性格は、戦略基地の性格ではございません、補給基地でございますから、普通の軍事常識からいいますと、あそこは戦術核兵器等がある、こういうことは言えないと私ども思つて、そういう意見で、核にあそこが關係あるといふことは御懸念はない、こういうふうな確信をいたしております。

○伊藤(惣)委員 私はいま長官から答弁いただきましたが、その質問に入る前に、先ほどの質問の中で、防衛庁長官の発言が引き合ひに出されました。この問題について、これが事実であれば、はなはだ遺憾であると思ひます。そのことを一言申し述べて質問に入りたいと思ひます。

そこで、長官は、ただいまの説明を伺いますと、シボルは1から5までであるとおっしゃつたのでございますか。――4ですね。それでは私が申し上げたとおりであります。そこにはクラス1からクラス7まで入つておる。それが1から4の中に分類されておる、こういうことでございませう。そういたしますと、きのうも写真でお示しいたしましたけれども、沖縄にあるメースBの基地は、御存じのやうに、あれは中距離弾道弾専用のものであります。そのシボル4はどういうことになるのか、さらに、辺野古にあるシボル4についてもそれはどうなるのかということでございます。

○西村國務大臣 沖縄は、御存じのとおり、アメリカの施政権下に現在あるわけでありまして、から、沖縄に私どもは核があるとかないとかということ、は、アメリカ施政権下のものでありますから、云々できません。ただし、返還の、言いかえれば復帰の時点においては核はないといふことは、もしばしば日米間において明言されておる状態であ

あります。事、本土に關しまして、特に横田という地点について、シボルマークが4ございまして、これを中心に私どもが調べた結果、核には關係ないということが明らかになった次第であります。

○伊藤(惣)委員 防衛庁長官、伺ひますが、要するに、シボル4というのは核はないという御答弁について私がいま質問しているわけでありまして、長官は核はないと言つただけでございますが、御存じのやうに、メースBは核専用の中距離弾道弾である、これはもうだれでも知つておることである。その基地にあるシボル4はどうなのかといふことであります。もしシボル4に核がないとするならば、メースBは核のない中距離弾道弾であつたということになります。その点はいかがですか。

○西村(直)國務大臣 少し詳しく申し上げますと、シボル・クラス1というのは、大体比較的に軽いものであります。それから、シボル2、これも信管とか雷管類、こうして順々に追ひますと、ファイア・シボル4の中で、4、5、6といふものがございまして、7のものは、対戦車地雷であるとか、あるいは二八〇ミリゅう弾とか、成形爆薬とか、ロケット弾頭等、あるいは高性能爆薬、爆弾、こういうやうにわれわれはアメリカの資料によつても明らかにわかれはあります。事柄は、沖縄自体については、私どもは、これはアメリカの施政権下でありますから、これは直接の資料等は得られないわけでありま

す。

○伊藤(惣)委員 私がいま聞いておる問題は、メースB基地にあつたシボル4はどういうことなのかといふ点だけであります。ほかのこと、私は、私にこゝにもございまして、長官も御存じのやうですから、まずその点を明確にしないと問題の本質がわからぬわけでありまして、ですから、長官に、メースB基地にあつたあのシボル4といふものは核を含めたものなのか、非核専用なのか。辺野古も、御存じのやうに、サブロッグだと

か、あるいはまたボリスであるとか、いろいろなことが言われておりますけれども、あることはこれもまた公然の秘密の基地であります。そこにある4というものはいかなる性格のものかということでもあります。私は、このシンボル4というものは、確かに核以外のものがあるかもしれない、しかし、このシンボル4というものは、核を含む危険なものを貯蔵するシンボル4である、標識である、こういうふうに認識するわけでありすが、その点、長官、いかがですか。

○西村(直)国務大臣 私どもは、沖縄に関しましてはいろいろ内容的に調べる方法がございまして、したがって、国と国との間でいろいろ御希望に沿うて努力していかねばなりません、少なくとも返還時に、たゞ、具体的に申しますと、昨日は、国内の横田の基地、これに対してのシンボル4、私どもはこういうものは明らかにしたい、そうしてその結果、たゞいま申し上げたような結論を得たわけでありまして。

○伊藤(勲)委員 長官、これはきのうお見せいたしましたね、シンボル4でございます。実は第五空軍が管理する部隊は、これは全部日本も沖縄も第五空軍の傘下にあります。メースB基地は第五空軍の部隊であります。そこで扱う弾薬貯蔵の扱い方は全部同じであります。あなたの答弁は、シンボル4は核が入っていないとするならば、あの沖縄にあったメースBの基地は、それでは核がなかったという事なんですか。

○西村(直)国務大臣 沖縄ではどういふふうな扱いをいたしておるか、これは私どもの関知するところではございません。本土について私は責任をもって調べて、その結果、そういうふうな結論を得たわけでありまして。

○伊藤(勲)委員 それでは、このシンボル4についてどのような表示があるのか、長官、答えてください。これは第五空軍現在運用中のものであります。この中には、シンボル1から4まで、核を含めて、クラス1から8までの分類がどういふ弾頭であり、どういふ影響があるかということ

が詳しくここに書かれてあります。長官もお持ちのようございまして、シンボル4についてだけでけっこうであります。その説明をお願いしたいと思います。

○西村(直)国務大臣 私のところで米軍にも照会し、また資料等を得まして、横田基地に関するシンボル4としては、たゞいま申し上げましたような各種の高性能の弾薬であるとか爆薬であるとか、こういうことはわかりまして、さらに、これは通常のものである、核ではない、これは明らかにになりました。と同時にまた、横田は御存じのとおりに補給基地でございます。補給基地に核があり得るといふことは、私どもは、普通の常識では考えられないところであります。

○伊藤(勲)委員 防衛局長に伺います。長官は、何回聞いても、あまり知識はないようございまして、申し上げますが、このメースBの基地にあるシンボル4というのは、この記号は、核がないという記号でございますか。

○久保政府委員 私どもで確認をいたしましたのは横田についてであります。また一般的にシンボル4の意味合いにつきまして、資料及び米側に調整をしたところであります。ところで、それからしますと、いま御指摘のように、メースBについての若干の矛盾が出てまいるかもしれませんが、これを私、合理的に説明できませんが、いまの写真に出ているものもメースBを撤去後であるとするならば、その使用形態においてあるいはシンボル4を置いたのかもわからない。いづれにせよ、メースBの基地の4について十分合理的な説明はできません。

○伊藤(勲)委員 これは写真でも明らかのように、このシンボル4というものは、核を含むわけだ、危険なファイア・シンボルでございます。そしてそのシンボル4の中にあります弾頭あるいは弾薬は、どういふ種類のものが貯蔵されているか、その点について政府から明確に伺いたいと思

○久保政府委員 シンボル4の中にある弾薬の種類を申せということですが、中身はクラス4から7まで長官が申されましたようにございまして、そのクラス4と申しますのは、中口径の固定弾、それから対人地雷などでありまして、クラス5は、ほぼ同じであります。やや口径の大きいものとロケットモーターなどあります。それからクラス6がより弾あるいは二〇ミリの弾等、相当程度危険性の高いもの、クラス7は爆弾、対戦車地雷、二八〇ミリの弾その他で、全体が連発的に非常に高い燃焼あるいは爆発を起すもの、そういうようなものがクラス7となっております。以上のものがこのファイア・シンボル4に入っております。

○伊藤(勲)委員 その資料はどのような資料ですか。

○久保政府委員 これは米側の好意によって提供を受けた米陸軍技術教範でありまして、これに基づいて米側に確認をしたということでありまして。

○伊藤(勲)委員 先ほど防衛局長から、メースBのシンボル4は、メースBが撤去後に付けたシンボルだというお話がございましたが、とんでもございせん。私たちが沖縄に調査に行きましたことしの八月、弾頭の取り除いたあと、ランチャーその他がまだ残存しているときに、このシンボル4があったのであります。間もなくこのシンボル4もなくなりました。したがって、私たちが、このシンボル4というものは、核を含む最高に危険な弾薬を貯蔵するシンボルである、このように思っております。ここにその、現在運用中の弾薬及び兵器の取り扱い、これをお見せいたしますから、それによってまた答弁してください。シンボル4は、あくまでも通常弾薬系統のものになるということであります。

○久保政府委員 私どもの資料によりますと、シンボル4は、あくまでも通常弾薬系統のものになるということであります。いまお説のような

過渡的な段階で4がつけられたのであるかもしれない、これは確認しておきませんが、私が確言申し上げるわけにはいきませんが、やはり以前から4があつたかどうか、そのところはまだ少し疑問に思っております。

○伊藤(勲)委員 それでは、私の持つておりますものと局長の持つておりますもの、多少違うようございまして、それは大体の資料を伺って答弁したわけでしょう。私は、現在運用中のその資料に基づいて申し上げますから。

まず、「この火災標識シンボル4というものは、弾薬の、クラス4から5、6、7の爆発物を貯蔵してある。この地区には八角形のシンボルを用いている。このシンボル4の物材を含む火事は、物材の性質が厳密にわかっているか事態の程度が正確にわかっているか、消火行動を正当化する何らかのきわめて特殊な事情のない限り、一般的には消火行為を行なうてはならない」とあります。通常弾薬であるならば、消火行為を行なうてはならないと、この規定することがおかしいのじゃないかと思ひます。そうしてしかも、「もし物材自体に引火するように思えた場合には、すべての消防班員は最小限一千フィートの距離まで、あらゆる消火器材とともに後退しなければならぬ。さらに、大量の爆発物がある場合にはもつと離れたところへ避難すべきである。またシンボル4の火事に取り組み決心をするというときは、自分も部下の消防員も消火器具も、すべてきわめて危険な状況下に置くことである。自分たちの後方いつ爆発が起るかもしれないとき、一千フィートという距離は後退するには長い距離なのである。消防員の安全性が疑わしい場合は、シンボル4の爆発物を包む火事に対処してはならない。安全な距離に避難しなければならぬ。」こうございまして、そのあとには、御存じのように、毒ガス及び核兵器の問題が詳しく出ております。これは決して秘密なものじゃない。その道の専門家であれば最低限必要な資料でございまして。そしてまた、そのシンボル4というものは、核兵器を含む

シンボルであつて、それ以上のものについては標識はないのであります。4が通常兵器で5が核であるならば、5の標識があつてもいいはずであります。しかし、それはないのであります。ここに明確にそれが出ております。

さらに、C B R兵器についてたくさん書いてございます。これは別な資料でございますが、この別な資料にはこう書いてあります。「新型兵器、非常兵器の出現によつて、防火専門家、監督者及びその部下たちが異常な性質の事態に巻き込まれる可能性がますます増大して来た。ますます多くの化学、生物、放射能、いわゆるC B R兵器が製造され、運搬され、そして貯蔵されている。そしてこれらの兵器の数量が非常に増大し、またその機会が多くなる。非常兵器はもはや少数の空軍基地やミサイル設備所に限定されない。その貯蔵、使用及び運搬がアメリカ空軍基地間で行なわれることは、いまやあたりまえとなつてゐる。これら武器が広く分布され貯蔵されていることがきつて当然となつてきたため、これらの武器の形、それに伴う危険、事故に巻き込まれた際にとるべき処置などについて知悉することが必要になつた。」こういふ核の特徴、それから毒ガスの標識、また弾薬につける色、すべて明確に出ております。

そこで、長官に伺いたいわけですが、ただいま質問いたしました状況から判断いたしました、私は、シンボル4というものは、核弾頭を含むシンボルの標識である、このように申し上げるわけでありませう。長官や防衛局長のその手元にございますところの資料は、私は私と同じではないかと思ふのです。あるいはまた私のより少し古いのかもわかりません。その点、私がいま申し上げましたことについてどう認識し、どう解釈されるか、伺いたいと思ひます。

○西村(直)國務大臣 アメリカのそういう危険物扱いにつきましても、赤、黄、白、黒と、いろいろありまして、この内容につきましても議論が出たわけでありませう。また、この標準の扱い方については、ときおり私は変わつていくと思ひます。いまおっしゃるとおり、いま運用しておるとか、過去のものとか。したがつてその資料自体は、それそれのとり方によつて多少違つてはまゐると思ひます。しかし、事柄は、特に求めになり、またこの委員会が非常に強い関心のあつたのは、横田基地の、いわゆる本土における核の存在の問題であります。したがつて、私どもとしては、これは通常弾頭であるということを、この標準の中ではつきりさせたわけでありませう。沖縄につきましても、返還時においては核はない、それ以外のことについては私どもは直接は関知できない、こういうことを御理解願ひたいのであります。

○伊藤(勉)委員 どこまでも、防衛庁長官は、シンボル4に核はない、まあ本土にはないというところだろうと思ひます。私も、いふまでもないわけじゃない。この現在運用しているものについて、これはどういふふうになつてゐるのだけれども、どうなのかと聞いてゐるわけでありませう。それはどこまでいふまでも長官がそのようにおっしゃるならば、事実をもつてこれからのいろいろ伺つていきたいと思ひます。

質問の角度を変えますが、次に申し上げることについて、すでに質問通告しておりますので、どういふものかお答え願ひたいと思ひます。

一、ベティー、二、ブル、三、ヨギ、ベア、四、ブローケンアロー及びノーマー、五、M K III、さらにM K 94、M K 81、六、クラスA、B、C、D、七、グループA、B、C、D、八、A G M 28 B、九、A I M 26 A、それから、これは部隊でございませうが、四〇〇部隊、四二五部隊、第四七五部隊、さらに三七五部隊、これについて答弁願ひたいと思ひます。

○西村(直)國務大臣 数々あげまして、私のところにはそのお話が出ておりませんが、その中で、ブローケンアローということばは、ちよつとこれは私も雑誌では見たような気がします。このブローケンアローというのは、何か核事故が起

こつたことを知らせる暗号名か何かじゃないかというふうな考え方でありませう。しかし、いづれにいたしましても、これ自体がどういふ御関連で御質問になつてゐるか、私はちよつと意味がとれませんから、お答えはいたしません。

○久保政府委員 ベティーというのは核爆雷、六八年までに退役をしたようでありませう。それから、ブルは核爆雷、現在使つております。対潜機のP3に搭載をいたしてあります。それから、ヨギ、ベアというのはわかつておりません。

それから、ブローケンアローというのは、いま長官が言われましたように、アメリカの雑誌で、核事故があつた場合の俗称か何かのように使われておるようであります。

それから、ノーマー、94、81は、いま私の手元でわかつておりません。それから、A、B、C、Dのグループのことではあります。これは化学剤の貯蔵区分でありまして、グループAが、持久性のびらん剤、神経剤のものについて、どういふような貯蔵方法をするかというふうなことが書いてあります。それからグループBは、訓練ガス、暴動鎮圧ガス、それからGB以外の非持久性ガス、それから発煙用化学弾薬、これについての貯蔵方法、それからグループCは、すぐに火がつく即引火性の弾薬、黄燐弾などでありませうが、そういうものの貯蔵方法、グループDは、焼夷剤、それから引火性の物質、有色の発煙剤であります。それから、AGM 28 B、これはハウンドドッグでありまして、空対地ミサイル、B 52の専用のミサイルであります。それからA I Mの26 A、これはファルコンの中でも核用のファルコンでありまして、米本土の防衛部隊が装備をしておるといふことであります。それから第四〇〇弾薬整備隊、これは沖縄にありませう、再々問題になつておりました第三一三

航空師団の隷下にありまして、太平洋空軍あるいは輸送空軍、戦略空軍等に対する弾薬支援を任務としております。

それから第四二五戦略航空団、これは六五年に嘉手納に編成されて、その後、現在ではこの部隊は三七六戦略航空団というふうになつております。なお、かつてはB 52もおりましたが、現在はKC 135、SR 71、EC 135等がおります。それから第四七五戦術戦闘航空団、これは三沢にありまして、本年の三月にF 4三個スクワドロンが韓国に移駐をいたしましたに伴ひまして、本国に帰還をいたしてあります。

以上、私のわかつておる範囲で申し上げます。○伊藤(勉)委員 ただいま伺ひましたことは、これから質問する上にきつて重要なこととでございますので伺つたわけでございます。先ほども申し上げましたように、このシンボル4というものに核はないとおっしゃいます。そして横田にある、また、横田にありつたシンボル4は、核はなかつたとおっしゃいます。私の調査では、この横田基地においてきつて高度な消防訓練を現在でもやつてゐるというのであります。

たとえばどういふふうになつております。一つは、シンボル4、高性能爆薬H E、M K III、そのほかA I M 26 A、先ほど核ファルコンと言ひました。これらを含めた訓練、タイムファクター五分間、避難距離、消火班は二百フィート、その他二千フィート、そして空軍ブランクカードは爆発性、こういふように、一つの消防訓練のためにこまかく区分して書いてあります。しかも、先ほど防衛庁長官が、ブローケンアローというのは、核兵器の事故発生せりということなわけですね。これはかつてスペインの沖で核兵器が事故のために墜落した。そのときにもブローケンアローということがいわれた。すなわち、核兵器の事故発生せりということばは、世界じゅうのマスコミはみな知つておりますし、報道いたしました。いろいろございませうけれども、防衛庁長官、久

保局長の知っているその範囲で私はこれは質問いたします。

このブローケンアロトという、核兵器の事故発生せりというそのエクササイズ、訓練、これは今年度は十六回、一昨年は二十回行なわれております。それについていかがですか。

○西村(直)国務大臣 私どもは、そういう訓練が行なわれていること自体は直接知りません。ただ、米軍の性格上、米軍というのは世界各地に交代しては行く場合もあります。したがって、いろいろな兵器によって攻撃されるということを想定したりして、こういうことに対する訓練というものはあっても、米軍の性格上は別におかしいことではない。ただ、これが直ちに日本に核があるんだ、こういうふうになぐことはできない。ことに、横田基地の性格からいっても、あそこを核を持ち込むなどということとは、普通の軍事常識からいってあり得ないことであります。補給基地であります。そういうような意味から、私どもはこの訓練があるということを知りませんし、かりにどういう訓練をやっておいても、米軍というものはあらゆる武器の攻撃に対して対処するという訓練をやることも一応は考えられるわけであります。

○伊藤(勉)委員 防衛庁長官、先ほど申し上げました数々のことは、横田基地で知り得た知識でございます。私は、このことがハワイであるとか、アメリカ本土であるとか、グアム島であるとかというところでも知り得たことであるならば、何も問題にはいたしません。しかしながら、こういうことを横田で知り得たことに重大な意味があると思うのです。先ほど、横田にはないとおっしゃる。私はまだそこまで聞いてない。絶対にないんだということをおっしゃるようでございますが、まだそこまでは質問してない。どういふことなのか、事実に基づいて私は聞いています。

それで、横田というところは、非常に人家も周辺に密集しております。したがって、少しラジオをかえまして、これらのことは全部聞こえるわけでありまして。聞くまいと思っても、電波が混乱し

たときにはこういうことが付近の住民のラジオにも入るのであります。しかも、防衛庁長官は、横田は補給基地だと言われるが、それはつい最近じゃございませんか。いままでの横田は第五空軍の極東における最大の戦術戦術連隊の攻撃基地であります。しかも、いまは補給基地だとおっしゃっておりますけれども、確かに数多くの補給部隊が来ております。またベトナムと直結している基地でもあります。立川が拡張されないために、横田が最近また大きく拡張されております。その主任は補給でありますけれども、しかし、横田基地には数多くの戦術部隊の分遣隊、戦術戦術連隊の分遣隊、あるいはまた、四〇〇部隊がいま問題になっている沖縄の核管理部隊だと言いましたけれども、その分遣隊がいるじゃありませんか。それについていかがですか。

○西村(直)国務大臣 私はしばしば申し上げるように、横田は明らかに補給基地の性格を持つております。したがって、私どもは、そういう訓練をやられるということを知っておりませんし、また、その性格上、横田に核弾頭等があるということとは、軍事常識上私どもは想定は全然できません。

○伊藤(勉)委員 ただいま申し上げました中で問題にいたしておりますことは、一つはこの四〇〇部隊、核管理部隊であります。先ほど防衛局長から答弁がありました。これは三三三戦術戦術連隊を含めて、日本、そしてまた沖縄、そしてフィリピン、この戦術戦術連隊における唯一の核管理部隊が第四〇〇部隊であります。もしないとするならば、いついなくなつたのか、何月何日。さらに四七五部隊、現在横田はこの基地になっておりますが、その基地のその部隊はどういう部隊なのか。

さらに、先ほど四二五二戦術部隊が解団されたと言いましたけれども、現在三七六部隊になっておると申されておりますが、では、その分遣隊、こういうものは、私たちの調査で、つい最近まで横田に駐屯しているものであります。もしない

とするならば、何月何日なくなったのか、明確に答弁願いたいと思ひます。すでに質問通告してあります。

○久保政府委員 三七六戦術ウイングにつきましては、その分遣隊が横田にありますが、これは三七六戦術ウイング、つまりSACと五空軍の連絡に当たっているようであります。

それから、先ほど第四〇〇部隊の分遣隊があるようにお話がございましたが、私の手元の組織表から見ますと、横田にありますが第四七五航空基地の中に整備部隊があるようでありまして、詳しくもう一度見ますけれども、ちよつとい見当たりません。

○伊藤(勉)委員 防衛庁長官、防衛庁長官はいまわからないでいいかげんに答弁しているわけですが、ちゃんと局長がおっしゃっているじゃありませんか。

現在の横田基地というものが、確かに補給基地の本格的な基地になってきております。だからといって、第五空軍の戦術戦術連隊及び第五空軍の攻撃基地であることは変わりないのであります。だからこそ、こういう分遣隊が来ているのであります。しかも三七六部隊といえ、これはSACと直結しております。このSACの部隊というのは、米本土のネブラスカ州オフアット基地を本拠としております。そしてこれはアメリカの核抑止力の中核をなす部隊であります。ですから、一たん有事のときには、この分遣隊の誘導によりいつでもB52が横田に来れる。また、B52が着陸できるた一つのランウエーを持つ横田基地であります。私は基地司令官にも伺いましたが、現在はそのような形であっても、決して基地の機能は落ちていない、一たん有事のときにはすみやかにそういう体制に返るのだ、こういう報道官の話もあるわけでありまして。いつか横田にB52が来まして問題になったことがあります。それは事故だからおぼろげなわけであり、こういう分遣隊の誘導によって来ているわけでありまして。また、極東における核抑止力の中核として常にそういう部隊が存在し

て、一たん有事のときには着陸もし、また攻撃に出かける基地でもあるということでありまして。さらに、四七五部隊というものは、これは三沢におつたや第五空軍の核部隊の戦術戦術連隊であります。その基地司令官が横田に移つたじゃありませんか。三沢の部隊がそのまま韓国や沖縄に行つたのじゃないのです。その戦術戦術連隊の司令官が横田に移つただけじゃありませんか。

こういうことから考えまして、当然、先ほど申し上げました数々の核弾頭、核爆雷あるいはまた毒ガス兵器、そういうものを含めて横田には貯蔵されておつたし、また今後も、その性格が変わらない限り、貯蔵される疑いがある、こういうことでございます。いかがですか。

○西村(直)国務大臣 まあ具体的にいろいろなことをおっしゃいますが、横田がもうすでに補給基地であるという主任に変わつておることは、御存じのとおり。したがって、多少いろいろなさういふ話はあつたにいたしましても、横田に核が持ち込まれて基地になっているということは、普通の常識から考えられませんか、また、もしありとすれば、警戒なんかも変わった警戒があり得ると私は思うのであります。何らそういう形もとっていない。先ほどまた、横田基地のシンボル4について、ああいうような米軍の回答ももつておる。これらを勘案しますと、私どもは、核について、少なくとも横田基地の核問題というのは懸念する必要はない、こう考えております。

○伊藤(勉)委員 私がいままで指摘しましたことについては、それは長官、答弁の中でただだいたひに言っただけでは、国民の疑惑はますます深まつても、晴れることはないと思ひます。その点について、私がいま申し上げたことが間違ひかどうか、政府委員に答弁を求めたいと思ひます。

○久保政府委員 横田の基地としての評価でありましてけれども、従来、F4、沖縄に行きましたF4の三個スクードロンがあつたことは間違ひございません。しかし、その当時といえども、やはり

アメリカの極東戦略の立場からいふならば、補給基地として非常に重要な場所である。航空部隊そのものはいつてもどこでも動くわけであり、その意味で特に横田が戦術戦術上の重要基地であったというふうには思ひにくいわけであり、すなわち、F4が、部隊がありまして、やはり補給基地としての機能は非常に大きかった。しかし、また同時に、B52その他の飛行機が来れることも、これはランウエーその他非常に大きな施設でありますから、そういうことはあり得ましよう。したがって、いろいろな飛行機の中継基地という意味、戦術基地ではなくて、中継基地としての機能というものがこれまた十分にあり得ようと思ひます。ただし、そういったような使用形態と、それからそこに核兵器を置かなければならないということとは、全く別のことでありうといふふうに私は思ひます。たとえばB52について言うならば、横田に置くにはあまりにも近過ぎる。むしろグアムならグアムというふうなところで十二分に可能であらうといふふうに思ひます。

○伊藤(總)委員 それでは、私が調査した資料に基づいて、事実関係を私は指摘しております。もしこれに疑問があれば、調査を願ひたいと思ひます。

それで、先ほど申し上げました中にブローケンアロー・エクスサイズ、これが、先ほど言いましたように、これは十六回の訓練をやっております。去年は二十回やりました。そこで問題は、私が入手しましたメモでございます。ここに原文がございまして、そして、先ほど申し上げましたこのブローケンアロー・エクスサイズというものは、嘉手納基地、横田基地を含む第五空軍全部で事故の発生を常にトータルしているものであります。これはこの事故発生したときに必ず消防自動車が出動します。この一から二十七項目までにその事故発生の種類が出ております。この一から二十七番目までには、その種類がいま申し上げるとおり書いてあります。たとえば、二十六番目にブロー

クンアロー・エクスサイズと書いてある。二十七番目はハイジャックと書いてある。そして十九番目にはヨギ・ベアと書いてあります。ヨギ・ベアというのは核弾頭のことであります。そのヨギ・ベアがこの横田において輸送された。しかも輸送中に事故が二回起きているという統計表であります。これは昨年の十二月であります。

申し上げます。非常に詳しく書いてございますから、何時何分と書かれております。これは事故発生したときの日とそれから時間帯であります。よろしいですか。いろいろありますから全部申し上げますが……。

十三時十九分、タンカー一号車ガソリン十ガロン補給。
十三時二十三分、タンカー一号車がビルディングNo.九一六から弾薬庫のNゲートまでヨギ・ベアを護送。
十三時二十五分、クラッシュ五号車、デルタの東側に待機。滑走路は百八十度の風(南風)が吹いている。
十三時三十九分、タンカー一号車六〇五に帰署。

十三時四十四分、電話局のS氏より「基地外の火災報知器差し込み第六番が十三時四十五分から十四時四十分まで切れる」(と連絡)
十三時四十九分、管制塔より「エア・バック(撤退用)C111型No.五〇二六二機が最終旋回中」
十三時五十分、クラッシュ四号車がエア・バックC111型No.五〇二六二機の停止地点へ。第四駐機場。降機人員は三十二、十一(重体三十二、重傷十一)

十四時〇一分、管制塔より「エア・バックC111型No.五九四一〇機が最終旋回中」
十四時〇一分、S軍曹「事故防止補救班が十五時十五分より事故防止練習を二回行なう」と連絡。
十四時〇四分、クラッシュ六号車がエア・バックC111型No.五九四一〇機の停止地点へ。第八九駐機場。降機人員八、九プラス一(重体

八、重傷九、看護一)
ここで申し上げます。エア・バックというのは、ベトナム兵が横田に降りてきてまして、その病人のことをここに書いておるわけでありまして、続けます。

「委員長退席、毛利委員長代理着席」
十四時〇七分、P軍曹が空軍警察のデスクに以下を報告。「タンカー一号車の」ヨギ・ベア護送中に、ライセンズ(番号)M四八三二という一台のステーションワゴンが、タンカー一号車の傍を通り、タンカー一号車とミサイルを積んだトラックの間に割り込んできた」
十四時十二分、クラッシュ一号車が六〇五に帰署。ガソリン九ガロンを補給。
十四時十五分、給油所がT三三地区の地点一六で洗浄を依頼。
十四時十九分、H氏がヨギ・ベア護送中に

(タンカー一号車にのつていた)同氏のそばを通過してミサイル・トレーラーと自分の車の間にひき入れられたステーションワゴンについての調査を作成するため空軍警察のデスクに行つた。

もうずっとその日の日報であります。事故の日報であります。よろしいですか。これは、要するに、Hという人が何も知らずにヨギ・ベアの護送の間に割り込んで来た。そこで調査を取られた。そして、ずっとこのあといろいろなことが報告がありますけれども、最後にこのヨギ・ベアは九一六というところから横田の弾薬庫に送られてくるのです。いいですか。こういう実情がござい

ます。いかがですか。

○西村(重)國務大臣 それはいかなる資料であるか、私はまだ拝見しておりませんし、それがどういふふうな事実であるか、ちょっと私には判断がつかぬんですが、いずれにいたしましても、先ほどから申し上げているように、横田が核などを置いておる基地であるということは、それから考

えても感ぜられませんか。

○伊藤(總)委員 私は、こういう事実関係を示して、このヨギ・ベア、核輸送について事実の実態をもつて質問したわけでありまして、それを知らぬ存ぜぬとは、やはり長官、これはますます国民に対して疑惑を大きくさせるだけでありまして、そこで、これはたいへんな問題でございますから、総理に伺ひたいと思ひます。そうして、この問題について、私は、事実かどうか、調査団を派遣していただきたい。そしてその実態を明らかにしていただきたい。うそであれば幸ひだと私は思ひます。もし事実であるとすれば、これはたいへんなことであります。きのうから総理もおっしゃっておりますように、アメリカは日本の非核三原則、また核政策に反することは絶対しない。しかしながら、事実関係はこういうふうにあるんじゃないでしょうか。その点について、総理、答弁願ひたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 昨日並びに本日、伊藤君から具体的な疑問があるといつて、ただいまお話が並べられました。私は、私の内閣、これは非核三原則だ、こういうことを成立以来呼び続けてまいりました。また、私自身がアメリカに行くことに、日本は特殊な国民、最初の被爆国だ、そういうことで核については非常に敏感だ、だから、安保の条約は必要だけれども、非核三原則は守る、そういうことでよく話はいたしており、また同時に、もしも国内に核を持ち込む、そういう場合には、事前協議をやる、そういうことを話をし、同時にまた、非核三原則、これは日本の意図に反するといふようなことはしない、ここまでの両国の間は緊密に連携をとつてきております。したがって、私自身は、本土の米軍基地によもや核兵器があるとは、絶対に疑問を持つようなものではないと思ひます。米軍自身は、私との約束、これは忠実に守つてくれている、かような確信のもとにたゞいま日米安全保障条約を結んでおるわけであり

ます。

過日は岩国について、また、昨日は伊藤君から横田基地についていろいろのお話を提供されまし

けるあの事故と同じように、七つある安全弁のうち最後まではずれたらどうなりますか。幾つか申し上げましたその弾頭の種類も、私は全部横田で知り得た資料であります。なければ、そんなことばがわかるはずがないし、知るはずがないじゃありませんか。だから、この際、総理は、そういう疑惑に対しては、謙虚に調査をする——マイヤー大使が言いました、岩国基地を含め、日本本土にはどこにも核はないというけれども、こういう疑惑があったら、当然国民の前に明らかにすべき総理としての義務がある、私はこう思うわけであります。

○佐藤内閣総理大臣 輸送中の事故が過去において二回あった、しかもそれは核輸送中だ、さように言われますが、それは事実を明らかにして、何月何日と、こういうことが言えますか。それとも、ただ単に、核輸送中の事故だろうというような程度ですか。

○伊藤(惣)委員 総理、そうおっしゃいますが、もし私が明らかにしたらどうなりますか。その事実があったら、総理どうしますか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、その事実があったらどういふことをするかということは、昨日も申し上げました。また沖繩の協定特別委員会でも、はっきり私のとるべき処置を申し上げております。したがって、ただいまの点をはっきりさせていただければ、私は調査することが容易だと思っております。お尋ねするのであります、そういう意味で御協力を願いたいと思うわけであります。

○伊藤(惣)委員 ですから、総理、私はこのことについて協力は幾らでもいたします。何月何日といえませんが、しかしながら、やはり日本の利益という問題がございます。いいですか。総理のまた立場もあろうかと思ひます。そうして、ほんとうに言えというならば、私は、先ほど言ったとおり、○月○日と言ったわけですね。あとは全部その事実関係を事故報告書としてちゃんとつてある、それを読み上げたわけですよ。だから、総理は、直ちに米軍に対して、こういう報告があるが、

いつあったんだと聞けば、すぐわかるじゃありませんか。

○佐藤内閣総理大臣 事柄はまことに重大です。ただ単に私の進退上の問題だけではございませ

ん。また、私も盟邦、これは約束のできる相手だ、パートナーだ、かように考えているアメリカが、日本を裏切ったという、そういう事実でありますから、たいへんな問題であります。そういう意味で、ただいま出されたことについては、私どもも責任をもつて取り調べるつもりであります。そういう意味で、私のことはあまりお考えにならないで、国民の皆さんが御安心がいくように、防衛庁にも材料を提供をしていただいで御協力を願います。

○伊藤(惣)委員 総理、この際申し上げますが、この間、岩国基地におきまして米兵が四人はど本國に送還されました。私が一番おそれるのはその点であります。幾らでも協力しますから、ここで明確に、米兵を含めて日本人すべてに、刑特法の適用だとか、あるいはまた、本人たちの生活権を侵害するようなことはしないということを確約していただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまおっしゃることは、どうも私にはわかりませんがね。米兵をアメリカが本國に送還する、これはどういふことでやるのか、アメリカの政府のことだと思ひますし、私が日本政府で考えるべきことは——私は政府の首班ですが、同時にまた国会議員でもある。伊藤君とその立場は同じです。守るべきはわが国民の安全だと思ひます。そういう意味で最善を尽くそうといふことを申し上げておるのであります。その意味の材料、資料——また、これは私は伊藤君を疑つてどういふ言ひをいふわけではありせん。もちろん、この委員会のこの席上でお話しになるのですから、十分の確信を持つての御議論だと思ひますし、また、そういう意味で伊藤君をどういふ言ひで私に申し上げるのではありません。私もいままでは、あまりにもその程度では無理だな、かように思ひ、あ

まり疑問を持たなかつたのですが、ただいま言われるように、核輸送中の事故だ、かように言われると、私も知らないうちに核が本土に持ち込まれた、こういうことだと思ひますので、これはほつてはおけない。これはただそうじゃないかと思ひ、そういう言ひでなくて、もうほとんど断定的に、核輸送中の事故が二回も起きている、かように言われまして、その意味において私は十分調べたい、かように思ひますし、また、そういう意味の御協力を願ひする次第であります。どうぞよろしく願ひします。

○伊藤(惣)委員 私は、いま総理にいろいろな例を示しまして、議事録をよく読まればわかることだと思ひます。しつこく言ひますから何回も言ひませぬけれども、事実関係を明らかにいたした以上は、いいかげんなことは許されたいと思ひます。いままで核論議は、ともすれば、そうじゃないかといふようなお話を続きました。これは何年か来も言われてきたことでもあります。しかしながら、そのたびに、ない、疑惑があつても、それはなかつた、こういうことだけであります。いま沖繩返還を目前にいたしまして、私が一番心配することはこういうことでもあります。総理は、返還後にも核があつた場合には責任をとる、そうおっしゃいますけれども、総理は、四選はあつたけれども、五選はないわけですよ。そのことを次の総理に引き継ぐことができないわけでありまして、その意味からいいますと、無責任な発言であります。したがって、私は、こういう問題について、ただいま資料をもとに申し上げたわけでございますから、幾らでも協力いたしますので、調査団を派遣していただきたい。

【毛利委員長代理退席、委員長着席】
そしてまた、この資料に基づいてもつこうでございますから、仲よく調査して、あれば、どうですか、そのことについては、たいへんなことじゃないか、米軍に対してひとつつこういふ忠告もし、もしそうであるならば、それはそれなりの責任を明らかにして、今後こういうことのないように——少なくとも院の決議があつたことでございすから、私たちはそのことについて強く、そういう問題については明らかにすべきだ、こう申し出ておるわけでございます。したがって、調査団を出すか出さないかだけを総理に伺ひたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 どうも私と伊藤君と話がびつたり合わないようですが、私も、信頼するアメリカ、これに対して非常な疑いを持つて調べ、こういうことになりましたから、はつきりした疑問を持つ十分なものがないと、なかなか動きがとれない。先ほど来申しているのがその点でありまして、そういうものを十分見せていただいて、その上で私も調査する、かように申しておるわけですよ。いま全然やらないというわけじゃない。しかし、核輸送中の事故二回、こういうことまではつきりになり、○月○日、こう言われると、これはもつとはつきりさせて、そうして明らかにしておくことが必要だろう、かように思ひますし、私は、そういう意味で政府も責任をとるし、また、こういう話がいつまでも長く尾を引かないように、終止符を打つ方法もあるだろうから、適当に終止符を打つ方法、それとして、ただいまのような資料によつて調査にかかるといふことをひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○伊藤(惣)委員 それじゃ申し上げます。申し上げてよろしいのです。正確に申し上げますと、一九六九年十二月であります。いかがですか。調査しますか。調査団を派遣しますか。

○西村(直)國務大臣 総理が立たれてしばしば明言されるように、事柄が重大でございす。したがって、御協力の意味で、お手元の資料をひとつ私のほうにお渡しを願つて、そして十分それによつて判断したい、こういうふうに考えております。

○伊藤(惣)委員 何回も申し上げますとおり、私はこのように言つたんですから、あとは、総理が命じて調査すればいいじゃありませんか。うそか、は

んとうか。まず私が言いたい点は、調査団を派遣してもらいたい。(〇)月〇日はどうした」と呼ぶ者あり)何言うのですか、あなたは。ちゃんと十二月まで言ったら——事故はそんなに簡単に起こるものじゃない。

委員長、不規則発言をやめさせてください。

○床次委員長 不規則発言は——ひとつ御静粛に願います。防衛庁長官の答弁がありますから……。

○西村(直)国務大臣 ただいま御協力いただくというか、資料の御提出を願う、それを私どものほうは精査いたしました、その上で時間をいただいて総理の判断を請う、こういうふうにしたいと思っています。

〔伊藤(惣)委員、書類を示す〕

○伊藤(惣)委員 それでは、最後に総理に、その調査団を派遣するかしないかだけを明確に伺っておきたいと思うのです。

○佐藤内閣総理大臣 いまの資料をいただいて、その上で判断をして、必要があれば調査団を派遣すると、御了承いただきます。

○伊藤(惣)委員 いままでは、何月何日なのかというのを明確にすれば、調査団を派遣するなり考えるのと総理がおっしゃいました。私がこれを示して、それを見たら、今度は、それをよく見て十分検討して、それから考える、そんなことじゃ私は質問できませんよ。冗談じゃありませんよ。調査団を出すのか出さないのか。また、もしくは、このことについて、先ほどから総理が、次のものを出せば、こうすればと言われるので、私もすなおに出しました。なおかつ、それを今度は、実際に見て、調べて、それから判断するとは何ごとですか。そんなじゃ質問できませんよ、私は。

○西村(直)国務大臣 ただいまちょっと拝見しました資料自体がはたしてどういうものであるか、これ自体を私どもは確認させていただきませんと、論議が軌道に乗らないと思います。そして、それによって私どもは、必要があれば米軍なり何

に——したがって、こういう大事な問題には十分時間もいたさなければ——そして、最高責任者としての判断のもとに国会で御論議を願う、そうしなければ国民が非常にわからなくなってしまう心配も、政府側としてもあるわけでございます。

○伊藤(惣)委員 それでは、いろいろございませうけれども——まだ資料があります。これほど明らかにしてもなおかつ疑わしいというふうにおっしゃって、調査団も出せない、こういうことでございませうならば、いままでも申し上げたことについて、きょうでなくてもけっこうでございますから、私は質問を留保いたします。先にいろんな問題またございませうけれども、混乱しますから。いいですか。

そのほかに毒ガスを輸送したこともあります。先ほどグループA、B、Cで聞きました。クラスA、B、Cで聞きました。その中にも毒ガスの輸送があり、さらに放射能物質の輸送もあるのです。ですから私は、調査団を派遣して明確にすべきだ、こう申し上げているわけでありませう。

私は、これ以上質問いたしましたが、おそろしく、実際に見てみないと、聞いてみないとわからぬという答弁が続くと思えます。でありますから、私は、この際質問を留保して、これでやめたいと思えます。

最後に申し上げておきますけれども、少なくとも今国会において、非核三原則が十三年ぶりで決議されました。非常にいいことだと私たち思っております。そのやさきでございませうから、こういう問題については十分に政府が検討し、そしてこういう事故があった場合には、やはり日米の親善関係を考えてみても、日本の国益からいっても、決して許さるべきものではない、こういうことから私はきびしく政府を追及いたしまして、私の質問を留保して終わります。

○床次委員長 次回は、来たる十二月三日、午前九時三十分理事会、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時四分散会

昭和四十六年十二月八日印刷

昭和四十六年十二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局